

令和7年9月1日

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

関係者各位

一般社団法人 公共建築協会

標準仕様書の改定に伴う評価基準の改定について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会に対して格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、建築材料・設備機材等品質性能評価事業においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定による「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（電気設備工事編）（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に基づき、建築材料・設備機材等の評価基準（以下「評価基準」という。）を定めております。

「標準仕様書」が、3年ごとの改定により令和7年版として制定されたことを受け、評価基準も令和7年版として改定を行いました。改定内容は、別紙－1を参照してください。

評価基準の改定により、申請内容と評価基準との間に差異が生じている場合がありますので、ご確認をお願いしたいと存じます。

なお、差異が確認された場合には、下記1. 2. のいずれかにより対応いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更評価による対応

評価基準の改定部分と貴社の申請内容の間に生じている差異について、次に示すように、変更評価を申請し、評価書を取得してください。

（1）変更申請の手続き

①変更申請の手続きについては、「変更評価の手続き等について」に基づき、申請書を作成してください。

なお、申請の際、ご不明な点等がある場合は、事務局宛てメール等でご相談ください。

②受付は随時行っています。受付審査が終了次第、直近の評価委員会に諮り審査を実施します。

③変更評価が終了した場合には、評価書を交付するとともに、当協会のホームページにて公表します。

(2) 変更申請の経費

変更内容により評価料金は異なります。「建築材料及び設備機材 評価申込案内」で確認してください。

2. 既評価書をそのまま継続使用

評価書を取得している建築材料・設備機材を工事に納入する場合、品質性能等の証明として評価書の写しを提出していたと思います。しかしながら、標準仕様書（令和7年版）および評価基準（令和7年版）との間に差異が生じている建築材料・設備機材を工事に納入する場合、評価書の写しに加えて、標準仕様書（令和7年版）および評価基準（令和7年版）に適合することを、証明書、検査成績書等の提出により、工事ごとに証明する必要がございます。

なお、これについては、発注者側の了解を得たものではありませんので、差異が生じている部分の説明や対応方法の説明等が必要と思われます。

3. 問い合わせ先

一般社団法人 公共建築協会 評価事務局

Tel 03-3523-0384、Fax 03-3523-1827（建築、電気設備、機械設備共通）

Mail 建築材料等評価部：hyokajigyo-a@pba.or.jp

電気設備機材等評価部：hyokajigyo-e@pba.or.jp

機械設備機材等評価部：hyokajigyo-m@pba.or.jp

別紙－ 1

*「赤字」は、改定箇所を示しております。

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）			新旧対照表		評価基準	新旧対照表																																																				
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																																						
ボイラー ①鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー ②鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー ③鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー ④鋼製ボイラー (共通事項)	第2編第1章第2節 1.2.2 機器附属盤	(1) 一般事項 (ア) 各編で指定された機器附属の盤及び特記により指定された機器附属の盤に適用する。 (イ) 機器附属の盤を設ける場合は、本項の機器を盤内に収納する。 (ウ) 図面ホルダに、単線接続図等を具備する。 (エ) ドアを閉じた状態で、充電部が露出してはならない。 なお、ドア裏面の押しボタン等感電のおそれのある構造のものは、感電防止の処置を施したものとする。ただし、電気用品安全法の適用を受ける機器の盤は除く。 (オ) 電源回路は、制御回路に電磁的な影響を与えないようにする。	1.2.2.1 制御及び操作盤 機器に附属される制御及び操作盤は、電気事業法（昭和39年法律第170号）、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）及び電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に定めるところによるほか、製造者の標準仕様とする。ただし、各編で指定された機器及び特記により指定された機器は、表2.1.6により次の各項を適用とし、製造者の附属盤内に収納する。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>4-3 制御盤(鋼製簡易ボイラーは製造者の標準仕様)</td><td></td><td></td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	4-3 制御盤(鋼製簡易ボイラーは製造者の標準仕様)			<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>4-3 制御盤(鋼製簡易ボイラーは製造者の標準仕様)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電気事業法及び電気設備に関する技術基準を定める省令を適用</td><td></td><td>適用</td></tr><tr><td>インバータ採用時の高調波対策</td><td></td><td>提出されており、適合している</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	4-3 制御盤(鋼製簡易ボイラーは製造者の標準仕様)			電気事業法及び電気設備に関する技術基準を定める省令を適用		適用	インバータ採用時の高調波対策		提出されており、適合している																																				
項 目	単位等	評価基準																																																									
4-3 制御盤(鋼製簡易ボイラーは製造者の標準仕様)																																																											
項 目	単位等	評価基準																																																									
4-3 制御盤(鋼製簡易ボイラーは製造者の標準仕様)																																																											
電気事業法及び電気設備に関する技術基準を定める省令を適用		適用																																																									
インバータ採用時の高調波対策		提出されており、適合している																																																									
ボイラー ①鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー ②鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー ③鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー ④鋼製ボイラー (共通事項)	第2編第1章第2節 1.2.2 機器附属盤 表2.1.3 ボイラー等の表示及びブザー	(2) 表示及びブザー (ア) 機器附属盤に設ける表示及びブザーの仕様等は、特記による。特記がなければ、次による。 (イ) 表示の光源は、原則として LED とする。 (ウ) 表示の色別は、色に対応する項目の表記があれば、製造者の標準色としてもよい。 (エ) 運転及び停止表示は、機器ごとに設ける。 (オ) 保護継電器の動作表示は、次により設ける。 (a) 保護継電器ごとに設ける。 (b) 保護継電器の作動が動作表示以外で判別できる場合は、盤の表面に一括表示としてもよい。 (カ) 運転時間積算表示は、次の実運転時間（単位h）を表示又は印刷できるものとし、整数位5桁以上のものとする。 (キ) 電流表示は、機械式（延長目盛電流計（赤指針付き））又はデジタル表示とし、電動機ごと又は機器ごとに設けるものとする。 (ク) ボイラー等の表示項目及びブザーは、表2.1.3 による。	(b) 電流計は、機械式（延長目盛電流計（赤指針付き））又は電子式（デジタル表示等）とし、電動機ごとに設ける。 なお、1ユニットの装置の場合は一括で設けてもよい。 (d) 表示等は、表2.1.7により設けるものとし、表示の光源は、原則として、発光ダイオードとする。 なお、運転及び停止表示は、電動機ごとに設けるものとし、保護継電器の動作表示は、(i) 運転時間計は、次の実運転時間（単位h）をデジタル表示するものとし、表示桁は、整数位5桁以上のものとする。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>(1)表示及びブザー等</td><td></td><td>(簡易ボイラー除く)</td></tr><tr><td>・表示の光源</td><td></td><td>原則としてLED</td></tr><tr><td>・電源表示灯(白)</td><td></td><td>電源表示灯(白)必要(各社の表示灯色でも可)</td></tr><tr><td>・燃焼表示灯</td><td></td><td>燃焼表示灯必要</td></tr><tr><td>・不着火表示灯の有無を記入</td><td></td><td>不着火表示灯必要</td></tr><tr><td>・保護継電器の動作表示</td><td></td><td>保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入</td></tr><tr><td>・ガス圧異常表示灯(ガスだきの場合)</td><td></td><td>ガス圧異常表示灯(ガスだきの場合)必要</td></tr><tr><td>・運転時間積算表示</td><td></td><td>パーナーの実運転時間(単位h)を表示又は印刷できるもの必要 整数位5桁以上 必要</td></tr><tr><td>・異常警報ブザー</td><td></td><td>異常警報ブザー必要</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	(1)表示及びブザー等		(簡易ボイラー除く)	・表示の光源		原則としてLED	・電源表示灯(白)		電源表示灯(白)必要(各社の表示灯色でも可)	・燃焼表示灯		燃焼表示灯必要	・不着火表示灯の有無を記入		不着火表示灯必要	・保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入	・ガス圧異常表示灯(ガスだきの場合)		ガス圧異常表示灯(ガスだきの場合)必要	・運転時間積算表示		パーナーの実運転時間(単位h)を表示又は印刷できるもの必要 整数位5桁以上 必要	・異常警報ブザー		異常警報ブザー必要	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>(2)表示灯等</td><td></td><td>(簡易ボイラー除く)</td></tr><tr><td>・電源表示灯(白)</td><td></td><td>電源表示灯(白)必要(各社の表示灯色でも可)</td></tr><tr><td>・燃焼表示灯</td><td></td><td>燃焼表示灯必要</td></tr><tr><td>・不着火表示灯の有無を記入</td><td></td><td>不着火表示灯必要</td></tr><tr><td>・保護継電器の動作表示</td><td></td><td>保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入</td></tr><tr><td>・ガス圧異常表示灯(ガスだきの場合)</td><td></td><td>ガス圧異常表示灯(ガスだきの場合)必要</td></tr><tr><td>・異常警報ブザー</td><td></td><td>異常警報ブザー必要</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	(2)表示灯等		(簡易ボイラー除く)	・電源表示灯(白)		電源表示灯(白)必要(各社の表示灯色でも可)	・燃焼表示灯		燃焼表示灯必要	・不着火表示灯の有無を記入		不着火表示灯必要	・保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入	・ガス圧異常表示灯(ガスだきの場合)		ガス圧異常表示灯(ガスだきの場合)必要	・異常警報ブザー		異常警報ブザー必要
項 目	単位等	評価基準																																																									
(1)表示及びブザー等		(簡易ボイラー除く)																																																									
・表示の光源		原則としてLED																																																									
・電源表示灯(白)		電源表示灯(白)必要(各社の表示灯色でも可)																																																									
・燃焼表示灯		燃焼表示灯必要																																																									
・不着火表示灯の有無を記入		不着火表示灯必要																																																									
・保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入																																																									
・ガス圧異常表示灯(ガスだきの場合)		ガス圧異常表示灯(ガスだきの場合)必要																																																									
・運転時間積算表示		パーナーの実運転時間(単位h)を表示又は印刷できるもの必要 整数位5桁以上 必要																																																									
・異常警報ブザー		異常警報ブザー必要																																																									
項 目	単位等	評価基準																																																									
(2)表示灯等		(簡易ボイラー除く)																																																									
・電源表示灯(白)		電源表示灯(白)必要(各社の表示灯色でも可)																																																									
・燃焼表示灯		燃焼表示灯必要																																																									
・不着火表示灯の有無を記入		不着火表示灯必要																																																									
・保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入																																																									
・ガス圧異常表示灯(ガスだきの場合)		ガス圧異常表示灯(ガスだきの場合)必要																																																									
・異常警報ブザー		異常警報ブザー必要																																																									

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 新旧対照表			評価基準	新旧対照表																																																																											
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																																																											
ボイラー ①鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー ②铸铁製ボイラー及び铸铁製簡易ボイラー ③鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー ④鋼製ボイラー (共通事項)	1.2.2 機器附属盤 (5) インバータ制御装置（可変電圧可変周波数制御装置）	(※) インバータ制御装置の高調波対策は、特記による。特記がなければ、次のいずれかによる。 (a) 「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数 Ki=1.8 以下(交流側リアクトルで Ki=1.8 となる対策を除く)となるようにした機器 (b) JIS C 61000-3-2「電磁両立性-第3-2 部:限度値-高調波電流発生限度値(1 相当りの入力電流が 20A 以下の機器)」が適用された機器 (c) 基本波力率が 1 であるときの入力力率が 0.94 以上のインバータ制御装置 (d) 基本波力率が 1 であるときの入力力率が 0.94 以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置 (7) 高周波ノイズ対策用として、入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。	(e) 高調波対策が必要な場合は、直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数 Ki=1.8 以下となる対策を講ずることとし、特記による。 (f) 高周波ノイズ対策用として、入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>2)高調波対策(特記による)</td><td></td><td>特記対応とし、特記が無ければ下記(a)から(d)のいずれかによる</td></tr><tr><td>①高調波対策</td><td></td><td>(a)高調波対策として直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数Ki=1.8以下(交流側リアクトルでKi=1.8となる対策を除く)となる対策</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(b)JIS C 61000-3-2「電磁両立性-第3-2 部:限度値-高調波電流発生限度値(1相当りの入力電流が20A 以下の機器)」が適用された機器</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(c)基本波力率が1 であるときの入力力率が0.94 以上のインバータ制御装置</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(d)基本波力率が1 であるときの入力力率が0.94 以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置</td></tr><tr><td>②高周波ノイズ対策用</td><td></td><td>入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	2)高調波対策(特記による)		特記対応とし、特記が無ければ下記(a)から(d)のいずれかによる	①高調波対策		(a)高調波対策として直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数Ki=1.8以下(交流側リアクトルでKi=1.8となる対策を除く)となる対策			(b)JIS C 61000-3-2「電磁両立性-第3-2 部:限度値-高調波電流発生限度値(1相当りの入力電流が20A 以下の機器)」が適用された機器			(c)基本波力率が1 であるときの入力力率が0.94 以上のインバータ制御装置			(d)基本波力率が1 であるときの入力力率が0.94 以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置	②高周波ノイズ対策用		入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。																																																							
項 目	単位等	評価基準																																																																														
2)高調波対策(特記による)		特記対応とし、特記が無ければ下記(a)から(d)のいずれかによる																																																																														
①高調波対策		(a)高調波対策として直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数Ki=1.8以下(交流側リアクトルでKi=1.8となる対策を除く)となる対策																																																																														
		(b)JIS C 61000-3-2「電磁両立性-第3-2 部:限度値-高調波電流発生限度値(1相当りの入力電流が20A 以下の機器)」が適用された機器																																																																														
		(c)基本波力率が1 であるときの入力力率が0.94 以上のインバータ制御装置																																																																														
		(d)基本波力率が1 であるときの入力力率が0.94 以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置																																																																														
②高周波ノイズ対策用		入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。																																																																														
冷凍機 ①空機熱源ヒートポンプユニット及び水冷チリングユニット (空機熱源ヒートポンプユニット)	第3節 冷凍機 1.3.1 空気熱源ヒートポンプユニット 1.3.1.1 一般事項	(1) 本項は、冷凍能力が 60kW 以上の空気熱源ヒートポンプユニットに適用する。ただし、冷凍能力が 30kW 以上、60kW 未満のものは制御盤のみを適用する。	本項は、圧縮機用電動機の合計定格出力 11kW を超える空気熱源ヒートポンプユニットに適用する。ただし、5.5kW 以上 11kW 以下のものは制御盤のみを適用する。	<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>1.適用範囲</td><td></td><td></td></tr><tr><td>形式</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>申請範囲:形番</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>申請範囲:冷却能力</td><td>kW</td><td></td></tr><tr><td>申請範囲:定格冷凍能力</td><td>kW</td><td>60kW以上 (30kW以上、60kW未満は制御盤のみを適用)</td></tr></table>	項目	単位等	評価基準	1.適用範囲			形式		申請機種一覧との整合	申請範囲:形番		申請機種一覧との整合	申請範囲:冷却能力	kW		申請範囲:定格冷凍能力	kW	60kW以上 (30kW以上、60kW未満は制御盤のみを適用)	<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>1.適用範囲</td><td></td><td></td></tr><tr><td>分類</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>形式</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>申請範囲:形番</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>申請範囲:冷凍能力</td><td>kW</td><td></td></tr><tr><td>申請範囲:圧縮機電動機出力</td><td>kW</td><td>11kWを越え90kW以下 (5.5kW以上11kW以下は制御盤のみを適用)</td></tr></table>	項目	単位等	評価基準	1.適用範囲			分類		申請機種一覧との整合	形式		申請機種一覧との整合	申請範囲:形番		申請機種一覧との整合	申請範囲:冷凍能力	kW		申請範囲:圧縮機電動機出力	kW	11kWを越え90kW以下 (5.5kW以上11kW以下は制御盤のみを適用)																																				
項目	単位等	評価基準																																																																														
1.適用範囲																																																																																
形式		申請機種一覧との整合																																																																														
申請範囲:形番		申請機種一覧との整合																																																																														
申請範囲:冷却能力	kW																																																																															
申請範囲:定格冷凍能力	kW	60kW以上 (30kW以上、60kW未満は制御盤のみを適用)																																																																														
項目	単位等	評価基準																																																																														
1.適用範囲																																																																																
分類		申請機種一覧との整合																																																																														
形式		申請機種一覧との整合																																																																														
申請範囲:形番		申請機種一覧との整合																																																																														
申請範囲:冷凍能力	kW																																																																															
申請範囲:圧縮機電動機出力	kW	11kWを越え90kW以下 (5.5kW以上11kW以下は制御盤のみを適用)																																																																														
①空機熱源ヒートポンプユニット及び水冷チリングユニット (空機熱源ヒートポンプユニット)	1.3.1.6 空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器	(1) 構成は、フィン付きコイル、送風機、電動機、フィンガード等とする。 (2) フィン付きコイルの材質は、(ア)又は(イ)による。 (ア) コイルの材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。また、フィンの材質は、JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」の 1000 系又は 3000 系合金とし、樹脂の被膜等による耐食処理を施したものとする。 (イ) コイルの材質は(a)とし、フィンの材質は(b)又は(c)とする。 なお、成分値の調整は、亜鉛、チタン、銅等の添加によりフィン付きコイルの耐食性能を向上するものとする。 (a) JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に規定の化学成分の成分値を調整したもの、又は規定の化学成分を有する材質に亜鉛溶射をしたもの。 (b) JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定の化学成分の成分値を調整したもの。 (c) JIS Z 3263「アルミニウム合金ろう付け及びブレージングシート」に規定の化学成分の成分値の調整をしたもの。 (3) 冬期に結霜する場合は、自動的に除霜する機能を備えたものとする。	1.3.1.8「凝縮器」(イ)によるほか、冬期に結霜した場合に、自動的に除霜する機能を備えたものとする。 1.3.1.8 凝縮器 (ア) 水冷式凝縮器は、円筒多管形、二重管形又はプレート形とし、次による。 円筒多管形及び二重管形は、管の掃除ができる構造とする。胴体の材質は、鋼板又は鋼管、端部水室の材質は、铸铁又は鋼板とし、内面にエポキシ樹脂塗装、アクリル樹脂塗装等による防錆処理を施したものとする。また、管の材質は、JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるものとする。 (b) プレート形の材質は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるものとする。 (イ) 空冷式凝縮器は、次による。 (a) 構成は、フィン付きコイル、送風機、電動機、フィンガード、ケーシング等とする。 (b) コイルの材質は、次による。 ① JIS H 3300「銅及び銅合金の継目無管」によるもの ② JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に規定の化学成分を有する材質に、溶射による耐食処理を施したもの (c) フィンの材質は、次による。 ① JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」の AL 成分 99%以上のものとし、樹脂の被膜等による耐食処理を施したもの	<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.3 空気熱源蒸発器兼空冷凝縮器</td><td></td><td></td></tr><tr><td>形 式</td><td></td><td>フィン付きコイル</td></tr><tr><td>コイルの材質</td><td></td><td>JISH3300(銅及び銅合金の継目無管) JISH4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)」に規定の化学成分の成分値を調整したもの、又は規定の化学成分を有する材質に亜鉛溶射をしたもの JISH3300(銅及び銅合金の継目無管) 製造者標準(構造図との整合)</td></tr><tr><td>管の材料</td><td></td><td></td></tr><tr><td>管の径(呼び径A)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>管の厚さ</td><td>mm</td><td></td></tr><tr><td>フィン材料(種類)</td><td></td><td>・ JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)の1000 系又は3000 系合金とし、規定の化学成分の成分値を調整こと樹脂被膜等による耐食処理を施したもの ・ JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)又はJISZ3263(アルミニウム合金ろう付け及びブレージングシート)に規定の化学成分の成分値を調整したもの</td></tr><tr><td>フィン厚さ</td><td>mm</td><td></td></tr><tr><td>フィンの耐食表面処理</td><td></td><td>アクリル系樹脂被膜等による</td></tr><tr><td>フィンの防護処置の方法</td><td></td><td>保護網等</td></tr><tr><td>同上 の材質</td><td></td><td></td></tr></table>	項目	単位等	評価基準	3.3 空気熱源蒸発器兼空冷凝縮器			形 式		フィン付きコイル	コイルの材質		JISH3300(銅及び銅合金の継目無管) JISH4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)」に規定の化学成分の成分値を調整したもの、又は規定の化学成分を有する材質に亜鉛溶射をしたもの JISH3300(銅及び銅合金の継目無管) 製造者標準(構造図との整合)	管の材料			管の径(呼び径A)			管の厚さ	mm		フィン材料(種類)		・ JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)の1000 系又は3000 系合金とし、規定の化学成分の成分値を調整こと樹脂被膜等による耐食処理を施したもの ・ JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)又はJISZ3263(アルミニウム合金ろう付け及びブレージングシート)に規定の化学成分の成分値を調整したもの	フィン厚さ	mm		フィンの耐食表面処理		アクリル系樹脂被膜等による	フィンの防護処置の方法		保護網等	同上 の材質			<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>(b) 空気熱源蒸発器兼空冷凝縮器</td><td></td><td></td></tr><tr><td>形 式</td><td></td><td>フィン付きコイル</td></tr><tr><td>コイルの材質</td><td></td><td>JISH3300(銅及び銅合金の継目無管) JISH4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材):溶射による耐食処理を行う JISH3300(銅及び銅合金の継目無管) 製造者標準(構造図との整合)</td></tr><tr><td>管の材料</td><td></td><td></td></tr><tr><td>管の径(呼び径A)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>管の厚さ</td><td>mm</td><td></td></tr><tr><td>フィン材料(種類)</td><td></td><td>・ JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)のAL成分99%以上のものとし、樹脂被膜等による耐食処理を施したもの ・ JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)又はJISZ3263(アルミニウム合金ろう付け及びブレージングシート)に規定の化学成分に成分値を調整することによる耐食処理を施したもの</td></tr><tr><td>フィン材料成分</td><td>%</td><td>AL成分99%以上</td></tr><tr><td>フィン厚さ</td><td>mm</td><td></td></tr><tr><td>フィンの耐食表面処理</td><td></td><td>アクリル系樹脂被膜等による</td></tr><tr><td>フィンの防護処置の方法</td><td></td><td>保護網等</td></tr><tr><td>同上 の材質</td><td></td><td></td></tr></table>	項目	単位等	評価基準	(b) 空気熱源蒸発器兼空冷凝縮器			形 式		フィン付きコイル	コイルの材質		JISH3300(銅及び銅合金の継目無管) JISH4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材):溶射による耐食処理を行う JISH3300(銅及び銅合金の継目無管) 製造者標準(構造図との整合)	管の材料			管の径(呼び径A)			管の厚さ	mm		フィン材料(種類)		・ JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)のAL成分99%以上のものとし、樹脂被膜等による耐食処理を施したもの ・ JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)又はJISZ3263(アルミニウム合金ろう付け及びブレージングシート)に規定の化学成分に成分値を調整することによる耐食処理を施したもの	フィン材料成分	%	AL成分99%以上	フィン厚さ	mm		フィンの耐食表面処理		アクリル系樹脂被膜等による	フィンの防護処置の方法		保護網等	同上 の材質		
項目	単位等	評価基準																																																																														
3.3 空気熱源蒸発器兼空冷凝縮器																																																																																
形 式		フィン付きコイル																																																																														
コイルの材質		JISH3300(銅及び銅合金の継目無管) JISH4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)」に規定の化学成分の成分値を調整したもの、又は規定の化学成分を有する材質に亜鉛溶射をしたもの JISH3300(銅及び銅合金の継目無管) 製造者標準(構造図との整合)																																																																														
管の材料																																																																																
管の径(呼び径A)																																																																																
管の厚さ	mm																																																																															
フィン材料(種類)		・ JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)の1000 系又は3000 系合金とし、規定の化学成分の成分値を調整こと樹脂被膜等による耐食処理を施したもの ・ JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)又はJISZ3263(アルミニウム合金ろう付け及びブレージングシート)に規定の化学成分の成分値を調整したもの																																																																														
フィン厚さ	mm																																																																															
フィンの耐食表面処理		アクリル系樹脂被膜等による																																																																														
フィンの防護処置の方法		保護網等																																																																														
同上 の材質																																																																																
項目	単位等	評価基準																																																																														
(b) 空気熱源蒸発器兼空冷凝縮器																																																																																
形 式		フィン付きコイル																																																																														
コイルの材質		JISH3300(銅及び銅合金の継目無管) JISH4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材):溶射による耐食処理を行う JISH3300(銅及び銅合金の継目無管) 製造者標準(構造図との整合)																																																																														
管の材料																																																																																
管の径(呼び径A)																																																																																
管の厚さ	mm																																																																															
フィン材料(種類)		・ JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)のAL成分99%以上のものとし、樹脂被膜等による耐食処理を施したもの ・ JISH4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)又はJISZ3263(アルミニウム合金ろう付け及びブレージングシート)に規定の化学成分に成分値を調整することによる耐食処理を施したもの																																																																														
フィン材料成分	%	AL成分99%以上																																																																														
フィン厚さ	mm																																																																															
フィンの耐食表面処理		アクリル系樹脂被膜等による																																																																														
フィンの防護処置の方法		保護網等																																																																														
同上 の材質																																																																																

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）			新旧対照表		評価基準		新旧対照表																																																																											
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																																																														
①空機熱源ヒートポンプユニット及び水冷チリングユニット（空機熱源ヒートポンプユニット）	1.3.1.6 空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器		② JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」又はJIS Z 3263「アルミニウム合金ろう付け及びブレージングシート」に規定の化学成分に、成分値を調整することによる耐食処理を施したもの (d) ケーシングの材質は、鋼板又はガラス繊維強化ポリエステル樹脂とする。 なお、鋼板の場合は、アクリル樹脂塗装、エポキシ樹脂塗装又はポリエステル樹脂塗装による防錆処理を施したものとする。 1.3.1.9 蒸発器 1.3.1.8「凝縮器」(ア)による。																																																																																
冷凍機 ①空機熱源ヒートポンプユニット及び水冷チリングユニット（空機熱源ヒートポンプユニット）	1.3.1.8 冷温水ポンプ	(2) 電動機は以下のいずれかとし、容量制御の適用は特記による。ただし、特記がない場合は、インバータ制御とする。 (ア) JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トッランナーモータ」 (イ) JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW未満に限る。) (3) 電動機の保護方式は、JIS C 4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」によるIP 44「全閉防まつ形」又はIP 22「防滴保護形」(防水上有効な構造のケーシングに納められた場合に限る)とする。 (4) ポンプ単体での試験は、1.12.6「試験」の空調用ポンプの当該事項による。	1.3.2.9 冷温水ポンプ 1.3.1.10「冷水ポンプ」による。	<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.5 冷温水ポンプ</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ポンプ形式</td><td></td><td>電動機直結形、電動機直動形</td></tr><tr><td>電動機</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電動機の仕様、形式</td><td></td><td>・ JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トッランナーモータ」 ・ JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW未満に限る。) 適用 特記による</td></tr><tr><td>電動機の容量制御</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電動機の容量制御方式</td><td></td><td>特記がない場合は、インバータ制御とする。</td></tr><tr><td>電動機の保護方式</td><td></td><td>JIS C 4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」によるIP 44「全閉防まつ形」又はIP 22「防滴保護形」(防水上有効な構造のケーシングに納められた場合に限る)</td></tr></table> ※水冷チリングユニットは、冷水ポンプ掲載を省略	項目	単位等	評価基準	3.5 冷温水ポンプ			ポンプ形式		電動機直結形、電動機直動形	電動機			電動機の仕様、形式		・ JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トッランナーモータ」 ・ JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW未満に限る。) 適用 特記による	電動機の容量制御			電動機の容量制御方式		特記がない場合は、インバータ制御とする。	電動機の保護方式		JIS C 4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」によるIP 44「全閉防まつ形」又はIP 22「防滴保護形」(防水上有効な構造のケーシングに納められた場合に限る)	<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.5 冷温水ポンプ</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ポンプ形式</td><td></td><td>電動機直結形、電動機直動形</td></tr><tr><td>電動機</td><td></td><td>第2編1. 2. 1「電動機」による</td></tr><tr><td>電動機の仕様、形式</td><td></td><td>製造者標準</td></tr></table>	項目	単位等	評価基準	3.5 冷温水ポンプ			ポンプ形式		電動機直結形、電動機直動形	電動機		第2編1. 2. 1「電動機」による	電動機の仕様、形式		製造者標準																																							
項目	単位等	評価基準																																																																																	
3.5 冷温水ポンプ																																																																																			
ポンプ形式		電動機直結形、電動機直動形																																																																																	
電動機																																																																																			
電動機の仕様、形式		・ JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トッランナーモータ」 ・ JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW未満に限る。) 適用 特記による																																																																																	
電動機の容量制御																																																																																			
電動機の容量制御方式		特記がない場合は、インバータ制御とする。																																																																																	
電動機の保護方式		JIS C 4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」によるIP 44「全閉防まつ形」又はIP 22「防滴保護形」(防水上有効な構造のケーシングに納められた場合に限る)																																																																																	
項目	単位等	評価基準																																																																																	
3.5 冷温水ポンプ																																																																																			
ポンプ形式		電動機直結形、電動機直動形																																																																																	
電動機		第2編1. 2. 1「電動機」による																																																																																	
電動機の仕様、形式		製造者標準																																																																																	
①空機熱源ヒートポンプユニット及び水冷チリングユニット（空機熱源ヒートポンプユニット）	1.3.1.13 制御盤 表 2.1.3 ボイラー等の表示項目及びブザー	(2) 表示及びブザー (イ) ボイラー等の表示項目及びブザーは、表 2.1.3 による。	(d) 表示等は、表 2.1.7 により設けるものとし、表示の光源は、原則として、発光ダイオードとする。	<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>4.3 電流計</td><td></td><td></td></tr><tr><td>機械式(延長目盛電流計)又はデジタル表示</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)</td></tr><tr><td>電動機ごとの電流計</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ユニット一括の電流計</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電流計なしの場合の理由</td><td></td><td>0.2kW未満の単相電動機</td></tr><tr><td>4.5 表示灯等及びブザー</td><td></td><td></td></tr><tr><td>表示の光源</td><td></td><td>原則としてLEDとする</td></tr><tr><td>①電源(白色)表示灯</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)</td></tr><tr><td>②運転(赤色)表示灯</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)</td></tr><tr><td>③停止(緑色)表示灯</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)</td></tr><tr><td>④保護継電器の動作表示</td><td></td><td>保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入(定格冷凍能力が180kW以上の場合)</td></tr><tr><td>⑤冷温水出口温度表示</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)</td></tr><tr><td>⑥運転時間積算表示</td><td></td><td>設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合) 圧縮機の実運転時間を表示又は印刷できるもの 整数位5桁以上 必要</td></tr></table> ※水冷チリングユニットは、掲載を省略	項目	単位等	評価基準	4.3 電流計			機械式(延長目盛電流計)又はデジタル表示		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)	電動機ごとの電流計			ユニット一括の電流計			電流計なしの場合の理由		0.2kW未満の単相電動機	4.5 表示灯等及びブザー			表示の光源		原則としてLEDとする	①電源(白色)表示灯		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)	②運転(赤色)表示灯		設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)	③停止(緑色)表示灯		設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)	④保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入(定格冷凍能力が180kW以上の場合)	⑤冷温水出口温度表示		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)	⑥運転時間積算表示		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合) 圧縮機の実運転時間を表示又は印刷できるもの 整数位5桁以上 必要	<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>5.3 電流計</td><td></td><td></td></tr><tr><td>機械式(延長目盛電流計)又は電子式</td><td></td><td>設置(圧縮機の電動機出力の合計値が37kW以上の場合)</td></tr><tr><td>電動機ごとの電流計</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ユニット一括の電流計</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電流計なしの場合の理由</td><td></td><td>0.2kW未満の単相電動機</td></tr><tr><td>5.5 表示灯等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>表示の光源</td><td></td><td>原則として発光ダイオードとする</td></tr><tr><td>①電源(白色)表示灯</td><td></td><td>設置(圧縮機の電動機出力の合計値が30kWを超える場合)</td></tr><tr><td>②運転(赤色)表示灯</td><td></td><td>設置(5.5～30kWは特記)</td></tr><tr><td>③停止(緑色)表示灯</td><td></td><td>設置(5.5～30kWは特記)</td></tr><tr><td>④保護継電器の動作表示</td><td></td><td>保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入(5.5～30kWは特記)</td></tr></table>	項目	単位等	評価基準	5.3 電流計			機械式(延長目盛電流計)又は電子式		設置(圧縮機の電動機出力の合計値が37kW以上の場合)	電動機ごとの電流計			ユニット一括の電流計			電流計なしの場合の理由		0.2kW未満の単相電動機	5.5 表示灯等			表示の光源		原則として発光ダイオードとする	①電源(白色)表示灯		設置(圧縮機の電動機出力の合計値が30kWを超える場合)	②運転(赤色)表示灯		設置(5.5～30kWは特記)	③停止(緑色)表示灯		設置(5.5～30kWは特記)	④保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入(5.5～30kWは特記)
項目	単位等	評価基準																																																																																	
4.3 電流計																																																																																			
機械式(延長目盛電流計)又はデジタル表示		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)																																																																																	
電動機ごとの電流計																																																																																			
ユニット一括の電流計																																																																																			
電流計なしの場合の理由		0.2kW未満の単相電動機																																																																																	
4.5 表示灯等及びブザー																																																																																			
表示の光源		原則としてLEDとする																																																																																	
①電源(白色)表示灯		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)																																																																																	
②運転(赤色)表示灯		設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)																																																																																	
③停止(緑色)表示灯		設置(定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満は特記)																																																																																	
④保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入(定格冷凍能力が180kW以上の場合)																																																																																	
⑤冷温水出口温度表示		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)																																																																																	
⑥運転時間積算表示		設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合) 圧縮機の実運転時間を表示又は印刷できるもの 整数位5桁以上 必要																																																																																	
項目	単位等	評価基準																																																																																	
5.3 電流計																																																																																			
機械式(延長目盛電流計)又は電子式		設置(圧縮機の電動機出力の合計値が37kW以上の場合)																																																																																	
電動機ごとの電流計																																																																																			
ユニット一括の電流計																																																																																			
電流計なしの場合の理由		0.2kW未満の単相電動機																																																																																	
5.5 表示灯等																																																																																			
表示の光源		原則として発光ダイオードとする																																																																																	
①電源(白色)表示灯		設置(圧縮機の電動機出力の合計値が30kWを超える場合)																																																																																	
②運転(赤色)表示灯		設置(5.5～30kWは特記)																																																																																	
③停止(緑色)表示灯		設置(5.5～30kWは特記)																																																																																	
④保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入(5.5～30kWは特記)																																																																																	

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）		新旧対照表		評価基準			新旧対照表																																																																																							
	章・節	令和7年版	令和4年版		令和7年版			令和6年版																																																																																							
①空機熱源ヒートポンプユニット及び水冷チリングユニット （空機熱源ヒートポンプユニット）	1.3.1.13 制御盤 表2.1.6 ボイラー等の入力端子及び出力端子	(3) 入力端子及び出力端子 (ア) 機器に設ける入力端子、出力端子は特記による。特記がなければ、次による。 (イ) 信号入出力条件は、標準図（信号入出力条件）による。 (ウ) ボイラー等の入力端子及び出力端子は、表2.1.6による。	(e) 接点及び端子は、表2.1.8により設ける。さらに必要な接点及び端子の適用は特記による。																																																																																												
		<table><tr><th rowspan="2">機 材 名</th><th colspan="14">接 点 及 び 端 子 項 目</th><th rowspan="2">機材標準仕様書引用箇所</th></tr><tr><th>インターロック用端子</th><th>遠方発停用端子</th><th>ボイラー給水ポンプ運転停止信号用端子</th><th>遠方発停用端子</th><th>遠方発停用端子</th><th>各ポンプ起動・停止信号用端子</th><th>各ポンプ停止信号用端子</th><th>各ポンプ停止信号用端子</th><th>各ポンプ停止信号用端子</th><th>各ポンプ停止信号用端子</th><th>各ポンプ停止信号用端子</th><th>各ポンプ停止信号用端子</th><th>各ポンプ停止信号用端子</th><th>各ポンプ停止信号用端子</th></tr><tr><td>チリングユニット</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>空機熱源ヒートポンプユニット</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td></td></tr></table>		機 材 名	接 点 及 び 端 子 項 目														機材標準仕様書引用箇所	インターロック用端子	遠方発停用端子	ボイラー給水ポンプ運転停止信号用端子	遠方発停用端子	遠方発停用端子	各ポンプ起動・停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	チリングユニット	○	○				○				○	△	△	△			空機熱源ヒートポンプユニット	○	○								○	○	△	△	△		<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>4.6 入力端子及び出力端子</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①インターロック用入力端子</td><td>設置</td><td></td></tr><tr><td>②遠方発停用入力端子</td><td>設置</td><td></td></tr><tr><td>③冷温水出口温度設定</td><td>特記対応</td><td></td></tr><tr><td>④各ポンプ起動・停止信号用出力端子</td><td>設置</td><td></td></tr><tr><td>⑤運転状態表示用出力端子</td><td>設置</td><td></td></tr><tr><td>⑥故障状態表示用出力端子</td><td>設置</td><td></td></tr></table>			項目	単位等	評価基準	4.6 入力端子及び出力端子			①インターロック用入力端子	設置		②遠方発停用入力端子	設置		③冷温水出口温度設定	特記対応		④各ポンプ起動・停止信号用出力端子	設置		⑤運転状態表示用出力端子	設置		⑥故障状態表示用出力端子	設置				
		機 材 名	接 点 及 び 端 子 項 目														機材標準仕様書引用箇所																																																																														
インターロック用端子	遠方発停用端子		ボイラー給水ポンプ運転停止信号用端子	遠方発停用端子	遠方発停用端子	各ポンプ起動・停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子	各ポンプ停止信号用端子																																																																																	
チリングユニット	○	○				○				○	△	△	△																																																																																		
空機熱源ヒートポンプユニット	○	○								○	○	△	△	△																																																																																	
項目	単位等	評価基準																																																																																													
4.6 入力端子及び出力端子																																																																																															
①インターロック用入力端子	設置																																																																																														
②遠方発停用入力端子	設置																																																																																														
③冷温水出口温度設定	特記対応																																																																																														
④各ポンプ起動・停止信号用出力端子	設置																																																																																														
⑤運転状態表示用出力端子	設置																																																																																														
⑥故障状態表示用出力端子	設置																																																																																														
					※水冷チリングユニットは、掲載を省略																																																																																										
冷凍機 ①空機熱源ヒートポンプユニット及び水冷チリングユニット ②吸収冷温水機 ③吸収冷温水機ユニット ④遠心冷凍機 （共通事項）	1.3.1.13 制御盤	(1) 第2編1.2.2「機器附属盤」による。 (4) 過負荷及び欠相保護装置 (ア) 電動機を設ける場合は、過負荷及び欠相による過電流が生じた場合に自動的にこれを阻止し、電動機の焼損を防止できるよう、過負荷及び欠相保護装置を電動機ごとに設ける。ただし、次の場合は、装置を設けなくてもよい。 (a) 1ユニットの装置（1ユニットに2台以上の電動機がある場合）で、ユニットの電源に欠相が生じた場合に自動的にそのユニット全ての電動機を停止することができる場合は、欠相保護装置を電動機ごとに設けなくてもよい。 (b) 1ユニットの装置で電動機自体に有効な保護サーモ等の焼損防止装置がある場合には、欠相保護装置を設けなくてもよい。 (c) 出力0.2kW以下の誘導電動機回路及び過電流遮断器の定格電流が15A（配線用遮断器の場合は20A）以下の単相電動機回路には、過負荷及び欠相保護装置を設けなくてもよい。	第2編1.2.2「制御及び操作盤」による。 (a) 過負荷及び欠相保護装置は、過負荷及び欠相による過電流が生じた場合に自動的にこれを阻止し、電動機の焼損を防止できるものとし、電動機ごとに設ける。 なお、1ユニットの装置（1ユニットに2台以上の電動機がある場合）で、ユニットの電源に欠相が生じた場合に自動的にそのユニット全ての電動機を停止することができる場合は、欠相保護装置を電動機ごとに設けなくてもよい。 (b) 電流計は、機械式（延長目盛電流計（赤指針付き））又は電子式（デジタル表示等）とし、電動機ごとに設ける。 なお、1ユニットの装置の場合は一括で設けてもよい。 (c) 進相コンデンサの容量は、200V電動機については電力会社の電気供給規程により選定するものとし、400V及び高压電動機については定格出力時における改善後の力率を0.9以上となるように選定する。		<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>4. 機器附属盤</td><td></td><td>提出</td></tr><tr><td>4.1 適用</td><td></td><td></td></tr><tr><td>4.2 過負荷及び欠相保護装置</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①過負荷保護装置</td><td>設置(定格冷凍能力30kW以上)</td><td></td></tr><tr><td>②欠相保護装置</td><td>設置(定格冷凍能力30kW以上)</td><td></td></tr><tr><td>③上記保護装置を設けていない場合の理由</td><td></td><td>・1ユニットの装置で、ユニットの電源に欠相が生じた場合に自動的にそのユニット全ての電動機を停止することができるので、欠相保護装置を電動機毎に設けていない ・1ユニットの装置で電動機自体に有効な焼損防止装置があるので、欠相保護装置を設けていない ・0.2kW以下の電動機回路である ・過電流遮断機の定格電流が、15A以下の単相電動機である ・配線用遮断機の定格電流が、20A以下の単相電動機回路である</td></tr><tr><td>4.3 電流計</td><td></td><td></td></tr><tr><td>機械式(延長目盛電流計)又はデジタル表示</td><td>設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)</td><td></td></tr><tr><td>電動機ごとの電流計</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ユニット一括の電流計</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電流計なしの場合の理由</td><td></td><td>0.2kW未満の単相電動機</td></tr></table>			項目	単位等	評価基準	4. 機器附属盤		提出	4.1 適用			4.2 過負荷及び欠相保護装置			①過負荷保護装置	設置(定格冷凍能力30kW以上)		②欠相保護装置	設置(定格冷凍能力30kW以上)		③上記保護装置を設けていない場合の理由		・1ユニットの装置で、ユニットの電源に欠相が生じた場合に自動的にそのユニット全ての電動機を停止することができるので、欠相保護装置を電動機毎に設けていない ・1ユニットの装置で電動機自体に有効な焼損防止装置があるので、欠相保護装置を設けていない ・0.2kW以下の電動機回路である ・過電流遮断機の定格電流が、15A以下の単相電動機である ・配線用遮断機の定格電流が、20A以下の単相電動機回路である	4.3 電流計			機械式(延長目盛電流計)又はデジタル表示	設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)		電動機ごとの電流計			ユニット一括の電流計			電流計なしの場合の理由		0.2kW未満の単相電動機	<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>5. 制御盤及び操作盤</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5.1 適用</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5.2 過負荷及び欠相保護装置</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①過負荷保護装置</td><td>設置(5.5kW以上)</td><td></td></tr><tr><td>②欠相保護装置</td><td>設置(5.5kW以上)</td><td></td></tr><tr><td>③上記保護装置を設けていない場合の理由</td><td></td><td>0.2kW未満の電動機回路、過電流遮断機の定格電流が15A以下の単相電動機回路、等</td></tr></table>			項目	単位等	評価基準	5. 制御盤及び操作盤			5.1 適用			5.2 過負荷及び欠相保護装置			①過負荷保護装置	設置(5.5kW以上)		②欠相保護装置	設置(5.5kW以上)		③上記保護装置を設けていない場合の理由		0.2kW未満の電動機回路、過電流遮断機の定格電流が15A以下の単相電動機回路、等																												
		項目	単位等	評価基準																																																																																											
		4. 機器附属盤		提出																																																																																											
4.1 適用																																																																																															
4.2 過負荷及び欠相保護装置																																																																																															
①過負荷保護装置	設置(定格冷凍能力30kW以上)																																																																																														
②欠相保護装置	設置(定格冷凍能力30kW以上)																																																																																														
③上記保護装置を設けていない場合の理由		・1ユニットの装置で、ユニットの電源に欠相が生じた場合に自動的にそのユニット全ての電動機を停止することができるので、欠相保護装置を電動機毎に設けていない ・1ユニットの装置で電動機自体に有効な焼損防止装置があるので、欠相保護装置を設けていない ・0.2kW以下の電動機回路である ・過電流遮断機の定格電流が、15A以下の単相電動機である ・配線用遮断機の定格電流が、20A以下の単相電動機回路である																																																																																													
4.3 電流計																																																																																															
機械式(延長目盛電流計)又はデジタル表示	設置(定格冷凍能力が180kW以上の場合)																																																																																														
電動機ごとの電流計																																																																																															
ユニット一括の電流計																																																																																															
電流計なしの場合の理由		0.2kW未満の単相電動機																																																																																													
項目	単位等	評価基準																																																																																													
5. 制御盤及び操作盤																																																																																															
5.1 適用																																																																																															
5.2 過負荷及び欠相保護装置																																																																																															
①過負荷保護装置	設置(5.5kW以上)																																																																																														
②欠相保護装置	設置(5.5kW以上)																																																																																														
③上記保護装置を設けていない場合の理由		0.2kW未満の電動機回路、過電流遮断機の定格電流が15A以下の単相電動機回路、等																																																																																													
冷凍機 ①空機熱源ヒートポンプユニット及び水冷チリングユニット ②吸収冷温水機 ③吸収冷温水機ユニット ④遠心冷凍機 （共通事項）	1.3.1.13 制御盤 1.2.2 機器附属盤 (5)インバータ制御装置（可変電圧可変周波数制御装置）	(5) インバータ制御装置（可変電圧可変周波数制御装置） (ア) インバータ制御装置を設ける場合は、次による。 (イ) (2)及び(4)の電流表示、過負荷及び欠相保護装置は、不要とし、次の保護機能を設ける。 (a) 過負荷(過電流)、単相(欠相)、過電圧等の異常が発生した場合は、電動機を停止する。 (b) 負荷で短絡が発生した場合の自己保護機能 (c) ストール防止機能 (ウ) 継電器等のコイル部には、サージ対策として、サージキラー等を設ける。 (エ) 制御方式は、正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式とする。 (オ) 瞬時の電圧低下に対する自動回復運転機能を備えたものとする。 (カ) 電動機の負荷特性に合わせて加減速の時間を調整できるものとする。	1.2.2.2 インバーター用制御及び操作盤 (ア) 可変電圧可変周波数制御（インバーター制御）を行う場合の制御及び操作盤は、1.2.2.1「制御及び操作盤」によるほか、次による。 なお、本項の適用は特記による。 (イ) 1.2.2.1「制御及び操作盤」のうち過負荷及び欠相保護装置、電流計並びに進相コンデンサは、不要とする。 (ウ) インバーター回路に使用する継電器等のコイル部には、サージ対策として、サージキラー等を設ける。 (エ) インバーター回路は、次による。 (a) 制御方式は、正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式とする。 (b) 瞬時停電に対する自動回復運転機能を備えたものとする。 (c) 電動機の負荷特性に合わせて加減速時間を調整できるものとする。 (d) 保護機能は、ストール防止機能を有するほか、次による。 ① 過負荷(過電流)、単相(欠相)、過電圧等の異常が発生した場合は、電動機を停止する。 ② 負荷で短絡が発生した場合の自己保護機能を有するものとする。		<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>4.9 インバータ制御装置(可変電圧可変周波数制御装置)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1)インバータ制御装置</td><td></td><td>特記対応</td></tr><tr><td>①過電流、欠相、過電圧等が発生した場合の電動機停止する保護機能</td><td>具備</td><td></td></tr><tr><td>②短絡により作動する保護制御機能</td><td>具備</td><td></td></tr><tr><td>③ストール防止機能</td><td>具備</td><td></td></tr><tr><td>④継電器等のコイル部のサージ対策</td><td>サージキラー等を具備</td><td></td></tr><tr><td>⑤制御方式</td><td>正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式</td><td></td></tr><tr><td>⑥瞬時の電圧低下対策</td><td>自動回復運転機能を具備</td><td></td></tr><tr><td>⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整</td><td>具備</td><td></td></tr></table>			項目	単位等	評価基準	4.9 インバータ制御装置(可変電圧可変周波数制御装置)			(1)インバータ制御装置		特記対応	①過電流、欠相、過電圧等が発生した場合の電動機停止する保護機能	具備		②短絡により作動する保護制御機能	具備		③ストール防止機能	具備		④継電器等のコイル部のサージ対策	サージキラー等を具備		⑤制御方式	正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式		⑥瞬時の電圧低下対策	自動回復運転機能を具備		⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整	具備																																																											
		項目	単位等	評価基準																																																																																											
		4.9 インバータ制御装置(可変電圧可変周波数制御装置)																																																																																													
(1)インバータ制御装置		特記対応																																																																																													
①過電流、欠相、過電圧等が発生した場合の電動機停止する保護機能	具備																																																																																														
②短絡により作動する保護制御機能	具備																																																																																														
③ストール防止機能	具備																																																																																														
④継電器等のコイル部のサージ対策	サージキラー等を具備																																																																																														
⑤制御方式	正弦波パルス幅変調方式又はパルス振幅変調方式																																																																																														
⑥瞬時の電圧低下対策	自動回復運転機能を具備																																																																																														
⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整	具備																																																																																														

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）			新旧対照表																																																																																																																																																										
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																																																																																																																																									
冷凍機 ①空機熱源ヒートポンプユニット及び水冷チリングユニット ②吸収冷温水機 ③吸収冷温水機ユニット ④遠心冷凍機 (共通事項)	1.3.1.13 制御盤 1.2.2 機器附属盤 (5)インバータ制御装置（可変電圧可変周波数制御装置）	(キ) インバータ制御装置の高調波対策は、特記による。特記がなければ、次のいずれかによる。 (a) 「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数Ki=1.8以下(交流側リアクトルでKi=1.8となる対策を除く)となるようにした機器 (b) JIS C 61000-3-2「電磁両立性-第3-2部:限度値-高調波電流発生限度値(1相当たりの入力電流が20A以下の機器)」が適用された機器 (c) 基本波力率が1であるときの入力力率が0.94以上のインバータ制御装置 (d) 基本波力率が1であるときの入力力率が0.94以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置 (ク) 高周波ノイズ対策用として、入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ制 御 装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。	(e) 高調波対策が必要な場合は、直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数 Ki=1.8 以下となる対策を講ずることとし、特記による。 (f) 高周波ノイズ対策用として、入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ 装置 装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。	<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>(2) ①高調波対策</td><td></td><td>特記対応とし、特記が無ければ下記(a)から(d)のいずれかによる (a)高調波対策として直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数Ki=1.8以下(交流側リアクトルでKi=1.8となる対策を除く)となる対策 (b)JIS C 61000-3-2「電磁両立性 - 第3-2部: 限度値 - 高調波電流発生限度値(1相当たりの入力電流が20A 以下の機器)」が適用された機器 (c)基本波力率が1であるときの入力力率が0.94 以上のインバータ制御装置 (d)基本波力率が1であるときの入力力率が0.94 以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置 ②高周波ノイズ対策用 入力側に零相リアクトル等を備える。ただ、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵するものを除く</td></tr></table>	項目	単位等	評価基準	(2) ①高調波対策		特記対応とし、特記が無ければ下記(a)から(d)のいずれかによる (a)高調波対策として直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数Ki=1.8以下(交流側リアクトルでKi=1.8となる対策を除く)となる対策 (b)JIS C 61000-3-2「電磁両立性 - 第3-2部: 限度値 - 高調波電流発生限度値(1相当たりの入力電流が20A 以下の機器)」が適用された機器 (c)基本波力率が1であるときの入力力率が0.94 以上のインバータ制御装置 (d)基本波力率が1であるときの入力力率が0.94 以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置 ②高周波ノイズ対策用 入力側に零相リアクトル等を備える。ただ、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵するものを除く																																																																																																																																																				
項目	単位等	評価基準																																																																																																																																																												
(2) ①高調波対策		特記対応とし、特記が無ければ下記(a)から(d)のいずれかによる (a)高調波対策として直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数Ki=1.8以下(交流側リアクトルでKi=1.8となる対策を除く)となる対策 (b)JIS C 61000-3-2「電磁両立性 - 第3-2部: 限度値 - 高調波電流発生限度値(1相当たりの入力電流が20A 以下の機器)」が適用された機器 (c)基本波力率が1であるときの入力力率が0.94 以上のインバータ制御装置 (d)基本波力率が1であるときの入力力率が0.94 以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置 ②高周波ノイズ対策用 入力側に零相リアクトル等を備える。ただ、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵するものを除く																																																																																																																																																												
②吸収冷温水機 ③吸収冷温水機ユニット (共通事項)	第2編第1章第2節 1.2.2 機器附属盤 表2.1.3 ボイラー等の表示及びブザー	(2) 表示及びブザー (ク) ボイラー等の表示項目及びブザーは、表2.1.3による。 <table><tr><th colspan="12">表2.1.3 ボイラー等の表示項目及びブザー</th></tr><tr><th rowspan="2">機材名</th><th rowspan="2">適用範囲</th><th colspan="10">表示項目</th><th rowspan="2">ブザー</th></tr><tr><th>運転(ON)</th><th>運転(停止時ON)</th><th>故障</th><th>安全回路</th><th>不着火</th><th>保護継電器の動作</th><th>ガス圧異常(ガスだき時ON)</th><th>耐震自動消火装置の動作</th><th>耐震自動消火装置の動作</th><th>耐震自動消火装置の動作</th></tr><tr><td>吸収冷温水機 吸収冷温水機ユニット</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	表2.1.3 ボイラー等の表示項目及びブザー												機材名	適用範囲	表示項目										ブザー	運転(ON)	運転(停止時ON)	故障	安全回路	不着火	保護継電器の動作	ガス圧異常(ガスだき時ON)	耐震自動消火装置の動作	耐震自動消火装置の動作	耐震自動消火装置の動作	吸収冷温水機 吸収冷温水機ユニット		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(d) 表示等は、表2.1.7により設けるものとし、表示の光源は、原則として、発光ダイオードとする。 <table><tr><th colspan="7">表2.1.6 制御及び検出機能の構成</th></tr><tr><th rowspan="2">機材名</th><th rowspan="2">適用範囲</th><th colspan="5">項 目</th></tr><tr><th>運転(ON)</th><th>運転(停止時ON)</th><th>故障</th><th>安全回路</th><th>不着火</th></tr><tr><td>吸収冷温水機</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>吸収冷温水機ユニット</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>△</td></tr></table>	表2.1.6 制御及び検出機能の構成							機材名	適用範囲	項 目					運転(ON)	運転(停止時ON)	故障	安全回路	不着火	吸収冷温水機		○			○	○	○	吸収冷温水機ユニット		○			○	○	△	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>8.2表示項目及びブザー</td><td></td><td></td></tr><tr><td>表示の光源</td><td></td><td>原則としてLEDとする</td></tr><tr><td>(イ)電源(白色)表示</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ロ)運転(赤色)及び停止(緑色)表示</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ハ)安全回路表示(温度過熱防止装置又は耐震自動消火装置が作動した場合消灯するもの)</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ニ)不着火表示</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ホ)保護継電器の動作表示</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ヘ)ガス圧異常表示(ガスだきの場合)</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ト)冷温水出口温度表示</td><td>℃</td><td>設置</td></tr><tr><td>(チ)運転時間積算表示</td><td>h</td><td>設置 溶液ポンプ及び冷媒ポンプの実運転時間(単体運転も含む)を表示又は印刷できるもの必要 整数位5桁以上 必要</td></tr><tr><td>(リ)異常警報ブザー</td><td></td><td>設置</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	8.2表示項目及びブザー			表示の光源		原則としてLEDとする	(イ)電源(白色)表示		設置	(ロ)運転(赤色)及び停止(緑色)表示		設置	(ハ)安全回路表示(温度過熱防止装置又は耐震自動消火装置が作動した場合消灯するもの)		設置	(ニ)不着火表示		設置	(ホ)保護継電器の動作表示		設置	(ヘ)ガス圧異常表示(ガスだきの場合)		設置	(ト)冷温水出口温度表示	℃	設置	(チ)運転時間積算表示	h	設置 溶液ポンプ及び冷媒ポンプの実運転時間(単体運転も含む)を表示又は印刷できるもの必要 整数位5桁以上 必要	(リ)異常警報ブザー		設置	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>8.2表示等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>表示の光源</td><td></td><td>原則として発光ダイオードとする</td></tr><tr><td>(イ)電源(白色)表示</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ロ)運転(赤色)及び停止(緑色)表示</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ハ)安全回路表示(温度過熱防止装置又は耐震自動消火装置が作動した場合消灯するもの)</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ニ)不着火表示</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ホ)保護継電器の動作表示</td><td></td><td>保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入</td></tr><tr><td>(ヘ)ガス圧異常表示(ガスだきの場合)</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ト)異常警報ブザー</td><td></td><td>設置</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	8.2表示等			表示の光源		原則として発光ダイオードとする	(イ)電源(白色)表示		設置	(ロ)運転(赤色)及び停止(緑色)表示		設置	(ハ)安全回路表示(温度過熱防止装置又は耐震自動消火装置が作動した場合消灯するもの)		設置	(ニ)不着火表示		設置	(ホ)保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入	(ヘ)ガス圧異常表示(ガスだきの場合)		設置	(ト)異常警報ブザー		設置					
表2.1.3 ボイラー等の表示項目及びブザー																																																																																																																																																														
機材名	適用範囲	表示項目										ブザー																																																																																																																																																		
		運転(ON)	運転(停止時ON)	故障	安全回路	不着火	保護継電器の動作	ガス圧異常(ガスだき時ON)	耐震自動消火装置の動作	耐震自動消火装置の動作	耐震自動消火装置の動作																																																																																																																																																			
吸収冷温水機 吸収冷温水機ユニット		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																			
表2.1.6 制御及び検出機能の構成																																																																																																																																																														
機材名	適用範囲	項 目																																																																																																																																																												
		運転(ON)	運転(停止時ON)	故障	安全回路	不着火																																																																																																																																																								
吸収冷温水機		○			○	○	○																																																																																																																																																							
吸収冷温水機ユニット		○			○	○	△																																																																																																																																																							
項 目	単位等	評価基準																																																																																																																																																												
8.2表示項目及びブザー																																																																																																																																																														
表示の光源		原則としてLEDとする																																																																																																																																																												
(イ)電源(白色)表示		設置																																																																																																																																																												
(ロ)運転(赤色)及び停止(緑色)表示		設置																																																																																																																																																												
(ハ)安全回路表示(温度過熱防止装置又は耐震自動消火装置が作動した場合消灯するもの)		設置																																																																																																																																																												
(ニ)不着火表示		設置																																																																																																																																																												
(ホ)保護継電器の動作表示		設置																																																																																																																																																												
(ヘ)ガス圧異常表示(ガスだきの場合)		設置																																																																																																																																																												
(ト)冷温水出口温度表示	℃	設置																																																																																																																																																												
(チ)運転時間積算表示	h	設置 溶液ポンプ及び冷媒ポンプの実運転時間(単体運転も含む)を表示又は印刷できるもの必要 整数位5桁以上 必要																																																																																																																																																												
(リ)異常警報ブザー		設置																																																																																																																																																												
項 目	単位等	評価基準																																																																																																																																																												
8.2表示等																																																																																																																																																														
表示の光源		原則として発光ダイオードとする																																																																																																																																																												
(イ)電源(白色)表示		設置																																																																																																																																																												
(ロ)運転(赤色)及び停止(緑色)表示		設置																																																																																																																																																												
(ハ)安全回路表示(温度過熱防止装置又は耐震自動消火装置が作動した場合消灯するもの)		設置																																																																																																																																																												
(ニ)不着火表示		設置																																																																																																																																																												
(ホ)保護継電器の動作表示		保護継電器の動作表示は一括又は個別、及び一括の場合は理由を記入																																																																																																																																																												
(ヘ)ガス圧異常表示(ガスだきの場合)		設置																																																																																																																																																												
(ト)異常警報ブザー		設置																																																																																																																																																												
②吸収冷温水機 ③吸収冷温水機ユニット (共通事項)	1.3.1.13 制御盤 表2.1.6 ボイラー等の入力端子及び出力端子	(3) 入力端子及び出力端子 (ク) ボイラー等の入力端子及び出力端子は、表2.1.6による。 <table><tr><th colspan="8">表2.1.6 ボイラー等の入力端子及び出力端子</th></tr><tr><th rowspan="2">機材名</th><th colspan="3">入力端子</th><th colspan="4">出力端子</th></tr><tr><th>インターロック</th><th>運転停止</th><th>安全回路(停止時ON)</th><th>給水表示</th><th>故障状態表示</th><th>各ポンプ起動・停止信号</th><th>運転状態表示</th></tr><tr><td>吸収冷温水機 吸収冷温水機ユニット</td><td>○</td><td></td><td>△</td><td></td><td>△</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	表2.1.6 ボイラー等の入力端子及び出力端子								機材名	入力端子			出力端子				インターロック	運転停止	安全回路(停止時ON)	給水表示	故障状態表示	各ポンプ起動・停止信号	運転状態表示	吸収冷温水機 吸収冷温水機ユニット	○		△		△	○	○	(e) 接点及び端子は、表2.1.8により設ける。さらに必要な接点及び端子の適用は特記による。 <table><tr><th colspan="12">表2.1.8 接点及び端子</th></tr><tr><th rowspan="2">機材名</th><th colspan="11">接点及び端子項目</th></tr><tr><th>インターロック用端子</th><th>冷水水出入口温度設定用端子</th><th>燃料消費量表示用端子</th><th>各ポンプ起動・停止信号用端子</th><th>運転状態表示用端子</th><th>故障状態表示用端子</th><th>ガス圧異常表示用端子</th><th>耐震自動消火装置の動作表示用端子</th><th>耐震自動消火装置の動作表示用端子</th><th>耐震自動消火装置の動作表示用端子</th><th>耐震自動消火装置の動作表示用端子</th></tr><tr><td>吸収冷温水機</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>吸収冷温水機ユニット</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td></tr></table>	表2.1.8 接点及び端子												機材名	接点及び端子項目											インターロック用端子	冷水水出入口温度設定用端子	燃料消費量表示用端子	各ポンプ起動・停止信号用端子	運転状態表示用端子	故障状態表示用端子	ガス圧異常表示用端子	耐震自動消火装置の動作表示用端子	耐震自動消火装置の動作表示用端子	耐震自動消火装置の動作表示用端子	耐震自動消火装置の動作表示用端子	吸収冷温水機	○				○			○	○	△	△	吸収冷温水機ユニット	○				○			○	○	△	△	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>8.3 入力端子及び出力端子</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(イ)インターロック用入力端子</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ロ)冷温水出入口温度設定用入力端子</td><td></td><td>設置(特記対応)</td></tr><tr><td>(ハ)燃料消費量表示用出力端子</td><td></td><td>設置(特記対応)</td></tr><tr><td>(ニ)各ポンプ起動・停止信号用出力端子</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ホ)運転状態表示用出力端子</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ヘ)故障状態表示用出力端子</td><td></td><td>設置</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	8.3 入力端子及び出力端子			(イ)インターロック用入力端子		設置	(ロ)冷温水出入口温度設定用入力端子		設置(特記対応)	(ハ)燃料消費量表示用出力端子		設置(特記対応)	(ニ)各ポンプ起動・停止信号用出力端子		設置	(ホ)運転状態表示用出力端子		設置	(ヘ)故障状態表示用出力端子		設置	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>8.3接点及び端子</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(イ)インターロック用端子</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ロ)各ポンプ起動・停止信号用接点及び端子</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ハ)運転状態表示用接点及び端子</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ニ)故障状態表示用接点及び端子</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>(ホ)運転時間表示用端子</td><td></td><td>設置(特記対応)</td></tr><tr><td>(ヘ)温水出入口温度用端子</td><td></td><td>設置(特記対応)</td></tr><tr><td>(ト)冷水出入口温度用端子</td><td></td><td>設置(特記対応)</td></tr><tr><td>(チ)燃料消費量表示用端子</td><td></td><td>設置(特記対応)</td></tr><tr><td>8.4運転時間計</td><td></td><td></td></tr><tr><td>溶液ポンプ・冷媒ポンプの時間計</td><td></td><td>設置</td></tr><tr><td>デジタル表示の桁数</td><td></td><td>5桁以上</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	8.3接点及び端子			(イ)インターロック用端子		設置	(ロ)各ポンプ起動・停止信号用接点及び端子		設置	(ハ)運転状態表示用接点及び端子		設置	(ニ)故障状態表示用接点及び端子		設置	(ホ)運転時間表示用端子		設置(特記対応)	(ヘ)温水出入口温度用端子		設置(特記対応)	(ト)冷水出入口温度用端子		設置(特記対応)	(チ)燃料消費量表示用端子		設置(特記対応)	8.4運転時間計			溶液ポンプ・冷媒ポンプの時間計		設置	デジタル表示の桁数		5桁以上
表2.1.6 ボイラー等の入力端子及び出力端子																																																																																																																																																														
機材名	入力端子			出力端子																																																																																																																																																										
	インターロック	運転停止	安全回路(停止時ON)	給水表示	故障状態表示	各ポンプ起動・停止信号	運転状態表示																																																																																																																																																							
吸収冷温水機 吸収冷温水機ユニット	○		△		△	○	○																																																																																																																																																							
表2.1.8 接点及び端子																																																																																																																																																														
機材名	接点及び端子項目																																																																																																																																																													
	インターロック用端子	冷水水出入口温度設定用端子	燃料消費量表示用端子	各ポンプ起動・停止信号用端子	運転状態表示用端子	故障状態表示用端子	ガス圧異常表示用端子	耐震自動消火装置の動作表示用端子	耐震自動消火装置の動作表示用端子	耐震自動消火装置の動作表示用端子	耐震自動消火装置の動作表示用端子																																																																																																																																																			
吸収冷温水機	○				○			○	○	△	△																																																																																																																																																			
吸収冷温水機ユニット	○				○			○	○	△	△																																																																																																																																																			
項 目	単位等	評価基準																																																																																																																																																												
8.3 入力端子及び出力端子																																																																																																																																																														
(イ)インターロック用入力端子		設置																																																																																																																																																												
(ロ)冷温水出入口温度設定用入力端子		設置(特記対応)																																																																																																																																																												
(ハ)燃料消費量表示用出力端子		設置(特記対応)																																																																																																																																																												
(ニ)各ポンプ起動・停止信号用出力端子		設置																																																																																																																																																												
(ホ)運転状態表示用出力端子		設置																																																																																																																																																												
(ヘ)故障状態表示用出力端子		設置																																																																																																																																																												
項 目	単位等	評価基準																																																																																																																																																												
8.3接点及び端子																																																																																																																																																														
(イ)インターロック用端子		設置																																																																																																																																																												
(ロ)各ポンプ起動・停止信号用接点及び端子		設置																																																																																																																																																												
(ハ)運転状態表示用接点及び端子		設置																																																																																																																																																												
(ニ)故障状態表示用接点及び端子		設置																																																																																																																																																												
(ホ)運転時間表示用端子		設置(特記対応)																																																																																																																																																												
(ヘ)温水出入口温度用端子		設置(特記対応)																																																																																																																																																												
(ト)冷水出入口温度用端子		設置(特記対応)																																																																																																																																																												
(チ)燃料消費量表示用端子		設置(特記対応)																																																																																																																																																												
8.4運転時間計																																																																																																																																																														
溶液ポンプ・冷媒ポンプの時間計		設置																																																																																																																																																												
デジタル表示の桁数		5桁以上																																																																																																																																																												

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 新旧対照表			評価基準 新旧対照表																																																																																				
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版		令和6年版																																																																																		
④遠心冷凍機	1.3.3 遠心冷凍機 1.3.3.10 安全装置	(1) 次の保護機能を備えたものとする。 (エ) 磁気による軸受けを有する場合は、停電時に 電源を確保する装置 により、安全に停止した主軸を補助軸受けに支持させる保護制御機能	1. 3. 3. 10 安全装置 次の保護機能を備えたものとする。 (d) 磁気による軸受けを有する場合は、停電時に 無停電電源装置 により、安全に停止した主軸を補助軸受けに支持させる保護制御機能	3.7 安全装置 ① 冷水の過冷却により作動する温度保護制御機能 ② 冷水の温度の減水により作動する低流量保護制御機能 ③ 冷却水の温度の減水により作動する低流量保護制御機能 ④ 油圧の低下により作動する油圧保護制御機能(油泵ノブを有する場合) ⑤ 油温の上昇により作動する油温保護制御機能(油泵ノブを有する場合) 停電時に 電源を確保する装置 により安全に停止した主軸を補助軸受けに支持させる保護制御装置(磁気による軸受の場合)	3.7 安全装置 ① 冷水の過冷却により作動する温度保護制御機能 ② 冷水の温度の減水により作動する低流量保護制御機能 ③ 冷却水の温度の減水により作動する低流量保護制御機能 ④ 油圧の低下により作動する油圧保護制御機能(油泵ノブを有する場合) ⑤ 油温の上昇により作動する油温保護制御機能(油泵ノブを有する場合) 停電時に 無停電電源装置 により安全に停止した主軸を補助軸受けに支持させる保護制御装置(磁気による軸受の場合)																																																																																			
④遠心冷凍機	第2編第1章第2節 1.2.2 機器附属盤 表2.1.3 ボイラー等の表示及びブザー	(2) 表示及びブザー (ウ) ボイラー等の表示項目及びブザーは、表2.1.3による。 <table><tr><th colspan="12">表2.1.3 ボイラー等の表示項目及びブザー</th></tr><tr><th rowspan="2">機 格</th><th rowspan="2">適用範囲</th><th colspan="8">表示項目</th><th colspan="2">ブザー</th></tr><tr><th>電源(白色)</th><th>運転(赤色)及び停止(緑色)</th><th>燃焼</th><th>安全回路</th><th>不着火</th><th>保護継電器の動作</th><th>安全回路の停止(安全回路の停止)</th><th>異常</th><th>異常(黄色)</th><th>異常(赤色)</th></tr><tr><td>遠心冷凍機</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	表2.1.3 ボイラー等の表示項目及びブザー												機 格	適用範囲	表示項目								ブザー		電源(白色)	運転(赤色)及び停止(緑色)	燃焼	安全回路	不着火	保護継電器の動作	安全回路の停止(安全回路の停止)	異常	異常(黄色)	異常(赤色)	遠心冷凍機		○	○			○			○	○	○	(d) 表示等は、表2.1.7により設けるものとし、表示の光源は、原則として、 発光ダイオード とする。 <table><tr><th rowspan="2">機 材 名</th><th rowspan="2">適用範囲</th><th colspan="10">項 目</th></tr><tr><th>電源の表示</th><th>運転(赤色)及び停止(緑色)表示</th><th>燃焼表示</th><th>安全回路表示</th><th>異常表示</th><th>異常(黄色)表示</th><th>異常(赤色)表示</th><th>異常(黄色)表示</th><th>異常(赤色)表示</th><th>異常(赤色)表示</th></tr><tr><td>遠心冷凍機 スクリーン冷凍機</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機 材 名	適用範囲	項 目										電源の表示	運転(赤色)及び停止(緑色)表示	燃焼表示	安全回路表示	異常表示	異常(黄色)表示	異常(赤色)表示	異常(黄色)表示	異常(赤色)表示	異常(赤色)表示	遠心冷凍機 スクリーン冷凍機		○	○					○				5.4 表示等 表示の光源 ①電源(白色)表示灯 ②運転(赤色)表示灯 ③停止(緑色)表示灯 ④保護継電器の動作表示 ・各保護継電器毎に設置 ・盤表面に一括表示(保護継電器の作動が判別可能な場合) ⑤冷水出口温度表示 ⑥運転時間積算表示 ⑦電流表示	原則として LED とする 設置 設置 設置 設置 設置 設置 設置 ℃ h 設置 圧縮機の実運転時間を表示又は印刷できるもの必要 整数位5桁以上 必要 設置			
表2.1.3 ボイラー等の表示項目及びブザー																																																																																								
機 格	適用範囲	表示項目								ブザー																																																																														
		電源(白色)	運転(赤色)及び停止(緑色)	燃焼	安全回路	不着火	保護継電器の動作	安全回路の停止(安全回路の停止)	異常	異常(黄色)	異常(赤色)																																																																													
遠心冷凍機		○	○			○			○	○	○																																																																													
機 材 名	適用範囲	項 目																																																																																						
		電源の表示	運転(赤色)及び停止(緑色)表示	燃焼表示	安全回路表示	異常表示	異常(黄色)表示	異常(赤色)表示	異常(黄色)表示	異常(赤色)表示	異常(赤色)表示																																																																													
遠心冷凍機 スクリーン冷凍機		○	○					○																																																																																
④遠心冷凍機	1.3.1.13 制御盤 表2.1.6 ボイラー等の入力端子及び出力端子	(3) 入力端子及び出力端子 (ウ) ボイラー等の入力端子及び出力端子は、表2.1.6による。 <table><tr><th colspan="10">表2.1.6 ボイラー等の入力端子及び出力端子</th></tr><tr><th rowspan="2">機 格</th><th colspan="4">入 力 端 子</th><th colspan="5">出 力 端 子</th></tr><tr><th>インターロック</th><th>遠方発停</th><th>冷水出口温度設定</th><th>給水表示</th><th>燃焼表示</th><th>安全回路表示</th><th>各ポンプ起動・停止信号</th><th>運転状態表示</th><th>故障状態表示</th></tr><tr><td>遠心冷凍機</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	表2.1.6 ボイラー等の入力端子及び出力端子										機 格	入 力 端 子				出 力 端 子					インターロック	遠方発停	冷水出口温度設定	給水表示	燃焼表示	安全回路表示	各ポンプ起動・停止信号	運転状態表示	故障状態表示	遠心冷凍機	○	○	△				○	○	○	(e) 接点及び端子は、表2.1.8により設ける。さらに必要な接点及び端子の適用は特記による。 <table><tr><th rowspan="2">機 材 名</th><th colspan="14">接 点 及 び 端 子 項 目</th></tr><tr><th>インターロック用端子</th><th>遠方発停用端子</th><th>冷水出口温度設定用端子</th><th>給水表示用端子</th><th>燃焼表示用端子</th><th>安全回路表示用端子</th><th>各ポンプ起動・停止信号用端子</th><th>運転状態表示用端子</th><th>故障状態表示用端子</th><th>冷水出口温度用端子</th><th>運転時間積算用端子</th><th>電流表示用端子</th><th>電圧表示用端子</th><th>接地端子</th></tr><tr><td>遠心冷凍機 スクリーン冷凍機</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td></td></tr></table>	機 材 名	接 点 及 び 端 子 項 目														インターロック用端子	遠方発停用端子	冷水出口温度設定用端子	給水表示用端子	燃焼表示用端子	安全回路表示用端子	各ポンプ起動・停止信号用端子	運転状態表示用端子	故障状態表示用端子	冷水出口温度用端子	運転時間積算用端子	電流表示用端子	電圧表示用端子	接地端子	遠心冷凍機 スクリーン冷凍機	○	○			○			○	○	△	△	△	△		5.5入力端子及び出力端子 ①インターロック用入力端子 ②遠方発停用入力端子 ③冷水出口温度設定用入力端子 ④各ポンプ起動・停止信号用出力端子 ⑤運転状態表示用出力端子 ⑥故障状態表示用出力端子	設置 設置 設置(特記対応) 設置 設置 設置
表2.1.6 ボイラー等の入力端子及び出力端子																																																																																								
機 格	入 力 端 子				出 力 端 子																																																																																			
	インターロック	遠方発停	冷水出口温度設定	給水表示	燃焼表示	安全回路表示	各ポンプ起動・停止信号	運転状態表示	故障状態表示																																																																															
遠心冷凍機	○	○	△				○	○	○																																																																															
機 材 名	接 点 及 び 端 子 項 目																																																																																							
	インターロック用端子	遠方発停用端子	冷水出口温度設定用端子	給水表示用端子	燃焼表示用端子	安全回路表示用端子	各ポンプ起動・停止信号用端子	運転状態表示用端子	故障状態表示用端子	冷水出口温度用端子	運転時間積算用端子	電流表示用端子	電圧表示用端子	接地端子																																																																										
遠心冷凍機 スクリーン冷凍機	○	○			○			○	○	△	△	△	△																																																																											
空気調和機 ①ユニット形空気調和機 ③コンパクト形空気調和機 (共通事項)	第7節 空気調和機 1.7.1 ユニット形空気調和機 1.7.1.1 一般事項 1.7.1.8 全熱交換器	(6) 全熱交換器を組み込む場合は 回転形 とし、適用は特記による。 なお、全熱交換器停止時のバイパス運転ができる構造とする。 (1) 1.9.2「 回転形全熱交換器 」による。		5 全熱交換器 全熱交換器の形式 構造 5.1. 適用範囲 対象機種 形式 申請範囲 型番 風量	 回転形全熱交換器 全熱交換器停止時にバイパス運転できる構造 処理風量2000m³/h以上 申請機種一覧との整合 申請機種一覧との整合 m³/h	※以下、全熱交換器の評価基準掲載 省略																																																																																		

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）			新旧対照表							
	章・節	令和7年版	令和4年版	評価基準 新旧対照表							
空気調和機 ①ユニット形空 気調和機	11.7.1 ユニット形空 調和機 7.1.2 ケーシング	(1) 外装は、溶融アルミニウム－亜鉛鉄板を面材とし、合成樹脂発泡体を心材としたサンドイッチ構造のものとする。面材の厚さは、片面0.6mm以上とし、内外面の合計厚さは、1.2mm以上とする。 (2) コイルを通過する風速は均一性を確保する。 (5) サンドイッチ構造のケーシングの心材に使用する保温材は、硬質ウレタンフォームとし、発泡密度35kg/m³以上、厚さ18mm以上のものとする。	(ア) 外装は、溶融アルミニウム－亜鉛鉄板を面材とし、合成樹脂発泡体を心材としたサンドイッチ構造のものとする。面材の厚さは、片面0.6mm以上とし、内外面の合計厚さは、1.2mm以上とする。 (イ) 骨組みは、形鋼、軽量形鋼、ステンレス折曲げ角材又はアルミニウム押出型材とする。 (ウ) コイルを通過する風速は均一性を確保する。	令和7年版		令和6年版					
				項 目	単位等	評 価 基 準	項 目	単位等	評 価 基 準		
				3.2ケーシング				3.2ケーシング			
				3.2.1 ケーシング				3.2.1 ケーシング			
				外装材料		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板(JISG3321(溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び銅帯)、ガルバリウム鋼板)	外装材料		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板(JISG3321(溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び銅帯)、ガルバリウム鋼板)		
				構造		合成樹脂発泡体を心材としたサンドイッチ構造	構造		合成樹脂発泡体を心材としたサンドイッチ構造		
				外装材の厚さ	mm	内外板とも0.6mm以上	厚さ	mm	内外板とも0.6mm以上		
				心材に使用する保温材		サンドイッチ構造のケーシングにの心材に使用する保温材は、硬質ウレタンフォーム	3.2.2 骨組み等		形鋼、軽量形鋼又はステンレス折曲げ角材、アルミニウム押出型材		
				発泡密度	kg/m ³	発泡密度35kg/m ³ 以上	材質		製造者標準		
				発泡材厚さ	mm	厚さ18mm以上	寸法				
3.2.2 表面結露対策 (大温度差送風方式)				3.2.3 その他							
コイル通過後のケーシング 保温厚さ		mm	製造者標準仕様								
3.2.3 骨組み等											
材質			形鋼、軽量形鋼又はステンレス折曲げ角材、アルミニウム押出型材 製造者標準								
寸法			製造者標準								
空気調和機 ①ユニット形空 気調和機	1.7.1.5 ドレンパン	(1) ドレンパンは、排水勾配を有し、下流側に呼び径32以上の排水管接続口を設けたものとする。材質は、厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板（SUS304又はSUS443J1）とする。 (2) ドレンパンの外面は、厚さ10mm以上の難燃性の発泡材を吹き付けたもの、JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウール保温板（40K以上厚さ15mm以上）にガラス繊維の飛散防止のためJIS R 3414「ガラスクロス」のガラスクロス（EP18）により表面を覆ったもの又はグラスウール保温板（40K以上厚さ15mm以上）の外面を難燃性の材料で表面処理を施したものを銲及び接着剤にて貼付けたものとする。	ドレンパンは、排水勾配を有し、下流側に呼び径32以上の排水管接続口を設けたものとする。材質は、厚さ1.5mm以上のステンレス鋼板（SUS304又はSUS443J1）とする。また、ドレンパンの外面は、保温を施したものとする。	令和7年版		令和6年版					
				項 目	単位等	評 価 基 準	項 目	単位等	評 価 基 準		
				3.5ドレンパン				3.5ドレンパン			
				3.5.1ドレンパン				3.5.1ドレンパン			
				材料		ステンレス鋼板(SUS304又はSUS443J1)	材料		ステンレス鋼板(SUS304又はSUS443J1)		
				厚さ	mm	1.5mm以上	厚さ	mm	1.5mm以上		
				排水管接続口材料		ステンレス製(製造者標準)	排水管接続口材料		ステンレス製(製造者標準)		
				接続口径	mm	32mm以上	接続口径	mm	32mm以上		
				3.5.2 ドレンパン外面				3.5.2 ドレンパン外面			
				材料		JISA9504(人造鉱物繊維保温材)のGW保温板又は難燃性の発泡材	材料		JISA9504(人造鉱物繊維保温材)のGW保温板又は難燃性の発泡材		
密度	kg/m ³	GWの場合、40kg/m ³ 以上(発泡材の場合、発泡密度35kg/m ³)	密度	kg/m ³	GWの場合、40kg/m ³ (発泡材の場合、発泡密度35kg/m ³)						
厚さ	mm	GW15mm以上(発泡材10mm以上)	厚さ	mm	GW15mm以上(発泡材10mm以上)						
表面処理材料		GWの場合、ガラスクロス(JISR3414のEP18)で表面を覆う又は外面を難燃性の材料で表面処理＋銲・接着剤を施す	表面処理材料		GWの場合、ガラスクロス(JISR3414のEP18)で表面を覆う又は外面を難燃性の材料で表面処理＋銲・接着剤を施す						
貼り付け方法		銲および接着剤で貼り付ける	貼り付け方法		銲および接着剤で貼り付ける						
空気調和機 ①ユニット形空 気調和機			1.7.1.8 保温	令和7年版		令和6年版					
				項 目	単位等	評 価 基 準	項 目	単位等	評 価 基 準		
				5.保温				5.保温			
				5.1 ケーシング内面 (サンドイッチ構造)				5.1 ケーシング内面 (サンドイッチ構造)			
				材料		硬質ウレタンフォーム	材料		硬質ウレタンフォーム		
				密度	kg/m ³	35kg/m ³ 以上	密度	kg/m ³	35kg/m ³ 以上		
				厚さ	mm	18mm以上	厚さ	mm	18mm以上		
				5.2 ドレンパン外面				5.2 ドレンパン外面			
				材料		JISA9504(人造鉱物繊維保温材)のGW保温板又は難燃性の発泡材	材料		JISA9504(人造鉱物繊維保温材)のGW保温板又は難燃性の発泡材		
				密度	kg/m ³	GWの場合、40kg/m ³ (発泡材の場合、発泡密度35kg/m ³)	密度	kg/m ³	GWの場合、40kg/m ³ (発泡材の場合、発泡密度35kg/m ³)		
厚さ	mm	GW15mm以上(発泡材10mm以上)	厚さ	mm	GW15mm以上(発泡材10mm以上)						
表面処理材料		GWの場合、ガラスクロス(JISR3414のEP18)で表面を覆う又は外面を難燃性の材料で表面処理＋銲・接着剤を施す	表面処理材料		GWの場合、ガラスクロス(JISR3414のEP18)で表面を覆う又は外面を難燃性の材料で表面処理＋銲・接着剤を施す						
貼り付け方法		銲および接着剤で貼り付ける	貼り付け方法		銲および接着剤で貼り付ける						
5.3 表面結露対策 (大温度差送風方式)				5.3 表面結露対策 (大温度差送風方式)							
コイル通過後のケーシング 保温厚さ		mm	製造者標準仕様	コイル通過後のケーシング 保温厚さ		mm	製造者標準仕様				
空気調和機 ①ユニット形空 気調和機 ③コンパクト形 空気調和機 (共通事項)	1.7.1.7 電動機	(1) 誘導電動機は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」による。 (2) 誘導電動機の保護方式は、JIS C 4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」によるIP 22「防滴保護形」又はIP 44「全閉防まつ形」とする。	第2編 1.2.1「電動機」による。	令和7年版		令和6年版					
				項 目	単位等	評 価 基 準	項 目	単位等	評 価 基 準		
				4.電動機				4.電動機			
				誘導電動機の規格			JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」による	誘導電動機の規格			「標仕」表2.1.3(誘導電動機の規格)
				誘導電動機の保護方式			JIS C 4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」によるIP 22「防滴保護形」又はIP 44「全閉防まつ形」による	誘導電動機の保護方式			「標仕」表2.1.4(誘導電動機の保護方式)
				誘導電動機の始動方式			「標仕」表2.1.9(200V三相誘導電動機の始動方式)	誘導電動機の始動方式			「標仕」表2.1.5(200V三相誘導電動機の始動方式)

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）			新旧対照表		評価基準		新旧対照表																																																																																																																																																																																			
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																																																																																																																																																																						
空気調和機 ①ユニット形空気調和機 ③コンパクト形空気調和機 (共通事項)	1.7.1 ユニット形空気調和機 1.7.1.10 制御盤 1.7.2 コンパクト形空気調和機 1.7.2.10 制御盤	(1) 第2編1.2.2「機器附属盤」による制御盤を附属する場合は、特記による。 (1) 1.7.1「ユニット形空気調和機」の当該事項による。 <table><tr><th colspan="6">表2.1.4 空気調和機の表示項目</th></tr><tr><th rowspan="2">機材名</th><th rowspan="2">適用範囲</th><th colspan="4">表示項目</th></tr><tr><th>電源(白色)</th><th>運転(赤色)及び停止(緑色)</th><th>保護継電器の動作</th><th>運転時間</th></tr><tr><td>ユニット形空気調和機 コンパクト形空気調和機</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="6">表2.1.7 空気調和機の入力端子及び出力端子</th></tr><tr><th rowspan="2">機材名</th><th colspan="3">入力端子</th><th colspan="2">出力端子</th></tr><tr><th>インターロック</th><th>遠方発停</th><th>温度設定</th><th>運転状態表示</th><th>故障状態表示</th></tr><tr><td>ユニット形空気調和機 コンパクト形空気調和機</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	表2.1.4 空気調和機の表示項目						機材名	適用範囲	表示項目				電源(白色)	運転(赤色)及び停止(緑色)	保護継電器の動作	運転時間	ユニット形空気調和機 コンパクト形空気調和機		○	○			表2.1.7 空気調和機の入力端子及び出力端子						機材名	入力端子			出力端子		インターロック	遠方発停	温度設定	運転状態表示	故障状態表示	ユニット形空気調和機 コンパクト形空気調和機	○	○		○	○	第2編1.2.2「制御及び操作盤」による。 なお、適用は特記による。 <table><tr><th colspan="13">表2.1.7 表示等</th></tr><tr><th rowspan="2">機材名</th><th rowspan="2">適用範囲</th><th rowspan="2">電源(白)表示</th><th rowspan="2">運転(赤)及び停止(緑)表示</th><th rowspan="2">故障状態表示</th><th rowspan="2">温度設定表示</th><th rowspan="2">安全表示</th><th rowspan="2">不火表示</th><th rowspan="2">保護継電器の動作表示</th><th rowspan="2">運転時間表示</th><th rowspan="2">分電盤の場合</th><th rowspan="2">異常表示</th><th rowspan="2">異常表示</th></tr><tr></tr><tr><td>コンパクト形空気調和機</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="13">表2.1.8 接点及び端子</th></tr><tr><th rowspan="2">機材名</th><th colspan="12">接点及び端子項目</th></tr><tr><th>インターロック端子</th><th>遠方発停端子</th><th>ポンプ・給水ポンプ・冷却ポンプ等の端子</th><th>温度設定端子</th><th>運転状態表示端子</th><th>故障状態表示端子</th><th>温度設定表示端子</th><th>安全表示端子</th><th>不火表示端子</th><th>保護継電器の動作端子</th><th>運転時間表示端子</th><th>分電盤の場合</th></tr><tr><td>コンパクト形空気調和機</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	表2.1.7 表示等													機材名	適用範囲	電源(白)表示	運転(赤)及び停止(緑)表示	故障状態表示	温度設定表示	安全表示	不火表示	保護継電器の動作表示	運転時間表示	分電盤の場合	異常表示	異常表示	コンパクト形空気調和機		○	○										表2.1.8 接点及び端子													機材名	接点及び端子項目												インターロック端子	遠方発停端子	ポンプ・給水ポンプ・冷却ポンプ等の端子	温度設定端子	運転状態表示端子	故障状態表示端子	温度設定表示端子	安全表示端子	不火表示端子	保護継電器の動作端子	運転時間表示端子	分電盤の場合	コンパクト形空気調和機	○	○						○	○				<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td>8. 制 御 盤</td><td></td><td></td></tr><tr><td>特記による設置の可・否</td><td></td><td>第2編1.2.2「機器附属盤」による制御盤を附属する場合は、特記による</td></tr><tr><td>8.1 表示等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>表示の光源</td><td></td><td>原則としてLED</td></tr><tr><td>①電源(白色)表示</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>②運転(赤色)、停止(緑色)表示</td><td></td><td>具備、1ユニットの装置は一指でよい、異常停止表示がある場合は停止表示灯の省略可。表示</td></tr><tr><td>8.2 入力端子及び出力端子</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①インターロック用入力端子</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>②遠方発停用入力端子</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>③運転状態表示用出力端子</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>④故障状態表示用出力端子</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>8.3 過負荷及び欠相保護装置</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①過負荷保護装置</td><td></td><td>電動機ごとに具備</td></tr><tr><td>②欠相保護装置</td><td></td><td>電動機ごとに具備</td></tr><tr><td>③上記保護装置を設けていない場合 ・出力0.2kw以下の誘導電動機回路である。 ・過電流遮断機の定格電流が、15A以下の单相電動機である。 ・配線用遮断機の定格電流が、20A以下の单相電動機回路である。 ・1ユニットの装置で電動機自体に有効な焼損防止装置があるので、欠相保護装置を設けていない。</td><td></td><td>保護装置が無しの場合理由を記入 保護装置が無しの場合理由を記入 保護装置が無しの場合理由を記入 保護装置が無しの場合理由を記入</td></tr></table>	項 目	単位等	評 価 基 準	8. 制 御 盤			特記による設置の可・否		第2編1.2.2「機器附属盤」による制御盤を附属する場合は、特記による	8.1 表示等			表示の光源		原則としてLED	①電源(白色)表示		具備	②運転(赤色)、停止(緑色)表示		具備、1ユニットの装置は一指でよい、異常停止表示がある場合は停止表示灯の省略可。表示	8.2 入力端子及び出力端子			①インターロック用入力端子		具備	②遠方発停用入力端子		具備	③運転状態表示用出力端子		具備	④故障状態表示用出力端子		具備	8.3 過負荷及び欠相保護装置			①過負荷保護装置		電動機ごとに具備	②欠相保護装置		電動機ごとに具備	③上記保護装置を設けていない場合 ・出力0.2kw以下の誘導電動機回路である。 ・過電流遮断機の定格電流が、15A以下の单相電動機である。 ・配線用遮断機の定格電流が、20A以下の单相電動機回路である。 ・1ユニットの装置で電動機自体に有効な焼損防止装置があるので、欠相保護装置を設けていない。		保護装置が無しの場合理由を記入 保護装置が無しの場合理由を記入 保護装置が無しの場合理由を記入 保護装置が無しの場合理由を記入
表2.1.4 空気調和機の表示項目																																																																																																																																																																																											
機材名	適用範囲	表示項目																																																																																																																																																																																									
		電源(白色)	運転(赤色)及び停止(緑色)	保護継電器の動作	運転時間																																																																																																																																																																																						
ユニット形空気調和機 コンパクト形空気調和機		○	○																																																																																																																																																																																								
表2.1.7 空気調和機の入力端子及び出力端子																																																																																																																																																																																											
機材名	入力端子			出力端子																																																																																																																																																																																							
	インターロック	遠方発停	温度設定	運転状態表示	故障状態表示																																																																																																																																																																																						
ユニット形空気調和機 コンパクト形空気調和機	○	○		○	○																																																																																																																																																																																						
表2.1.7 表示等																																																																																																																																																																																											
機材名	適用範囲	電源(白)表示	運転(赤)及び停止(緑)表示	故障状態表示	温度設定表示	安全表示	不火表示	保護継電器の動作表示	運転時間表示	分電盤の場合	異常表示	異常表示																																																																																																																																																																															
コンパクト形空気調和機		○	○																																																																																																																																																																																								
表2.1.8 接点及び端子																																																																																																																																																																																											
機材名	接点及び端子項目																																																																																																																																																																																										
	インターロック端子	遠方発停端子	ポンプ・給水ポンプ・冷却ポンプ等の端子	温度設定端子	運転状態表示端子	故障状態表示端子	温度設定表示端子	安全表示端子	不火表示端子	保護継電器の動作端子	運転時間表示端子	分電盤の場合																																																																																																																																																																															
コンパクト形空気調和機	○	○						○	○																																																																																																																																																																																		
項 目	単位等	評 価 基 準																																																																																																																																																																																									
8. 制 御 盤																																																																																																																																																																																											
特記による設置の可・否		第2編1.2.2「機器附属盤」による制御盤を附属する場合は、特記による																																																																																																																																																																																									
8.1 表示等																																																																																																																																																																																											
表示の光源		原則としてLED																																																																																																																																																																																									
①電源(白色)表示		具備																																																																																																																																																																																									
②運転(赤色)、停止(緑色)表示		具備、1ユニットの装置は一指でよい、異常停止表示がある場合は停止表示灯の省略可。表示																																																																																																																																																																																									
8.2 入力端子及び出力端子																																																																																																																																																																																											
①インターロック用入力端子		具備																																																																																																																																																																																									
②遠方発停用入力端子		具備																																																																																																																																																																																									
③運転状態表示用出力端子		具備																																																																																																																																																																																									
④故障状態表示用出力端子		具備																																																																																																																																																																																									
8.3 過負荷及び欠相保護装置																																																																																																																																																																																											
①過負荷保護装置		電動機ごとに具備																																																																																																																																																																																									
②欠相保護装置		電動機ごとに具備																																																																																																																																																																																									
③上記保護装置を設けていない場合 ・出力0.2kw以下の誘導電動機回路である。 ・過電流遮断機の定格電流が、15A以下の单相電動機である。 ・配線用遮断機の定格電流が、20A以下の单相電動機回路である。 ・1ユニットの装置で電動機自体に有効な焼損防止装置があるので、欠相保護装置を設けていない。		保護装置が無しの場合理由を記入 保護装置が無しの場合理由を記入 保護装置が無しの場合理由を記入 保護装置が無しの場合理由を記入																																																																																																																																																																																									
空気調和機 ①ユニット形空気調和機 ③コンパクト形空気調和機 ④パッケージ形空気調和機 ⑤マルチパッケージ形空気調和機 ⑥ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 (共通事項)	1.7.1.10 制御盤 1.7.2.10 制御盤 1.7.5.17 制御盤 1.7.6.18 制御盤 1.7.7.23 制御盤	(1) 第2編1.2.2「機器附属盤」による制御盤を附属する場合は、特記による。 (2) インバータ制御装置の適用は、特記による。 (1) 1.7.1「ユニット形空気調和機」の当該事項による。 (1) 第2編1.2.2「機器附属盤」による。 同上 同上	第2編1.2.2「制御及び操作盤」による。 なお、適用は特記による。 第2編1.2.2「制御及び操作盤」による。ただし、インバータ制御を行う場合は、製造者の標準仕様とする。また、高調波対策は第2編1.2.2.2「インバータ用制御及び操作盤」(e) (e)によるものとし、適用は特記による。 なお、リモートコントローラーを用いる場合の表示等は、1.7.5.18「リモートコントローラー」による。 同上 同上	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td>8.4 インバータ用制御装置 （可変電圧可変周波数制御装置）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1) インバータ用制御装置の適用の場合</td><td></td><td>電流表示、過負荷及び欠相保護装置は、不要とし、次の保護機能を設ける。</td></tr><tr><td>①過電流、单相、過電圧等が発生した場合の電動機を停止する機能</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>②短絡により作動する自己保護機能</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>③ストール防止機能</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>④継電器等のコイル部のサージ対策</td><td></td><td>サージキラー等を具備</td></tr><tr><td>⑤制御方式</td><td></td><td>正弦波パルス幅変調方式又はパルス幅変調方式</td></tr><tr><td>⑥瞬時の電圧低下対策</td><td></td><td>自動回復運転機能を具備</td></tr><tr><td>⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>2) ①高調波対策</td><td></td><td>特記対応とし、特記が無ければ下記(a)から(d)のいずれかによる</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(a)高調波対策として直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針」(一社)日本電気協会)による換算係数Ki=1.8以下(交流側リアクトルでKi=1.8となる対策を除く)となる対策</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(b)JIS C 61000-3-2「電磁両立性 - 第3-2部: 限度値 - 高調波電流発生限度値(1相当たりの入力電流が20A以下の機器)」が適用された機器</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(c)基本波力率が1であるときの入力力率が0.94以上のインバータ制御装置</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(d)基本波力率が1であるときの入力力率が0.94以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置</td></tr><tr><td>②高周波ノイズ対策用</td><td></td><td>入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。</td></tr></table>	項 目	単位等	評 価 基 準	8.4 インバータ用制御装置 （可変電圧可変周波数制御装置）			1) インバータ用制御装置の適用の場合		電流表示、過負荷及び欠相保護装置は、不要とし、次の保護機能を設ける。	①過電流、单相、過電圧等が発生した場合の電動機を停止する機能		具備	②短絡により作動する自己保護機能		具備	③ストール防止機能		具備	④継電器等のコイル部のサージ対策		サージキラー等を具備	⑤制御方式		正弦波パルス幅変調方式又はパルス幅変調方式	⑥瞬時の電圧低下対策		自動回復運転機能を具備	⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整		具備	2) ①高調波対策		特記対応とし、特記が無ければ下記(a)から(d)のいずれかによる			(a)高調波対策として直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針」(一社)日本電気協会)による換算係数Ki=1.8以下(交流側リアクトルでKi=1.8となる対策を除く)となる対策			(b)JIS C 61000-3-2「電磁両立性 - 第3-2部: 限度値 - 高調波電流発生限度値(1相当たりの入力電流が20A以下の機器)」が適用された機器			(c)基本波力率が1であるときの入力力率が0.94以上のインバータ制御装置			(d)基本波力率が1であるときの入力力率が0.94以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置	②高周波ノイズ対策用		入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。																																																																																																																																							
項 目	単位等	評 価 基 準																																																																																																																																																																																									
8.4 インバータ用制御装置 （可変電圧可変周波数制御装置）																																																																																																																																																																																											
1) インバータ用制御装置の適用の場合		電流表示、過負荷及び欠相保護装置は、不要とし、次の保護機能を設ける。																																																																																																																																																																																									
①過電流、单相、過電圧等が発生した場合の電動機を停止する機能		具備																																																																																																																																																																																									
②短絡により作動する自己保護機能		具備																																																																																																																																																																																									
③ストール防止機能		具備																																																																																																																																																																																									
④継電器等のコイル部のサージ対策		サージキラー等を具備																																																																																																																																																																																									
⑤制御方式		正弦波パルス幅変調方式又はパルス幅変調方式																																																																																																																																																																																									
⑥瞬時の電圧低下対策		自動回復運転機能を具備																																																																																																																																																																																									
⑦負荷特性に合わせた加減速時間の調整		具備																																																																																																																																																																																									
2) ①高調波対策		特記対応とし、特記が無ければ下記(a)から(d)のいずれかによる																																																																																																																																																																																									
		(a)高調波対策として直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針」(一社)日本電気協会)による換算係数Ki=1.8以下(交流側リアクトルでKi=1.8となる対策を除く)となる対策																																																																																																																																																																																									
		(b)JIS C 61000-3-2「電磁両立性 - 第3-2部: 限度値 - 高調波電流発生限度値(1相当たりの入力電流が20A以下の機器)」が適用された機器																																																																																																																																																																																									
		(c)基本波力率が1であるときの入力力率が0.94以上のインバータ制御装置																																																																																																																																																																																									
		(d)基本波力率が1であるときの入力力率が0.94以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置																																																																																																																																																																																									
②高周波ノイズ対策用		入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。																																																																																																																																																																																									

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）			新旧対照表																																																																																																																																																							
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																																																																																																																																						
空調和機 (共通事項)	1.7.1.10 制御盤	つづき		<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td>8.7 その他</td><td></td><td></td></tr><tr><td>制御及び操作盤の四面ホルダに単線接続図等の有無</td><td></td><td>四面ホルダに単線接続図等有、又は制御盤（厚表面含む）に単線接続図等を貼付け</td></tr><tr><td>制御及び操作盤充電部の露出有無</td><td></td><td>ドアが閉じた状態で充電部が露出していない</td></tr><tr><td>ドア裏面の押しまし等感電の恐れのある構造のものは感電防止の処置の有無</td><td></td><td>感電防止の処置を施している（電気用品安全法適用機器は除く）</td></tr></table>	項 目	単位等	評 価 基 準	8.7 その他			制御及び操作盤の四面ホルダに単線接続図等の有無		四面ホルダに単線接続図等有、又は制御盤（厚表面含む）に単線接続図等を貼付け	制御及び操作盤充電部の露出有無		ドアが閉じた状態で充電部が露出していない	ドア裏面の押しまし等感電の恐れのある構造のものは感電防止の処置の有無		感電防止の処置を施している（電気用品安全法適用機器は除く）																																																																																																																																								
項 目	単位等	評 価 基 準																																																																																																																																																									
8.7 その他																																																																																																																																																											
制御及び操作盤の四面ホルダに単線接続図等の有無		四面ホルダに単線接続図等有、又は制御盤（厚表面含む）に単線接続図等を貼付け																																																																																																																																																									
制御及び操作盤充電部の露出有無		ドアが閉じた状態で充電部が露出していない																																																																																																																																																									
ドア裏面の押しまし等感電の恐れのある構造のものは感電防止の処置の有無		感電防止の処置を施している（電気用品安全法適用機器は除く）																																																																																																																																																									
③コンパクト形空調和機	1.7.2 コンパクト形空調和機 1.7.2.1 一般事項	(1) 本項は、設計風量が9,000m ³ /h以下、機外静圧が、給気用送風機のみの場合は400Pa以下、還気用送風機組込みの場合は、給気用送風機において400Pa以下、還気用送風機において300Pa以下のコンパクト形空調和機の床置形に適用する。	(7) 本項は、設計風量が6,000m ³ /h以下、機外静圧が、給気用送風機のみの場合は300Pa以下、還気用送風機組込みの場合は、給気用送風機において300Pa以下、還気用送風機において200Pa以下のコンパクト形空調和機の床置形に適用する。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>1. 適用範囲</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1.1 設計風量・機外静圧</td><td></td><td></td></tr><tr><td>形式（給気用送風機組込床置形）</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>同 申請範囲：型番</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>同 风量範囲</td><td>m³/h</td><td>9000m³/h以下</td></tr><tr><td>給気用送風機機外静圧</td><td>Pa</td><td>400Pa以下</td></tr><tr><td>形式（還気用送風機組込床置形）</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>同 申請範囲：型番</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>同 风量範囲</td><td>m³/h</td><td>9000m³/h以下</td></tr><tr><td>給気用送風機機外静圧</td><td>Pa</td><td>400Pa以下</td></tr><tr><td>還気用送風機機外静圧</td><td>Pa</td><td>300Pa以下</td></tr><tr><td>1.2 構成品</td><td></td><td>ケーシング内に、コイル、加湿器、ドレンパン、送風機、電動機、エアフィルター等を有する</td></tr><tr><td>1.3 振動</td><td></td><td></td></tr><tr><td>許容振動値</td><td></td><td>剛構造体に設置した状態で測定した値が、固定部の全振幅値が10μm（垂直方向）以下</td></tr><tr><td>1.4 騒音</td><td></td><td></td></tr><tr><td>許容騒音レベル</td><td></td><td>9000m³/h以下は表による</td></tr><tr><td colspan="3"><table><tr><th colspan="3">表 コンパクト形空調和機の許容騒音レベル（単位dB(A)）</th></tr><tr><th>設計風量 m³/h</th><th>3,000以下</th><th>3,000を超え</th></tr><tr><td>機外静圧 Pa</td><td></td><td>9,000以下</td></tr><tr><td>100以下</td><td>54(57)</td><td>57(60)</td></tr><tr><td>100を超え、200以下</td><td>55(58)</td><td>58(61)</td></tr><tr><td>200を超え、400以下</td><td>56(59)</td><td>59(62)</td></tr><tr><td>400を超え、700以下</td><td>(61)</td><td>(65)</td></tr></table> 注 1.（ ）内の騒音値は、還気用送風機組込みの場合とする。 2. 静圧は給気用送風機及び還気用送風機の機外静圧の合計とする。 </td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	1. 適用範囲			1.1 設計風量・機外静圧			形式（給気用送風機組込床置形）		申請機種一覧との整合	同 申請範囲：型番		申請機種一覧との整合	同 风量範囲	m ³ /h	9000m ³ /h以下	給気用送風機機外静圧	Pa	400Pa以下	形式（還気用送風機組込床置形）		申請機種一覧との整合	同 申請範囲：型番		申請機種一覧との整合	同 风量範囲	m ³ /h	9000m ³ /h以下	給気用送風機機外静圧	Pa	400Pa以下	還気用送風機機外静圧	Pa	300Pa以下	1.2 構成品		ケーシング内に、コイル、加湿器、ドレンパン、送風機、電動機、エアフィルター等を有する	1.3 振動			許容振動値		剛構造体に設置した状態で測定した値が、固定部の全振幅値が10μm（垂直方向）以下	1.4 騒音			許容騒音レベル		9000m ³ /h以下は表による	<table><tr><th colspan="3">表 コンパクト形空調和機の許容騒音レベル（単位dB(A)）</th></tr><tr><th>設計風量 m³/h</th><th>3,000以下</th><th>3,000を超え</th></tr><tr><td>機外静圧 Pa</td><td></td><td>9,000以下</td></tr><tr><td>100以下</td><td>54(57)</td><td>57(60)</td></tr><tr><td>100を超え、200以下</td><td>55(58)</td><td>58(61)</td></tr><tr><td>200を超え、400以下</td><td>56(59)</td><td>59(62)</td></tr><tr><td>400を超え、700以下</td><td>(61)</td><td>(65)</td></tr></table> 注 1.（ ）内の騒音値は、還気用送風機組込みの場合とする。 2. 静圧は給気用送風機及び還気用送風機の機外静圧の合計とする。			表 コンパクト形空調和機の許容騒音レベル（単位dB(A)）			設計風量 m ³ /h	3,000以下	3,000を超え	機外静圧 Pa		9,000以下	100以下	54(57)	57(60)	100を超え、200以下	55(58)	58(61)	200を超え、400以下	56(59)	59(62)	400を超え、700以下	(61)	(65)	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>1. 適用範囲</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1.1 設計風量・機外静圧</td><td></td><td></td></tr><tr><td>形式（給気用送風機組込床置形）</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>同 申請範囲：型番</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>同 风量範囲</td><td>m³/h</td><td>9000m³/h以下 ＜標仕は6000m³/h以下＞</td></tr><tr><td>給気用送風機機外静圧</td><td>Pa</td><td>400Pa以下 ＜標仕は300Pa以下＞</td></tr><tr><td>形式（還気用送風機組込床置形）</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>同 申請範囲：型番</td><td></td><td>申請機種一覧との整合</td></tr><tr><td>同 风量範囲</td><td>m³/h</td><td>9000m³/h以下 ＜標仕は6000m³/h以下＞</td></tr><tr><td>給気用送風機機外静圧</td><td>Pa</td><td>400Pa以下 ＜標仕は300Pa以下＞</td></tr><tr><td>還気用送風機機外静圧</td><td>Pa</td><td>300Pa以下 ＜標仕は200Pa以下＞</td></tr><tr><td>1.2 構成品</td><td></td><td>ケーシング内に、コイル、加湿器、ドレンパン、送風機、電動機、エアフィルター等を有する</td></tr><tr><td>1.3 振動</td><td></td><td></td></tr><tr><td>許容振動値</td><td></td><td>剛構造体に設置した状態で測定した値が、固定部の全振幅値が10μm（垂直方向）以下</td></tr><tr><td>1.4 騒音</td><td></td><td></td></tr><tr><td>許容騒音レベル</td><td></td><td>6000m³/h以下は表による</td></tr><tr><td colspan="3"><table><tr><th colspan="3">表 コンパクト形空調和機の許容騒音レベル（単位dB(A)）</th></tr><tr><th>設計風量 m³/h</th><th>3,000以下</th><th>3,000を超え</th></tr><tr><td>機外静圧 Pa</td><td></td><td>9,000以下</td></tr><tr><td>100以下</td><td>54(57)</td><td>57(60)</td></tr><tr><td>100を超え、200以下</td><td>55(58)</td><td>58(61)</td></tr><tr><td>200を超え、400以下</td><td>56(59)</td><td>59(62)</td></tr><tr><td>400を超え、700以下</td><td>(61)</td><td>(65)</td></tr></table> 注 （ ）内の騒音値は、還気用送風機組込みの場合とする。 </td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	1. 適用範囲			1.1 設計風量・機外静圧			形式（給気用送風機組込床置形）		申請機種一覧との整合	同 申請範囲：型番		申請機種一覧との整合	同 风量範囲	m ³ /h	9000m ³ /h以下 ＜標仕は6000m ³ /h以下＞	給気用送風機機外静圧	Pa	400Pa以下 ＜標仕は300Pa以下＞	形式（還気用送風機組込床置形）		申請機種一覧との整合	同 申請範囲：型番		申請機種一覧との整合	同 风量範囲	m ³ /h	9000m ³ /h以下 ＜標仕は6000m ³ /h以下＞	給気用送風機機外静圧	Pa	400Pa以下 ＜標仕は300Pa以下＞	還気用送風機機外静圧	Pa	300Pa以下 ＜標仕は200Pa以下＞	1.2 構成品		ケーシング内に、コイル、加湿器、ドレンパン、送風機、電動機、エアフィルター等を有する	1.3 振動			許容振動値		剛構造体に設置した状態で測定した値が、固定部の全振幅値が10μm（垂直方向）以下	1.4 騒音			許容騒音レベル		6000m ³ /h以下は表による	<table><tr><th colspan="3">表 コンパクト形空調和機の許容騒音レベル（単位dB(A)）</th></tr><tr><th>設計風量 m³/h</th><th>3,000以下</th><th>3,000を超え</th></tr><tr><td>機外静圧 Pa</td><td></td><td>9,000以下</td></tr><tr><td>100以下</td><td>54(57)</td><td>57(60)</td></tr><tr><td>100を超え、200以下</td><td>55(58)</td><td>58(61)</td></tr><tr><td>200を超え、400以下</td><td>56(59)</td><td>59(62)</td></tr><tr><td>400を超え、700以下</td><td>(61)</td><td>(65)</td></tr></table> 注 （ ）内の騒音値は、還気用送風機組込みの場合とする。			表 コンパクト形空調和機の許容騒音レベル（単位dB(A)）			設計風量 m ³ /h	3,000以下	3,000を超え	機外静圧 Pa		9,000以下	100以下	54(57)	57(60)	100を超え、200以下	55(58)	58(61)	200を超え、400以下	56(59)	59(62)	400を超え、700以下	(61)	(65)
項 目	単位等	評価基準																																																																																																																																																									
1. 適用範囲																																																																																																																																																											
1.1 設計風量・機外静圧																																																																																																																																																											
形式（給気用送風機組込床置形）		申請機種一覧との整合																																																																																																																																																									
同 申請範囲：型番		申請機種一覧との整合																																																																																																																																																									
同 风量範囲	m ³ /h	9000m ³ /h以下																																																																																																																																																									
給気用送風機機外静圧	Pa	400Pa以下																																																																																																																																																									
形式（還気用送風機組込床置形）		申請機種一覧との整合																																																																																																																																																									
同 申請範囲：型番		申請機種一覧との整合																																																																																																																																																									
同 风量範囲	m ³ /h	9000m ³ /h以下																																																																																																																																																									
給気用送風機機外静圧	Pa	400Pa以下																																																																																																																																																									
還気用送風機機外静圧	Pa	300Pa以下																																																																																																																																																									
1.2 構成品		ケーシング内に、コイル、加湿器、ドレンパン、送風機、電動機、エアフィルター等を有する																																																																																																																																																									
1.3 振動																																																																																																																																																											
許容振動値		剛構造体に設置した状態で測定した値が、固定部の全振幅値が10μm（垂直方向）以下																																																																																																																																																									
1.4 騒音																																																																																																																																																											
許容騒音レベル		9000m ³ /h以下は表による																																																																																																																																																									
<table><tr><th colspan="3">表 コンパクト形空調和機の許容騒音レベル（単位dB(A)）</th></tr><tr><th>設計風量 m³/h</th><th>3,000以下</th><th>3,000を超え</th></tr><tr><td>機外静圧 Pa</td><td></td><td>9,000以下</td></tr><tr><td>100以下</td><td>54(57)</td><td>57(60)</td></tr><tr><td>100を超え、200以下</td><td>55(58)</td><td>58(61)</td></tr><tr><td>200を超え、400以下</td><td>56(59)</td><td>59(62)</td></tr><tr><td>400を超え、700以下</td><td>(61)</td><td>(65)</td></tr></table> 注 1.（ ）内の騒音値は、還気用送風機組込みの場合とする。 2. 静圧は給気用送風機及び還気用送風機の機外静圧の合計とする。			表 コンパクト形空調和機の許容騒音レベル（単位dB(A)）			設計風量 m ³ /h	3,000以下	3,000を超え	機外静圧 Pa		9,000以下	100以下	54(57)	57(60)	100を超え、200以下	55(58)	58(61)	200を超え、400以下	56(59)	59(62)	400を超え、700以下	(61)	(65)																																																																																																																																				
表 コンパクト形空調和機の許容騒音レベル（単位dB(A)）																																																																																																																																																											
設計風量 m ³ /h	3,000以下	3,000を超え																																																																																																																																																									
機外静圧 Pa		9,000以下																																																																																																																																																									
100以下	54(57)	57(60)																																																																																																																																																									
100を超え、200以下	55(58)	58(61)																																																																																																																																																									
200を超え、400以下	56(59)	59(62)																																																																																																																																																									
400を超え、700以下	(61)	(65)																																																																																																																																																									
項 目	単位等	評価基準																																																																																																																																																									
1. 適用範囲																																																																																																																																																											
1.1 設計風量・機外静圧																																																																																																																																																											
形式（給気用送風機組込床置形）		申請機種一覧との整合																																																																																																																																																									
同 申請範囲：型番		申請機種一覧との整合																																																																																																																																																									
同 风量範囲	m ³ /h	9000m ³ /h以下 ＜標仕は6000m ³ /h以下＞																																																																																																																																																									
給気用送風機機外静圧	Pa	400Pa以下 ＜標仕は300Pa以下＞																																																																																																																																																									
形式（還気用送風機組込床置形）		申請機種一覧との整合																																																																																																																																																									
同 申請範囲：型番		申請機種一覧との整合																																																																																																																																																									
同 风量範囲	m ³ /h	9000m ³ /h以下 ＜標仕は6000m ³ /h以下＞																																																																																																																																																									
給気用送風機機外静圧	Pa	400Pa以下 ＜標仕は300Pa以下＞																																																																																																																																																									
還気用送風機機外静圧	Pa	300Pa以下 ＜標仕は200Pa以下＞																																																																																																																																																									
1.2 構成品		ケーシング内に、コイル、加湿器、ドレンパン、送風機、電動機、エアフィルター等を有する																																																																																																																																																									
1.3 振動																																																																																																																																																											
許容振動値		剛構造体に設置した状態で測定した値が、固定部の全振幅値が10μm（垂直方向）以下																																																																																																																																																									
1.4 騒音																																																																																																																																																											
許容騒音レベル		6000m ³ /h以下は表による																																																																																																																																																									
<table><tr><th colspan="3">表 コンパクト形空調和機の許容騒音レベル（単位dB(A)）</th></tr><tr><th>設計風量 m³/h</th><th>3,000以下</th><th>3,000を超え</th></tr><tr><td>機外静圧 Pa</td><td></td><td>9,000以下</td></tr><tr><td>100以下</td><td>54(57)</td><td>57(60)</td></tr><tr><td>100を超え、200以下</td><td>55(58)</td><td>58(61)</td></tr><tr><td>200を超え、400以下</td><td>56(59)</td><td>59(62)</td></tr><tr><td>400を超え、700以下</td><td>(61)</td><td>(65)</td></tr></table> 注 （ ）内の騒音値は、還気用送風機組込みの場合とする。			表 コンパクト形空調和機の許容騒音レベル（単位dB(A)）			設計風量 m ³ /h	3,000以下	3,000を超え	機外静圧 Pa		9,000以下	100以下	54(57)	57(60)	100を超え、200以下	55(58)	58(61)	200を超え、400以下	56(59)	59(62)	400を超え、700以下	(61)	(65)																																																																																																																																				
表 コンパクト形空調和機の許容騒音レベル（単位dB(A)）																																																																																																																																																											
設計風量 m ³ /h	3,000以下	3,000を超え																																																																																																																																																									
機外静圧 Pa		9,000以下																																																																																																																																																									
100以下	54(57)	57(60)																																																																																																																																																									
100を超え、200以下	55(58)	58(61)																																																																																																																																																									
200を超え、400以下	56(59)	59(62)																																																																																																																																																									
400を超え、700以下	(61)	(65)																																																																																																																																																									
③コンパクト形空調和機	1.7.2.1 一般事項 1.7.2.8 全熱交換器	(7) 全熱交換器を組込む場合は回転形とし、適用は特記による。 なお、全熱交換器停止時のバイパス運転ができる構造とする。 (1) 1.9.2「回転形全熱交換器」による。		※ユニット形空調和機に同じ																																																																																																																																																							
③コンパクト形空調和機	1.7.2.2 ケーシング	(1) 外装は、溶融アルミニウム－亜鉛鉄板を面材とし、合成樹脂発泡体を心材としたサンドイッチ構造のものとする。 面材の厚さは、片面0.5mm以上とし、内外面の合計厚さは、1.0mm以上とする。 各部の点検用に、点検口を設ける。 なお、ケーシングが容易に開閉又は取外し可能なものは、点検口を省略してもよい。 サンドイッチ構造のケーシングの心材に使用する保温材は、硬質ウレタンフォームとし、発泡密度35kg/m ³ 以上、厚さ14mm以上のものとする。	(7) 外装は、溶融アルミニウム－亜鉛鉄板を面材とし、合成樹脂発泡体を心材としたサンドイッチ構造のものとする。 面材の厚さは、片面0.5mm以上とし、内外面の合計厚さは、1.0mm以上とする。 (イ) 骨組みは、形鋼、軽量形鋼、ステンレス折曲げ角材又はアルミニウム押出型材とする。 なお、外装を折り曲げたものとしてもよい。 各部の点検用に、点検口を設ける。 なお、ケーシングが容易に開閉又は取外し可能なものは、点検口を省略してもよい。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.2 ケーシング</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1) サンドイッチパネル</td><td></td><td></td></tr><tr><td>外装の面材</td><td></td><td>溶融アルミニウム－亜鉛鉄板(ガルバリウム鋼板)</td></tr><tr><td>心材</td><td></td><td>合成樹脂発泡体</td></tr><tr><td>構造</td><td></td><td>合成樹脂発泡体を心材としたサンドイッチ構造</td></tr><tr><td>面材の厚さ</td><td>mm</td><td>内外面各0.5mm以上</td></tr><tr><td>心材に使用する保温材</td><td></td><td>サンドイッチ構造のケーシングにの心材に使用する保温材は、硬質ウレタンフォーム</td></tr><tr><td>発砲密度</td><td>kg/㎡</td><td>発泡密度35kg/㎡以上</td></tr><tr><td>発泡材厚さ</td><td>mm</td><td>厚さ14mm 以上</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	3.2 ケーシング			(1) サンドイッチパネル			外装の面材		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板(ガルバリウム鋼板)	心材		合成樹脂発泡体	構造		合成樹脂発泡体を心材としたサンドイッチ構造	面材の厚さ	mm	内外面各0.5mm以上	心材に使用する保温材		サンドイッチ構造のケーシングにの心材に使用する保温材は、硬質ウレタンフォーム	発砲密度	kg/㎡	発泡密度35kg/㎡以上	発泡材厚さ	mm	厚さ14mm 以上	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.2 ケーシング</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1) サンドイッチパネル</td><td></td><td></td></tr><tr><td>外装の面材</td><td></td><td>溶融アルミニウム－亜鉛鉄板(ガルバリウム鋼板)</td></tr><tr><td>心材</td><td></td><td>合成樹脂発泡体</td></tr><tr><td>構造</td><td></td><td>サンドイッチ構造</td></tr><tr><td>面材の厚さ</td><td>mm</td><td>内外面各0.5mm以上</td></tr><tr><td>(2) ケーシング外装の補強方法</td><td></td><td>骨組みは、形鋼、軽量形鋼、ステンレス折曲げ角材又はアルミニウム押出型材か、外装を折り曲げたものとする</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	3.2 ケーシング			(1) サンドイッチパネル			外装の面材		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板(ガルバリウム鋼板)	心材		合成樹脂発泡体	構造		サンドイッチ構造	面材の厚さ	mm	内外面各0.5mm以上	(2) ケーシング外装の補強方法		骨組みは、形鋼、軽量形鋼、ステンレス折曲げ角材又はアルミニウム押出型材か、外装を折り曲げたものとする																																																																																																
項 目	単位等	評価基準																																																																																																																																																									
3.2 ケーシング																																																																																																																																																											
(1) サンドイッチパネル																																																																																																																																																											
外装の面材		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板(ガルバリウム鋼板)																																																																																																																																																									
心材		合成樹脂発泡体																																																																																																																																																									
構造		合成樹脂発泡体を心材としたサンドイッチ構造																																																																																																																																																									
面材の厚さ	mm	内外面各0.5mm以上																																																																																																																																																									
心材に使用する保温材		サンドイッチ構造のケーシングにの心材に使用する保温材は、硬質ウレタンフォーム																																																																																																																																																									
発砲密度	kg/㎡	発泡密度35kg/㎡以上																																																																																																																																																									
発泡材厚さ	mm	厚さ14mm 以上																																																																																																																																																									
項 目	単位等	評価基準																																																																																																																																																									
3.2 ケーシング																																																																																																																																																											
(1) サンドイッチパネル																																																																																																																																																											
外装の面材		溶融アルミニウム－亜鉛鉄板(ガルバリウム鋼板)																																																																																																																																																									
心材		合成樹脂発泡体																																																																																																																																																									
構造		サンドイッチ構造																																																																																																																																																									
面材の厚さ	mm	内外面各0.5mm以上																																																																																																																																																									
(2) ケーシング外装の補強方法		骨組みは、形鋼、軽量形鋼、ステンレス折曲げ角材又はアルミニウム押出型材か、外装を折り曲げたものとする																																																																																																																																																									

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 新旧対照表			評価基準 新旧対照表																																																																			
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																																																		
③コンパクト形 空気調和機	1.7.2.5 ドレンパン	(1) ドレンパンは、排水勾配を有し、下流側に呼び径 25 以上の排水管接続口を設けたものとする。材質は、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板（SUS304 又は SUS443J1）とする。 (2) ドレンパンの外面は、厚さ 10mm 以上の難燃性の発泡材を吹き付けたもの、JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウール保温板（40K 以上厚さ 15mm 以上）に、ガラス繊維の飛散防止のため、JIS R 3414「ガラスクロス」のガラスクロス（EP18）により表面を覆ったもの又はグラスウール保温板（40K 以上厚さ 15mm 以上）の外面を難燃性の材料で表面処理を施したものを銕及び接着剤にて貼付けたものとする。	1.7.2.5 ドレンパン ドレンパンは、排水勾配を有し、下流側に呼び径 25 以上の排水管接続口を設けたものとする。材質は、厚さ 0.8mm 以上のステンレス鋼板（SUS304 又は SUS443J1）とする。また、ドレンパンの外面は、保温を施したものとする。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.6 ドレンパン</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3.6.1ドレンパン</td><td></td><td></td></tr><tr><td>材料</td><td></td><td>ステンレス鋼板(SUS304又はSUS443J1)</td></tr><tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>0.8mm以上</td></tr><tr><td>排水勾配</td><td></td><td>排水勾配がある</td></tr><tr><td>排水管接続口材料</td><td></td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>接続口径</td><td>mm</td><td>25mm以上</td></tr><tr><td>3.6.2ドレンパン外面</td><td></td><td></td></tr><tr><td>材料</td><td></td><td>JISA9504(人造鉱物繊維保温材)のGW保温板又は難燃性の発泡材</td></tr><tr><td>密度</td><td>kg/m³</td><td>GWの場合、40K以上(発泡材の場合、発泡密度35kg/m³)</td></tr><tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>GW15mm以上(発泡材10mm以上)</td></tr><tr><td>表面処理材料</td><td></td><td>GWの場合、ガラスクロス(JISR3414のEP18)で表面を覆う又は外面を難燃性の材料で表面処理+銕・接着剤を施す</td></tr><tr><td>貼り付け方法</td><td></td><td>GWの場合、銕および接着剤で貼り付ける</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	3.6 ドレンパン			3.6.1ドレンパン			材料		ステンレス鋼板(SUS304又はSUS443J1)	厚さ	mm	0.8mm以上	排水勾配		排水勾配がある	排水管接続口材料		製造者標準	接続口径	mm	25mm以上	3.6.2ドレンパン外面			材料		JISA9504(人造鉱物繊維保温材)のGW保温板又は難燃性の発泡材	密度	kg/m ³	GWの場合、40K以上(発泡材の場合、発泡密度35kg/m ³)	厚さ	mm	GW15mm以上(発泡材10mm以上)	表面処理材料		GWの場合、ガラスクロス(JISR3414のEP18)で表面を覆う又は外面を難燃性の材料で表面処理+銕・接着剤を施す	貼り付け方法		GWの場合、銕および接着剤で貼り付ける	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.6 ドレンパン</td><td></td><td></td></tr><tr><td>材料</td><td></td><td>ステンレス鋼板(SUS304又はSUS443J1)</td></tr><tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>0.8mm以上</td></tr><tr><td>排水勾配</td><td></td><td>排水勾配がある</td></tr><tr><td>排水管接続口材料</td><td></td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>接続口径</td><td>mm</td><td>25mm以上</td></tr><tr><td>外面の保温</td><td></td><td>外面に保温を施す</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	3.6 ドレンパン			材料		ステンレス鋼板(SUS304又はSUS443J1)	厚さ	mm	0.8mm以上	排水勾配		排水勾配がある	排水管接続口材料		製造者標準	接続口径	mm	25mm以上	外面の保温		外面に保温を施す
項 目	単位等	評価基準																																																																					
3.6 ドレンパン																																																																							
3.6.1ドレンパン																																																																							
材料		ステンレス鋼板(SUS304又はSUS443J1)																																																																					
厚さ	mm	0.8mm以上																																																																					
排水勾配		排水勾配がある																																																																					
排水管接続口材料		製造者標準																																																																					
接続口径	mm	25mm以上																																																																					
3.6.2ドレンパン外面																																																																							
材料		JISA9504(人造鉱物繊維保温材)のGW保温板又は難燃性の発泡材																																																																					
密度	kg/m ³	GWの場合、40K以上(発泡材の場合、発泡密度35kg/m ³)																																																																					
厚さ	mm	GW15mm以上(発泡材10mm以上)																																																																					
表面処理材料		GWの場合、ガラスクロス(JISR3414のEP18)で表面を覆う又は外面を難燃性の材料で表面処理+銕・接着剤を施す																																																																					
貼り付け方法		GWの場合、銕および接着剤で貼り付ける																																																																					
項 目	単位等	評価基準																																																																					
3.6 ドレンパン																																																																							
材料		ステンレス鋼板(SUS304又はSUS443J1)																																																																					
厚さ	mm	0.8mm以上																																																																					
排水勾配		排水勾配がある																																																																					
排水管接続口材料		製造者標準																																																																					
接続口径	mm	25mm以上																																																																					
外面の保温		外面に保温を施す																																																																					
③コンパクト形 空気調和機			1.7.2.9 保温 (ア) サンドイッチ構造のケーシングの心材に使用する保温材は、硬質ウレタンフォームとし、発泡密度 35kg/m ³ 以上、厚さ 14mm 以上のものとする。 (イ) ドレンパンの外面は、厚さ 10mm 以上の難燃性の発泡材を吹き付けたもの又は JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウール保温板（40K 以上厚さ 15mm 以上）に、ガラス繊維の飛散防止のため、JIS R 3414「ガラスクロス」のガラスクロス（EP18）により表面を覆ったもの若しくはグラスウール保温板（40K 以上厚さ 15mm 以上）の外面を難燃性の材料で表面処理を施したものを銕及び接着剤にて貼付けたものとする。		<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>6. 保 温</td><td></td><td></td></tr><tr><td>6.1 ケーシングの心材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>材料</td><td></td><td>硬質ウレタンフォーム</td></tr><tr><td>発泡密度</td><td>kg/m³</td><td>35kg/m³以上</td></tr><tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>14mm以上</td></tr><tr><td>6.2ドレンパン外面</td><td></td><td></td></tr><tr><td>材料</td><td></td><td>JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)のGW保温板、又は難燃性の発泡材</td></tr><tr><td>密度(GWの場合)</td><td>kg/m³</td><td>GWは40K以上</td></tr><tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>GWは厚さ15mm以上、難燃性の発泡材は10mm以上</td></tr><tr><td>飛散防止の表面処理材料(GWの場合)</td><td></td><td>JIS R 3414(ガラスクロス)のEP18で表面を覆う又は外面を難燃性の材料で表面処理を施したものを銕及び接着剤にて貼付ける</td></tr><tr><td>飛散防止の表面処理方法(GWの場合)</td><td></td><td>銕及び接着剤にて貼付ける</td></tr><tr><td>難燃性の有無(発泡材の場合)</td><td></td><td>難燃性であること</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	6. 保 温			6.1 ケーシングの心材			材料		硬質ウレタンフォーム	発泡密度	kg/m ³	35kg/m ³ 以上	厚さ	mm	14mm以上	6.2ドレンパン外面			材料		JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)のGW保温板、又は難燃性の発泡材	密度(GWの場合)	kg/m ³	GWは40K以上	厚さ	mm	GWは厚さ15mm以上、難燃性の発泡材は10mm以上	飛散防止の表面処理材料(GWの場合)		JIS R 3414(ガラスクロス)のEP18で表面を覆う又は外面を難燃性の材料で表面処理を施したものを銕及び接着剤にて貼付ける	飛散防止の表面処理方法(GWの場合)		銕及び接着剤にて貼付ける	難燃性の有無(発泡材の場合)		難燃性であること																											
項 目	単位等	評価基準																																																																					
6. 保 温																																																																							
6.1 ケーシングの心材																																																																							
材料		硬質ウレタンフォーム																																																																					
発泡密度	kg/m ³	35kg/m ³ 以上																																																																					
厚さ	mm	14mm以上																																																																					
6.2ドレンパン外面																																																																							
材料		JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)のGW保温板、又は難燃性の発泡材																																																																					
密度(GWの場合)	kg/m ³	GWは40K以上																																																																					
厚さ	mm	GWは厚さ15mm以上、難燃性の発泡材は10mm以上																																																																					
飛散防止の表面処理材料(GWの場合)		JIS R 3414(ガラスクロス)のEP18で表面を覆う又は外面を難燃性の材料で表面処理を施したものを銕及び接着剤にて貼付ける																																																																					
飛散防止の表面処理方法(GWの場合)		銕及び接着剤にて貼付ける																																																																					
難燃性の有無(発泡材の場合)		難燃性であること																																																																					
③ファンコイル ユニット	1.7.4 ファンコイル ユニット 1.7.4.2 ケーシング	(5) ケーシング内面に使用する保温材は、JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウール保温板（40K以上）とし、ガラス繊維の飛散防止のため、難燃性の材料で表面処理を施したものとする。ただし、部分的に施工困難な箇所は、他の断熱材を使用してもよい。 なお、保温厚さは、JIS A 4008「ファンコイルユニット」に規定された露付き試験に合格したものとする。		<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td>3.2ケーシング</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3.2.1構造・外装材等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>構造</td><td></td><td>配管の接続、保守点検及び清掃できる構造 床置形及びローボイ形の露出形は、ボール弁、流量調整弁、接続管、弁類を収められる構造</td></tr><tr><td>外装材材料</td><td></td><td>塗装又は防錆処理を施した鋼板、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板</td></tr><tr><td>外装材厚さ</td><td>mm</td><td>0.6mm以上(床置露出型の場合は、0.8mm以上、後板を含む)、カセット形は0.5mm以上</td></tr><tr><td>床置露出形の場合の後板の形状</td><td></td><td>全面を覆う形状</td></tr><tr><td>床置き形の固定</td><td></td><td>壁又は床に固定できること</td></tr><tr><td>操作ふた</td><td></td><td>操作ふたの材質</td></tr><tr><td>3.2.2保温</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ケーシング内面に施す保温材</td><td></td><td>JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウール保温板(40K以上)</td></tr><tr><td>密度</td><td>kg/m³</td><td>40K(40kg/m³)以上</td></tr><tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>JIS A 4008(ファンコイルユニット)に規定された露付き試験に合格したもの</td></tr><tr><td>表面処理材料</td><td></td><td>ガラス繊維の飛散防止のため、難燃性の材料で表面処理を施したもの</td></tr><tr><td>部分的に使用する断熱材</td><td></td><td>施工困難な箇所は他の断熱材を使用してもよい</td></tr><tr><td>・材料</td><td></td><td>確認事項</td></tr><tr><td>・使用する部位</td><td></td><td>確認事項</td></tr></table>	項 目	単位等	評 価 基 準	3.2ケーシング			3.2.1構造・外装材等			構造		配管の接続、保守点検及び清掃できる構造 床置形及びローボイ形の露出形は、ボール弁、流量調整弁、接続管、弁類を収められる構造	外装材材料		塗装又は防錆処理を施した鋼板、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板	外装材厚さ	mm	0.6mm以上(床置露出型の場合は、0.8mm以上、後板を含む)、カセット形は0.5mm以上	床置露出形の場合の後板の形状		全面を覆う形状	床置き形の固定		壁又は床に固定できること	操作ふた		操作ふたの材質	3.2.2保温			ケーシング内面に施す保温材		JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウール保温板(40K以上)	密度	kg/m ³	40K(40kg/m ³)以上	厚さ	mm	JIS A 4008(ファンコイルユニット)に規定された露付き試験に合格したもの	表面処理材料		ガラス繊維の飛散防止のため、難燃性の材料で表面処理を施したもの	部分的に使用する断熱材		施工困難な箇所は他の断熱材を使用してもよい	・材料		確認事項	・使用する部位		確認事項																
項 目	単位等	評 価 基 準																																																																					
3.2ケーシング																																																																							
3.2.1構造・外装材等																																																																							
構造		配管の接続、保守点検及び清掃できる構造 床置形及びローボイ形の露出形は、ボール弁、流量調整弁、接続管、弁類を収められる構造																																																																					
外装材材料		塗装又は防錆処理を施した鋼板、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板																																																																					
外装材厚さ	mm	0.6mm以上(床置露出型の場合は、0.8mm以上、後板を含む)、カセット形は0.5mm以上																																																																					
床置露出形の場合の後板の形状		全面を覆う形状																																																																					
床置き形の固定		壁又は床に固定できること																																																																					
操作ふた		操作ふたの材質																																																																					
3.2.2保温																																																																							
ケーシング内面に施す保温材		JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウール保温板(40K以上)																																																																					
密度	kg/m ³	40K(40kg/m ³)以上																																																																					
厚さ	mm	JIS A 4008(ファンコイルユニット)に規定された露付き試験に合格したもの																																																																					
表面処理材料		ガラス繊維の飛散防止のため、難燃性の材料で表面処理を施したもの																																																																					
部分的に使用する断熱材		施工困難な箇所は他の断熱材を使用してもよい																																																																					
・材料		確認事項																																																																					
・使用する部位		確認事項																																																																					

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）		新旧対照表	評価基準 新旧対照表																																																	
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																																
③ファンコイルユニット	1.7.4.6 ドレンパン	(2) ドレンパンの外面に使用する保温材は、難燃性又は不燃性を有する保温材とする。 (3) サブドレンパンを設けた場合は、カセット形を除き上部配管の保温は行わない。		<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td>3.8ドレンパン</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3.8.1材料等</td><td></td><td></td></tr><tr><td>材 料</td><td></td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>厚 さ</td><td>mm</td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>防錆処理方法</td><td></td><td>銅板の場合はエポキシ樹脂塗装又はポリエステル樹脂粉体塗装による</td></tr><tr><td>排水管接続口材料</td><td></td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>排水管接続口径</td><td>mm</td><td>口径20mm以上</td></tr><tr><td>サブドレンパン</td><td></td><td>サブドレンパンの適用は特記による</td></tr><tr><td></td><td></td><td>サブドレンパンを設けた場合は、カセット形を除き上部配管の保温不要</td></tr><tr><td>3.8.2保温</td><td></td><td></td></tr><tr><td>外面は保温を施す保温材</td><td></td><td>難燃性又は不燃性を有する保温材</td></tr><tr><td>断熱材材料</td><td></td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>断熱材厚さ</td><td>mm</td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>断熱材の密度</td><td>kg/m³</td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>断熱材飛散防止措置</td><td></td><td>飛散防止処置</td></tr></table>	項 目	単位等	評 価 基 準	3.8ドレンパン			3.8.1材料等			材 料		製造者標準	厚 さ	mm	製造者標準	防錆処理方法		銅板の場合はエポキシ樹脂塗装又はポリエステル樹脂粉体塗装による	排水管接続口材料		製造者標準	排水管接続口径	mm	口径20mm以上	サブドレンパン		サブドレンパンの適用は特記による			サブドレンパンを設けた場合は、カセット形を除き上部配管の保温不要	3.8.2保温			外面は保温を施す保温材		難燃性又は不燃性を有する保温材	断熱材材料		製造者標準	断熱材厚さ	mm	製造者標準	断熱材の密度	kg/m³	製造者標準	断熱材飛散防止措置		飛散防止処置	
項 目	単位等	評 価 基 準																																																			
3.8ドレンパン																																																					
3.8.1材料等																																																					
材 料		製造者標準																																																			
厚 さ	mm	製造者標準																																																			
防錆処理方法		銅板の場合はエポキシ樹脂塗装又はポリエステル樹脂粉体塗装による																																																			
排水管接続口材料		製造者標準																																																			
排水管接続口径	mm	口径20mm以上																																																			
サブドレンパン		サブドレンパンの適用は特記による																																																			
		サブドレンパンを設けた場合は、カセット形を除き上部配管の保温不要																																																			
3.8.2保温																																																					
外面は保温を施す保温材		難燃性又は不燃性を有する保温材																																																			
断熱材材料		製造者標準																																																			
断熱材厚さ	mm	製造者標準																																																			
断熱材の密度	kg/m³	製造者標準																																																			
断熱材飛散防止措置		飛散防止処置																																																			
③ファンコイルユニット		1.7.4.11 保温 (ア) ケーシング内面に使用する保温材は、JIS A 9504「人造鉱物繊維保温材」のグラスウール保温板（40K以上）とし、ガラス繊維の飛散防止のため、難燃性の材料で表面処理を施したものとする。ただし、部分的に施工困難な箇所は、他の断熱材を使用してもよい。 なお、保温厚さは、JIS A 4008「ファンコイルユニット」に規定された露付き試験に合格したものとする。 (イ) ドレンパンの外面に使用する保温材は、難燃性又は不燃性を有する保温材とする。 (ウ) サブドレンパンを設けた場合は、カセット形を除き上部配管の保温は行わない。		<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td>3.11断熱材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1)ケーシングの断熱材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>材料</td><td></td><td>JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)</td></tr><tr><td>密度</td><td>kg/m³</td><td>40K(40kg/m³)以上</td></tr><tr><td>厚さ</td><td>mm</td><td>JIS A 4008(ファンコイルユニット)に規定された露付き試験に合格したもの</td></tr><tr><td>表面処理材料</td><td></td><td>ガラス繊維の飛散防止のため、難燃性の材料で表面処理を施したもの</td></tr><tr><td>部分的に使用する断熱材</td><td></td><td>施工困難な箇所は他の断熱材を使用してもよい</td></tr><tr><td>・材料</td><td></td><td>確認事項</td></tr><tr><td>・使用する部位</td><td></td><td>確認事項</td></tr><tr><td>(2)ドレンパンの断熱材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>断熱材材料</td><td></td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>断熱材厚さ</td><td>mm</td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>断熱材の密度</td><td>kg/m³</td><td>製造者標準</td></tr><tr><td>断熱材の難燃性又は不燃性</td><td></td><td>難燃性、不燃性</td></tr><tr><td>断熱材飛散防止措置</td><td></td><td>飛散防止処置</td></tr></table>	項 目	単位等	評 価 基 準	3.11断熱材			(1)ケーシングの断熱材			材料		JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)	密度	kg/m³	40K(40kg/m³)以上	厚さ	mm	JIS A 4008(ファンコイルユニット)に規定された露付き試験に合格したもの	表面処理材料		ガラス繊維の飛散防止のため、難燃性の材料で表面処理を施したもの	部分的に使用する断熱材		施工困難な箇所は他の断熱材を使用してもよい	・材料		確認事項	・使用する部位		確認事項	(2)ドレンパンの断熱材			断熱材材料		製造者標準	断熱材厚さ	mm	製造者標準	断熱材の密度	kg/m³	製造者標準	断熱材の難燃性又は不燃性		難燃性、不燃性	断熱材飛散防止措置		飛散防止処置	
項 目	単位等	評 価 基 準																																																			
3.11断熱材																																																					
(1)ケーシングの断熱材																																																					
材料		JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)																																																			
密度	kg/m³	40K(40kg/m³)以上																																																			
厚さ	mm	JIS A 4008(ファンコイルユニット)に規定された露付き試験に合格したもの																																																			
表面処理材料		ガラス繊維の飛散防止のため、難燃性の材料で表面処理を施したもの																																																			
部分的に使用する断熱材		施工困難な箇所は他の断熱材を使用してもよい																																																			
・材料		確認事項																																																			
・使用する部位		確認事項																																																			
(2)ドレンパンの断熱材																																																					
断熱材材料		製造者標準																																																			
断熱材厚さ	mm	製造者標準																																																			
断熱材の密度	kg/m³	製造者標準																																																			
断熱材の難燃性又は不燃性		難燃性、不燃性																																																			
断熱材飛散防止措置		飛散防止処置																																																			
④パッケージ形空調和機	1.7.5 パッケージ形空調和機 1.7.5.7 空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器	(1) 1.3.1.6「空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器」による。	(ア) 構成は、フィン付きコイル、送風機、電動機、フィンガード、ケーシング等とする。 (イ) コイルの材質は、1.3.1.8「凝縮器」(イ)(b)による。 (ウ) フィンの材質は、1.3.1.8「凝縮器」(イ)(c)による。 (エ) 冬期に結霜が発生した場合に自動的に除霜する機能を備えたものとする。	※空機熱源ヒートポンプユニットに同じ 省略																																																	

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 新旧対照表			評価基準 新旧対照表		
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版	
④パッケージ形 空気調和機	1.7.5.17 制御盤	(1) 第2編1.2.2「機器附属盤」による。	第2編1.2.2「制御及び操作盤」による。ただし、インバーター制御を行う場合は、製造者の標準仕様とする。また、高調波対策は第2編1.2.2.2「インバーター用制御及びひ操作盤」(e) (e)によるものとし、適用は特記による。 なお、リモートコントローラーを用いる場合の表示等は、1.7.5.18「リモートコントローラー」による。	6. 制御盤 6.3 表示灯 以下の※についてリモートコントローラーでの表示の有無 表示の光源 電源表示灯(白色)※ 運転表示灯(赤色)※ 停止表示灯(緑色)※ 無の場合の理由 保護継電器の動作表示※ 運転時間積算表示 6.4 入力端子及び出力端子 インターロック用入力端子 遠方発停用入力端子取付の可否 温度設定用出力端子 湿度設定用出力端子	6. 制御盤 6.3 表示灯 以下の※についてリモコンでの表示の有無 表示の光源 電源表示灯(白色)※ 運転表示灯(赤色)※ 停止表示灯(緑色)※ 無の場合の理由 保護継電器の動作表示※ 6.4 接点及び端子 インターロック用端子 遠方発停用端子取付の可否 温度調節器用端子 湿度調節器用端子 運転時間表示用端子取付の可否 6.5 その他 運転時間計の取付の可否	
⑤マルチパッケー ージ形空気調和 機			表2.1.4 空気調和機の表示項目			表2.1.7 表示盤
⑥ガスエンジン ヒートポンプ式 空気調和機			表2.1.7 空気調和機の入力端子及び出力端子			表2.1.8 接点及び端子
(共通事項)						
⑤マルチパッケー ージ形空気調和 機	1.7.6 マルチパッケー ージ形空気調和機 1.7.6.7 空気熱源蒸 発器兼空気式凝縮器	(1) 1.3.1.6「空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器」による。	(ア) 構成は、フィン付きコイル、送風機、電動機、フィンガード、ケーシング等とする。 (イ) コイルの材質は、1.3.1.8「凝縮器」(イ)(b)による。 (ウ) フィンの材質は、1.3.1.8「凝縮器」(イ)(c)による。 (エ) 冬期に結霜が発生した場合に自動的に除霜する機能を備えたものとする。	※空機熱源ヒートポンプユニットに同じ 省略		
⑤マルチパッケー ージ形空気調和 機	1.7.6.18 制御盤	(1) 第2編1.2.2「機器附属盤」による。	第2編1.2.2「制御及びひ操作盤」による。ただし、インバーター制御を行う場合は、製造者の標準仕様とする。また、高調波対策は第2編1.2.2.2「インバーター用制御及びひ操作盤」(e) (e)によるものとし、適用は特記による。 なお、リモートコントローラーを用いる場合の表示等は、1.7.6.20「リモートコントローラー」による。	※パッケージ形空気調和機に同じ (表示の電源（白色）以外) 省略		
⑥ガスエンジン ヒートポンプ式 空気調和機	1.7.7 ガスエンジン ヒートポンプ式空気調 和機 1.7.6.7 空気熱源蒸 発器兼空気式凝縮器	(1) 1.3.1.6「空気熱源蒸発器兼空冷式凝縮器」による。	(ア) 構成は、フィン付きコイル、送風機、電動機、フィンガード、ケーシング等とする。 (イ) コイルの材質は、1.3.1.8「凝縮器」(イ)(b)による。 (ウ) フィンの材質は、1.3.1.8「凝縮器」(イ)(c)による。 (エ) 冬期に結霜が発生した場合に自動的に除霜する機能を備えたものとする。	※空機熱源ヒートポンプユニットに同じ 省略		

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 新旧対照表			評価基準 新旧対照表																																																																																																																																				
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版		令和6年版																																																																																																																																		
⑥ガスエンジン ヒートポンプ式 空気調和機	1.7.7.14 ケーシング	(1) 1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項によるほか、 屋内機（形式が、壁掛形、天井吊形及びカセット形の場合）と外気処理ユニット（形式が、天井吊形の場合）の ケーシング及び固定方法は、製造者の仕様による。	1.7.5「パッケージ形空気調和機」の当該事項による。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td>3.5.2ケーシング</td><td></td><td></td></tr><tr><td>材 質</td><td></td><td>製造者標準仕様</td></tr><tr><td>板 厚 (mm)</td><td></td><td>製造者標準仕様</td></tr><tr><td>床又は壁に固定可能な構造</td><td></td><td>床置形は固定金物取り付け可能な有無 壁掛形、天井吊形及びカセット形の固定方法は、製造者の仕様</td></tr></table>		項 目	単位等	評 価 基 準	3.5.2ケーシング			材 質		製造者標準仕様	板 厚 (mm)		製造者標準仕様	床又は壁に固定可能な構造		床置形は固定金物取り付け可能な有無 壁掛形、天井吊形及びカセット形の固定方法は、製造者の仕様	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td>3.5.2ケーシング</td><td></td><td></td></tr><tr><td>材 質</td><td></td><td>製造者標準仕様</td></tr><tr><td>板 厚 (mm)</td><td></td><td>製造者標準仕様</td></tr><tr><td>床又は壁に固定可能な構造</td><td></td><td>床置形は固定金物取り付け可能な有無</td></tr></table>	項 目	単位等	評 価 基 準	3.5.2ケーシング			材 質		製造者標準仕様	板 厚 (mm)		製造者標準仕様	床又は壁に固定可能な構造		床置形は固定金物取り付け可能な有無																																																																																																				
項 目	単位等	評 価 基 準																																																																																																																																						
3.5.2ケーシング																																																																																																																																								
材 質		製造者標準仕様																																																																																																																																						
板 厚 (mm)		製造者標準仕様																																																																																																																																						
床又は壁に固定可能な構造		床置形は固定金物取り付け可能な有無 壁掛形、天井吊形及びカセット形の固定方法は、製造者の仕様																																																																																																																																						
項 目	単位等	評 価 基 準																																																																																																																																						
3.5.2ケーシング																																																																																																																																								
材 質		製造者標準仕様																																																																																																																																						
板 厚 (mm)		製造者標準仕様																																																																																																																																						
床又は壁に固定可能な構造		床置形は固定金物取り付け可能な有無																																																																																																																																						
⑥ガスエンジン ヒートポンプ式 空気調和機	1.7.6.18 制御盤	(1) 第2編1.2.2「機器附属盤」による。	第2編1.2.2「制御及び操作盤」による。ただし、インバーター制御を行う場合は、製造者の標準仕様とする。また、高調波対策は第2編1.2.2.2「インバーター用制御及び操作盤」(x) (e)によるものとし、適用は特記による。 なお、リモートコントローラーを用いる場合の表示等は、1.7.6.20「リモートコントローラー」による。	※パッケージ形空気調和機と同じ（表示の電源（白色）以外）省略																																																																																																																																				
空気衛城装置 ①エアフィルター （パネル形、折込み形） ②自動巻取形 ④電気集塵機 （自動巻取形、パネル形） （共通事項）	第8節 空気清浄装置 1.8.1 パネル形エアフィルター 1.8.1.2 ろ材ユニット	(1) ろ材は、次の特性を有するものとする。 (ア) JACA No.11A「空気清浄装置用材燃焼性試験方法 指針 」による クラス1、クラス2又はクラス3 であること。 (イ) 吸湿性の少ないこと。 腐敗及びかびの発生が 少ないこと 。 (2) ろ材外枠の材質は、防錆処理を施した鋼板、アルミニウム板又はアルミニウム押出型材とする。 ろ材ユニットは、 次の性能を有するものとする。 (ア) JIS B 9908 規格群「換気用エアフィルタユニット」に規定する試験方法で、面風速2.5m/sの状態において初期圧力損失120Pa以下、試験終了圧力損失200Pa以下、初期粒子捕集率が 50%以上 、試験粉じん保持量500g/m ² 以上とする。 (イ) フィルターの分類がJIS Coarseとする。 <table><caption>表8.1.11 折込み形エアフィルターの性能¹⁾</caption><tr><th rowspan="2">形 式²⁾</th><th colspan="2">中性能³⁾</th><th colspan="2">高性能³⁾</th><th colspan="2">HEPA³⁾</th><th rowspan="2">備 考³⁾</th></tr><tr><th>標準形⁴⁾</th><th>薄 形⁴⁾</th><th>標準形⁴⁾</th><th>薄 形⁴⁾</th><th>標準形⁴⁾</th><th>薄 形⁴⁾</th></tr><tr><td>厚さ (mm以下) ⁵⁾</td><td>300⁶⁾</td><td>150⁶⁾</td><td>300⁶⁾</td><td>150⁶⁾</td><td>300⁶⁾</td><td>150⁶⁾</td><td>⁶⁾</td></tr><tr><td>面風速 (m/s) ⁵⁾</td><td>2.5⁶⁾</td><td>2.5⁶⁾</td><td>2.5⁶⁾</td><td>2.5⁶⁾</td><td>1.38⁶⁾</td><td>0.78⁶⁾</td><td>⁶⁾</td></tr><tr><td>初期圧力損失⁷⁾ (Pa以下) ⁸⁾</td><td>140⁹⁾</td><td>100⁹⁾</td><td>170⁹⁾</td><td>130⁹⁾</td><td colspan="2">245⁹⁾</td><td>⁹⁾</td></tr><tr><td>フィルターの分類¹⁰⁾</td><td colspan="2">JIS eFM10¹¹⁾</td><td colspan="2">JIS eFM2.5¹¹⁾</td><td colspan="2">ISO35H¹²⁾ ISO40H¹²⁾ ISO45H¹²⁾</td><td>¹²⁾</td></tr><tr><td>初期粒子捕集率¹³⁾ (%)以上) ¹⁴⁾</td><td colspan="2">50¹⁵⁾</td><td colspan="2">50¹⁵⁾</td><td colspan="2">—¹⁵⁾</td><td>¹⁵⁾</td></tr><tr><td>単位面積当たりの試験粉じん保持量¹⁶⁾ (g/m²以上) ¹⁷⁾</td><td>670¹⁸⁾</td><td>285¹⁸⁾</td><td>580¹⁸⁾</td><td>225¹⁸⁾</td><td colspan="2">—¹⁸⁾</td><td>面積はフィルター本体前面投影面積¹⁹⁾</td></tr><tr><td>適用規格²⁰⁾</td><td colspan="3">JIS B 9908規格群「換気用エアフィルタユニット」の性能性能による²¹⁾</td><td colspan="3">JIS B 9907規格群「粒子除去用高性能フィルタ (EPA、HEPA及びULPA) 及びフィルタ材」による²²⁾</td><td>²³⁾</td></tr></table> 注 1. 面風速とは、処理流量をフィルター本体の前面投影面積で除したものをいう。 ²⁴⁾ 2. 単位面積当たりの試験粉じん保持量は、試験終了圧力損失を示したときの値とする。 なお、試験終了圧力損失は、300Pa以下とする。 ²⁵⁾	形 式 ²⁾	中性能 ³⁾		高性能 ³⁾		HEPA ³⁾		備 考 ³⁾	標準形 ⁴⁾	薄 形 ⁴⁾	標準形 ⁴⁾	薄 形 ⁴⁾	標準形 ⁴⁾	薄 形 ⁴⁾	厚さ (mm以下) ⁵⁾	300 ⁶⁾	150 ⁶⁾	300 ⁶⁾	150 ⁶⁾	300 ⁶⁾	150 ⁶⁾	⁶⁾	面風速 (m/s) ⁵⁾	2.5 ⁶⁾	2.5 ⁶⁾	2.5 ⁶⁾	2.5 ⁶⁾	1.38 ⁶⁾	0.78 ⁶⁾	⁶⁾	初期圧力損失 ⁷⁾ (Pa以下) ⁸⁾	140 ⁹⁾	100 ⁹⁾	170 ⁹⁾	130 ⁹⁾	245 ⁹⁾		⁹⁾	フィルターの分類 ¹⁰⁾	JIS eFM10 ¹¹⁾		JIS eFM2.5 ¹¹⁾		ISO35H ¹²⁾ ISO40H ¹²⁾ ISO45H ¹²⁾		¹²⁾	初期粒子捕集率 ¹³⁾ (%)以上) ¹⁴⁾	50 ¹⁵⁾		50 ¹⁵⁾		— ¹⁵⁾		¹⁵⁾	単位面積当たりの試験粉じん保持量 ¹⁶⁾ (g/m ² 以上) ¹⁷⁾	670 ¹⁸⁾	285 ¹⁸⁾	580 ¹⁸⁾	225 ¹⁸⁾	— ¹⁸⁾		面積はフィルター本体前面投影面積 ¹⁹⁾	適用規格 ²⁰⁾	JIS B 9908規格群「換気用エアフィルタユニット」の性能性能による ²¹⁾			JIS B 9907規格群「粒子除去用高性能フィルタ (EPA、HEPA及びULPA) 及び フィルタ材 」による ²²⁾			²³⁾	<table><caption>表8.1.11 折込み形エアフィルターの性能¹⁾</caption><tr><th rowspan="2">形 式²⁾</th><th colspan="2">中性能³⁾</th><th colspan="2">高性能³⁾</th><th colspan="2">HEPA³⁾</th><th rowspan="2">備 考³⁾</th></tr><tr><th>標準形⁴⁾</th><th>薄 形⁴⁾</th><th>標準形⁴⁾</th><th>薄 形⁴⁾</th><th>標準形⁴⁾</th><th>薄 形⁴⁾</th></tr><tr><td>厚さ (mm以下) ⁵⁾</td><td>300⁶⁾</td><td>150⁶⁾</td><td>300⁶⁾</td><td>150⁶⁾</td><td>300⁶⁾</td><td>150⁶⁾</td><td>⁶⁾</td></tr><tr><td>面風速 (m/s) ⁵⁾</td><td>2.5⁶⁾</td><td>2.5⁶⁾</td><td>2.5⁶⁾</td><td>2.5⁶⁾</td><td>1.38⁶⁾</td><td>0.78⁶⁾</td><td>⁶⁾</td></tr><tr><td>初期圧力損失⁷⁾ (Pa以下) ⁸⁾</td><td>140⁹⁾</td><td>100⁹⁾</td><td>170⁹⁾</td><td>130⁹⁾</td><td colspan="2">245⁹⁾</td><td>⁹⁾</td></tr><tr><td>初期粒子捕集率¹³⁾ (%)以上) ¹⁴⁾</td><td>—¹⁵⁾</td><td>—¹⁵⁾</td><td>—¹⁵⁾</td><td>—¹⁵⁾</td><td colspan="2">50¹⁵⁾</td><td>¹⁵⁾</td></tr><tr><td>単位面積当たりの試験粉じん保持量¹⁶⁾ (g/m²以上) ¹⁷⁾</td><td>—¹⁸⁾</td><td>—¹⁸⁾</td><td>—¹⁸⁾</td><td>—¹⁸⁾</td><td colspan="2">50¹⁸⁾</td><td>面積はフィルター本体の前面投影面積¹⁹⁾</td></tr><tr><td>試験方法²⁰⁾</td><td colspan="2">JIS B 9908-1²¹⁾ JIS B 9908-2²¹⁾ JIS B 9908-3及びJIS B 9908-4²¹⁾による²²⁾</td><td colspan="2">JIS B 9908-1²¹⁾ JIS B 9908-2²¹⁾による²²⁾</td><td colspan="2">JIS B 9908-3²¹⁾による²²⁾</td><td>²³⁾</td></tr></table> 注 1. 面風速とは、処理流量をフィルター本体の前面投影面積で除したものをいう。 ²⁴⁾ 2. 中性能、高性能の試験終了圧力損失は、300Pa以下とし、試験粉じん保持量は、試験終了圧力損失を示したときの値とする。 ²⁵⁾ 3. 中性能、高性能、HEPAの粒子捕集率は、初期における粒子捕集率とする。 ²⁶⁾		形 式 ²⁾	中性能 ³⁾		高性能 ³⁾		HEPA ³⁾		備 考 ³⁾	標準形 ⁴⁾	薄 形 ⁴⁾	標準形 ⁴⁾	薄 形 ⁴⁾	標準形 ⁴⁾	薄 形 ⁴⁾	厚さ (mm以下) ⁵⁾	300 ⁶⁾	150 ⁶⁾	300 ⁶⁾	150 ⁶⁾	300 ⁶⁾	150 ⁶⁾	⁶⁾	面風速 (m/s) ⁵⁾	2.5 ⁶⁾	2.5 ⁶⁾	2.5 ⁶⁾	2.5 ⁶⁾	1.38 ⁶⁾	0.78 ⁶⁾	⁶⁾	初期圧力損失 ⁷⁾ (Pa以下) ⁸⁾	140 ⁹⁾	100 ⁹⁾	170 ⁹⁾	130 ⁹⁾	245 ⁹⁾		⁹⁾	初期粒子捕集率 ¹³⁾ (%)以上) ¹⁴⁾	— ¹⁵⁾	— ¹⁵⁾	— ¹⁵⁾	— ¹⁵⁾	50 ¹⁵⁾		¹⁵⁾	単位面積当たりの試験粉じん保持量 ¹⁶⁾ (g/m ² 以上) ¹⁷⁾	— ¹⁸⁾	— ¹⁸⁾	— ¹⁸⁾	— ¹⁸⁾	50 ¹⁸⁾		面積はフィルター本体の前面投影面積 ¹⁹⁾	試験方法 ²⁰⁾	JIS B 9908-1 ²¹⁾ JIS B 9908-2 ²¹⁾ JIS B 9908-3及びJIS B 9908-4 ²¹⁾ による ²²⁾		JIS B 9908-1 ²¹⁾ JIS B 9908-2 ²¹⁾ による ²²⁾		JIS B 9908-3 ²¹⁾ による ²²⁾		²³⁾
形 式 ²⁾	中性能 ³⁾			高性能 ³⁾		HEPA ³⁾		備 考 ³⁾																																																																																																																																
	標準形 ⁴⁾	薄 形 ⁴⁾	標準形 ⁴⁾	薄 形 ⁴⁾	標準形 ⁴⁾	薄 形 ⁴⁾																																																																																																																																		
厚さ (mm以下) ⁵⁾	300 ⁶⁾	150 ⁶⁾	300 ⁶⁾	150 ⁶⁾	300 ⁶⁾	150 ⁶⁾	⁶⁾																																																																																																																																	
面風速 (m/s) ⁵⁾	2.5 ⁶⁾	2.5 ⁶⁾	2.5 ⁶⁾	2.5 ⁶⁾	1.38 ⁶⁾	0.78 ⁶⁾	⁶⁾																																																																																																																																	
初期圧力損失 ⁷⁾ (Pa以下) ⁸⁾	140 ⁹⁾	100 ⁹⁾	170 ⁹⁾	130 ⁹⁾	245 ⁹⁾		⁹⁾																																																																																																																																	
フィルターの分類 ¹⁰⁾	JIS eFM10 ¹¹⁾		JIS eFM2.5 ¹¹⁾		ISO35H ¹²⁾ ISO40H ¹²⁾ ISO45H ¹²⁾		¹²⁾																																																																																																																																	
初期粒子捕集率 ¹³⁾ (%)以上) ¹⁴⁾	50 ¹⁵⁾		50 ¹⁵⁾		— ¹⁵⁾		¹⁵⁾																																																																																																																																	
単位面積当たりの試験粉じん保持量 ¹⁶⁾ (g/m ² 以上) ¹⁷⁾	670 ¹⁸⁾	285 ¹⁸⁾	580 ¹⁸⁾	225 ¹⁸⁾	— ¹⁸⁾		面積はフィルター本体前面投影面積 ¹⁹⁾																																																																																																																																	
適用規格 ²⁰⁾	JIS B 9908規格群「換気用エアフィルタユニット」の性能性能による ²¹⁾			JIS B 9907規格群「粒子除去用高性能フィルタ (EPA、HEPA及びULPA) 及び フィルタ材 」による ²²⁾			²³⁾																																																																																																																																	
形 式 ²⁾	中性能 ³⁾		高性能 ³⁾		HEPA ³⁾		備 考 ³⁾																																																																																																																																	
	標準形 ⁴⁾	薄 形 ⁴⁾	標準形 ⁴⁾	薄 形 ⁴⁾	標準形 ⁴⁾	薄 形 ⁴⁾																																																																																																																																		
厚さ (mm以下) ⁵⁾	300 ⁶⁾	150 ⁶⁾	300 ⁶⁾	150 ⁶⁾	300 ⁶⁾	150 ⁶⁾	⁶⁾																																																																																																																																	
面風速 (m/s) ⁵⁾	2.5 ⁶⁾	2.5 ⁶⁾	2.5 ⁶⁾	2.5 ⁶⁾	1.38 ⁶⁾	0.78 ⁶⁾	⁶⁾																																																																																																																																	
初期圧力損失 ⁷⁾ (Pa以下) ⁸⁾	140 ⁹⁾	100 ⁹⁾	170 ⁹⁾	130 ⁹⁾	245 ⁹⁾		⁹⁾																																																																																																																																	
初期粒子捕集率 ¹³⁾ (%)以上) ¹⁴⁾	— ¹⁵⁾	— ¹⁵⁾	— ¹⁵⁾	— ¹⁵⁾	50 ¹⁵⁾		¹⁵⁾																																																																																																																																	
単位面積当たりの試験粉じん保持量 ¹⁶⁾ (g/m ² 以上) ¹⁷⁾	— ¹⁸⁾	— ¹⁸⁾	— ¹⁸⁾	— ¹⁸⁾	50 ¹⁸⁾		面積はフィルター本体の前面投影面積 ¹⁹⁾																																																																																																																																	
試験方法 ²⁰⁾	JIS B 9908-1 ²¹⁾ JIS B 9908-2 ²¹⁾ JIS B 9908-3及びJIS B 9908-4 ²¹⁾ による ²²⁾		JIS B 9908-1 ²¹⁾ JIS B 9908-2 ²¹⁾ による ²²⁾		JIS B 9908-3 ²¹⁾ による ²²⁾		²³⁾																																																																																																																																	
①エアフィルター （パネル形） （折込み形（中性能・ 中性能（高） ）） （共通事項）	1.8.1.3 取付枠	(1) 取付枠の材質は、防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム・亜鉛鉄板等を含む。）とする。 また、取付枠は、ろ材ユニットの交換に支障がなく、空気漏れの少ない構造とする。	取付枠の材質は、防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム・亜鉛鉄板等を含む。）とする。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>4. 組合せ時の性能</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ろ材交換</td><td></td><td>支障が無い</td></tr><tr><td>空気の漏れ</td><td></td><td>少ない</td></tr></table>		項 目	単位等	評価基準	4. 組合せ時の性能			ろ材交換		支障が無い	空気の漏れ		少ない	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>4. 組合せ時の性能</td><td></td><td></td></tr><tr><td>空気の漏れ</td><td></td><td>少ない</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	4. 組合せ時の性能			空気の漏れ		少ない																																																																																																													
項 目	単位等	評価基準																																																																																																																																						
4. 組合せ時の性能																																																																																																																																								
ろ材交換		支障が無い																																																																																																																																						
空気の漏れ		少ない																																																																																																																																						
項 目	単位等	評価基準																																																																																																																																						
4. 組合せ時の性能																																																																																																																																								
空気の漏れ		少ない																																																																																																																																						

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 新旧対照表			評価基準 新旧対照表																																																																										
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版		令和6年版																																																																								
②自動巻取形 ④電気集塵機 （自動巻取形、 パネル形） （共通事項）	1.8.3.5 制御盤	(1) 第2編 1.2.2 「 機器附属盤 」による。	第2編 1.2.2 「 制御及び操作盤 」による。	<table><tr><td></td><td>項 目</td><td>単位等</td><td>評 価 基 準</td></tr><tr><td>6.1</td><td>表示</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>電源表示</td><td></td><td>具備(白色) 電源表示の光源は、LED</td></tr><tr><td></td><td>巻取完了表示</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td></td><td>異常表示</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>6.2</td><td>入力端子及び出力端子</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>空気調和機運動用入力端子</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td></td><td>巻取完了表示用出力端子</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td></td><td>故障状態表示用出力端子</td><td></td><td>具備</td></tr></table>			項 目	単位等	評 価 基 準	6.1	表示				電源表示		具備(白色) 電源表示の光源は、 LED		巻取完了表示		具備		異常表示		具備	6.2	入力端子及び出力端子				空気調和機運動用 入力端子		具備		巻取完了表示用 出力端子		具備		故障状態表示用 出力端子		具備	<table><tr><td></td><td>項 目</td><td>単位等</td><td>評 価 基 準</td></tr><tr><td>6.1</td><td>表示</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>電源表示</td><td></td><td>具備(白色) 電源表示の光源は、発 光ダイオード</td></tr><tr><td></td><td>巻取完了表示</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td></td><td>異常表示</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td>6.2</td><td>接点及び端子</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>空気調和機運動用</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td></td><td>巻取完了表示用</td><td></td><td>具備</td></tr><tr><td></td><td>故障状態表示用</td><td></td><td>具備</td></tr></table>		項 目	単位等	評 価 基 準	6.1	表示				電源表示		具備(白色) 電源表示の光源は、 発 光ダイオード		巻取完了表示		具備		異常表示		具備	6.2	接点及び端子				空気調和機運動用		具備		巻取完了表示用		具備		故障状態表示用		具備
	項 目	単位等	評 価 基 準																																																																											
6.1	表示																																																																													
	電源表示		具備(白色) 電源表示の光源は、 LED																																																																											
	巻取完了表示		具備																																																																											
	異常表示		具備																																																																											
6.2	入力端子及び出力端子																																																																													
	空気調和機運動用 入力端子		具備																																																																											
	巻取完了表示用 出力端子		具備																																																																											
	故障状態表示用 出力端子		具備																																																																											
	項 目	単位等	評 価 基 準																																																																											
6.1	表示																																																																													
	電源表示		具備(白色) 電源表示の光源は、 発 光ダイオード																																																																											
	巻取完了表示		具備																																																																											
	異常表示		具備																																																																											
6.2	接点及び端子																																																																													
	空気調和機運動用		具備																																																																											
	巻取完了表示用		具備																																																																											
	故障状態表示用		具備																																																																											
全熱交換器 ①全熱交換器 （回転形） ②全熱交換ユニ ット （共通事項）	第9節 全熱交換器 1.9.2.2 熱交換エレ メント	(1) 熱交換エレメントは、難燃性（JIS Z 2150「薄い材料の 防火性試験方法」又は JIS A 1322「建築用薄物材料の難燃 性試験方法」による難燃性）又はこれと同等以上の性能を 有し、衛生上支障がないものとする。 また、熱交換エレメ ントは、交換が可能なものとする。	熱交換エレメントは、難燃性（JIS Z 2150「薄い材料の防 炎性試験方法」又は JIS A 1322「建築用薄物材料の難燃性試 験方法」による難燃性）又はこれと同等以上の性能を有し、 衛生上支障がないものとする。	<table><tr><td></td><td>項 目</td><td>単位等</td><td>評 価 基 準</td></tr><tr><td>3.1.5</td><td>交換可能な構造</td><td></td><td>熱交換エレメントは、交換が可 能なもの</td></tr></table>			項 目	単位等	評 価 基 準	3.1.5	交換可能な構造		熱交換エレメントは、交換が可 能なもの																																																																	
	項 目	単位等	評 価 基 準																																																																											
3.1.5	交換可能な構造		熱交換エレメントは、交換が可 能なもの																																																																											
②全熱交換ユニ ット	1.9.3 全熱交換ユニ ット 1.9.3.1 一般事項	(1) 構成は、熱交換エレメント、駆動装置（回転 形 エレメン トの場合のみ）、送風機、ケーシング等とし、保守点検が できる構造とする。 全熱交換ユニットの全熱の交換効率は、特記による。特 記がなければ次による。 なお、全熱の交換効率は JIS B 8628 にて、給気及び排 気量が同一の場合のものとする。 (ア) 床置形(回転形エレメント)は、風速 2.5m/s で 77.4%以 上 (イ) 床置形(静止形エレメント)は、定格風量で冷房 58.0% 以上、暖房 60.0%以上 (ウ) 天井隠ぺい形は、定格風量で冷房 62.0%以上、暖房 68.5%以上	(ア) 構成は、熱交換エレメント、駆動装置（回転 式 エレメン トの場合のみ）、送風機、ケーシング等とし、保守点 検ができる構造とする。 (イ) 給気及び排気量が同一で、風量が、1,000m ³ /h 未満 は全熱交換効率 58%以上、1,000m ³ /h 以上は全熱交換 効率 60%以上とする。	<table><tr><td></td><td>項 目</td><td>単位等</td><td>評 価 基 準</td></tr><tr><td>2. 一般事項</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>主要構成部</td><td></td><td>構成は、熱交換エレメント、駆動 装置(回転式エレメントの場合の み)、送風機、ケーシング等とし、 保守点検ができる構造 特記がなければ次による 給気及び排気量が同一で、は全 熱交換効率は、床置形(回転形エ レメント)は、風速2.5m/s で 77.4%以上、床置形(静止形エレ メント)は、定格風量で冷房58.0% 以上、暖房60%以上、天井隠ぺ い形は、定格風量で冷房62.0%以 上、暖房68.5%以上 全熱の交換効率はJIS B 8628「全 熱交換器」による 排気側空気が、給気側へ移行す ることを防止した構造 自動換気切換機能を有する</td></tr></table>			項 目	単位等	評 価 基 準	2. 一般事項					主要構成部		構成は、熱交換エレメント、駆動 装置(回転式エレメントの場合の み)、送風機、ケーシング等とし、 保守点検ができる構造 特記がなければ次による 給気及び排気量が同一で、は全 熱交換効率は、床置形(回転 形 エ レメント)は、風速2.5m/s で 77.4%以上、床置形(静止 形 エレ メント)は、定格風量で冷房58.0% 以上、暖房60%以上、天井隠ぺ い形は、定格風量で冷房62.0%以 上、暖房68.5%以上 全熱の交換効率はJIS B 8628「 全 熱交換器 」による 排気側空気が、給気側へ移行す ることを防止した構造 自動換気切換機能を有する	<table><tr><td></td><td>項 目</td><td>単位等</td><td>評 価 基 準</td></tr><tr><td>2. 一般事項</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>主要構成部</td><td></td><td>構成は、熱交換エレメント、駆動 装置(回転式エレメントの場合の み)、送風機、ケーシング等と し、保守点検ができる構造 給気及び排気量が同一で、風 量が、1,000 m³/h 未満は全熱交 換効率58%以上、1,000 m³/h 以 上は全熱交換効率60%以上 排気側空気が、給気側へ移行 することを防止した構造 自動換気切換機能を有する</td></tr></table>		項 目	単位等	評 価 基 準	2. 一般事項					主要構成部		構成は、熱交換エレメント、駆動 装置(回転式エレメントの場合の み)、送風機、ケーシング等と し、保守点検ができる構造 給気及び排気量が同一で、 風 量が、1,000 m³/h 未満は全熱交 換効率58%以上、1,000 m³/h 以 上は全熱交換効率60%以上 排気側空気が、給気側へ移行 することを防止した構造 自動換気切換機能を有する																																																
	項 目	単位等	評 価 基 準																																																																											
2. 一般事項																																																																														
	主要構成部		構成は、熱交換エレメント、駆動 装置(回転式エレメントの場合の み)、送風機、ケーシング等とし、 保守点検ができる構造 特記がなければ次による 給気及び排気量が同一で、は全 熱交換効率は、床置形(回転 形 エ レメント)は、風速2.5m/s で 77.4%以上、床置形(静止 形 エレ メント)は、定格風量で冷房58.0% 以上、暖房60%以上、天井隠ぺ い形は、定格風量で冷房62.0%以 上、暖房68.5%以上 全熱の交換効率はJIS B 8628「 全 熱交換器 」による 排気側空気が、給気側へ移行す ることを防止した構造 自動換気切換機能を有する																																																																											
	項 目	単位等	評 価 基 準																																																																											
2. 一般事項																																																																														
	主要構成部		構成は、熱交換エレメント、駆動 装置(回転式エレメントの場合の み)、送風機、ケーシング等と し、保守点検ができる構造 給気及び排気量が同一で、 風 量が、1,000 m³/h 未満は全熱交 換効率58%以上、1,000 m³/h 以 上は全熱交換効率60%以上 排気側空気が、給気側へ移行 することを防止した構造 自動換気切換機能を有する																																																																											
送風機類 ①遠心送風機 （多翼形送風 機） ②斜流送風機 ③軸流送風機 （共通事項）	第11節 送風機 1.11.1 遠心送風機	(8) 電動機は、次のいずれかによる。 (ア) JIS C 4203「一般用単相誘導電動機」 (イ) JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トッ プランナーモータ」 (ウ) JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」 (0.75kW 未満に限る。) (エ) JIS C 4210「一般用低圧三相かご形誘導電動機」 (0.75kW 未満に限る。) (オ) 製造者の標準仕様(小形の遠心送風機で電動機直動形 に限る。)	(8) 電動機は、第2編 1.2.1「電動機」による。ただし、電 動機直動形の場合は製造者の標準仕様とする。	<table><tr><td></td><td>項 目</td><td>単位等</td><td>評 価 基 準</td></tr><tr><td>5.3 電動機の仕様</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>出力範囲 相・極数</td><td>kW Φ・P</td><td>製造者標準 JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210 (一般用低圧三相かご形誘導電動機)×0.75kW 未満に限る)、JISC4212(高効率低圧三相かご形 誘導電動機)×0.75kW未満に限る)、JISC4213 (低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップラ ナーモータ) 製造者の標準仕様(小形の遠心送風機で電動機 直動形に限る。)</td></tr></table>			項 目	単位等	評 価 基 準	5.3 電動機の仕様					出力範囲 相・極数	kW Φ・P	製造者標準 JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210 (一般用低圧三相かご形誘導電動機)×0.75kW 未満に限る)、JISC4212(高効率低圧三相かご形 誘導電動機)×0.75kW未満に限る)、JISC4213 (低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップラ ナーモータ) 製造者の標準仕様(小形の遠心送風機で電動機 直動形に限る。)	<table><tr><td></td><td>項 目</td><td>単位等</td><td>評 価 基 準</td></tr><tr><td>5.3 電動機の仕様</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>出力範囲 相・極数</td><td>kW Φ・P</td><td>製造者標準 JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210 (一般用低圧三相かご形誘導電動機)、 JISC4212(高効率低圧三相かご形誘導電動 機)、JISC4213(低圧三相かご形誘導電動機－ 低圧トップランナーモータ)の規定範囲</td></tr></table>		項 目	単位等	評 価 基 準	5.3 電動機の仕様					出力範囲 相・極数	kW Φ・P	製造者標準 JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210 (一般用低圧三相かご形誘導電動機)、 JISC4212(高効率低圧三相かご形誘導電動 機)、JISC4213(低圧三相かご形誘導電動機－ 低圧トップランナーモータ)の規定範囲																																																
	項 目	単位等	評 価 基 準																																																																											
5.3 電動機の仕様																																																																														
	出力範囲 相・極数	kW Φ・P	製造者標準 JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210 (一般用低圧三相かご形誘導電動機)×0.75kW 未満に限る)、JISC4212(高効率低圧三相かご形 誘導電動機)×0.75kW未満に限る)、JISC4213 (低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップラ ナーモータ) 製造者の標準仕様(小形の遠心送風機で電動機 直動形に限る。)																																																																											
	項 目	単位等	評 価 基 準																																																																											
5.3 電動機の仕様																																																																														
	出力範囲 相・極数	kW Φ・P	製造者標準 JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210 (一般用低圧三相かご形誘導電動機)、 JISC4212(高効率低圧三相かご形誘導電動 機)、JISC4213(低圧三相かご形誘導電動機－ 低圧トップランナーモータ)の規定範囲																																																																											

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 新旧対照表			評価基準 新旧対照表																																											
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																										
①遠心送風機 （多翼形送風機）	1.11.1 遠心送風機	(10) インバータ制御装置を含む場合の高調波対策は、第2編1.2.2「機器附属盤」(5)による。		高周波対策は、他機材と同様																																											
②斜流送風機 ③軸流送風機	1.11.2 軸流送風機及び斜流送風機	(2) ケーシング、羽根車、主軸、軸受け、電動機、電動機の保護方式及びインバータ制御装置を含む場合の高調波対策は、1.11.1「遠心送風機」の当該事項による。 なお、斜流送風機の羽根車の材質は、合成樹脂としてもよい。 (3) Vベルト駆動形の場合は、危険防止用のベルトガードを設ける。	(2) ケーシング、羽根車、主軸及び軸受けは、1.11.1「遠心送風機」の当該事項による。 なお、斜流送風機の羽根車の材質は、合成樹脂としてもよい。 (3) Vベルト駆動形の場合は、危険防止用のベルトガードを設ける。 (4) 電動機は、第2編1.2.1「電動機」による。ただし、電動機直動形の場合は製造者の標準仕様とする。	高周波対策は、他機材と同様																																											
④消音ボックス付送風機	1.11.3 消音ボックス付送風機	(6) インバータ制御装置を含む場合の高調波対策は、第2編1.2.2「機器附属盤」(5)による。		高周波対策は、他機材と同様																																											
ポンプ類 ①横方遠心ポンプ （空調用、ボイラー給水用、揚水用） ③立形遠心ポンプ （ボイラー給水用、揚水用） （共通事項）	第12節 ポンプ 1.12.1 空調用ポンプ	(3) ケーシングの材質は、次のいずれかとし、特記による。 特記がなければ(ア)とする。 (ア) JIS G 5501「ねずみ鉄品」又はJIS G 5502「球状黒鉛鉄品」によるもの。 (イ) JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」のSUS304又はJIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼品」のSCS13によるもの。 (4) 羽根車の材質は、次のいずれかとする。 (ア) JIS H 5120「銅及び銅合金铸件」による、亜鉛含有量が8%を超えないもの。 (イ) JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又はJIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼品」による、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。 (5) 主軸の材質は、次のいずれかとする。 (ア) JIS G 4303「ステンレス鋼棒」によるもの。 (イ) JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」又は、JIS G4053「機械構造用合金鋼鋼材」によるもの。 なお、軸の接液部に、スリーブ((4)の材質によるもの)を設けたものとする。	(3) ケーシングの材質は、JIS G 5501「ねずみ鉄品」のFC200以上、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」のSUS304又はJIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼品」のSCS13とし、特記による。 なお、特記がない場合は、JIS G 5501「ねずみ鉄品」のFC200以上のものとする。 (4) 羽根車の材質は、JIS H 5120「銅及び銅合金铸件」のCAC406若しくはCAC901、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」のSUS304又はJIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼品」のSCS13とする。 (5) 主軸の材質は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」のSUS304、SUS403若しくはSUS420J2又はJIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」のS30C以上のものとする。 なお、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」による場合は、スリーブ形のものに限る。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.2 ポンプ本体</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>ケーシング材質</td><td>JIS G 5501(ねずみ鉄品)、又はJIS G 5502「球状黒鉛鉄品」 JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」のSUS304 又はJIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼品」のSCS13</td></tr><tr><td>3.3 羽根車</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>羽根車の形式 羽根車の材質</td><td>クローズド形 JIS H 5120(銅及び銅合金铸件)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯)又は、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)による、ニッケル含有量が8%を下回らないもの</td></tr><tr><td>3.5 主軸</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>主軸の材質</td><td>JIS G 4303(ステンレス鋼棒)、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」又は、JIS G4053「機械構造用合金鋼鋼材」によるもの。 軸の接液部に、スリーブに使用の場合 JIS H 5120(銅及び銅合金铸件)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G5501(ねずみ鉄品)のFC150、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯))によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	3.2 ポンプ本体				ケーシング材質	JIS G 5501(ねずみ鉄品)、又はJIS G 5502「球状黒鉛鉄品」 JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」のSUS304 又はJIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼品」のSCS13	3.3 羽根車				羽根車の形式 羽根車の材質	クローズド形 JIS H 5120(銅及び銅合金铸件)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯)又は、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)による、ニッケル含有量が8%を下回らないもの	3.5 主軸				主軸の材質	JIS G 4303(ステンレス鋼棒)、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」又は、JIS G4053「機械構造用合金鋼鋼材」によるもの。 軸の接液部に、スリーブに使用の場合 JIS H 5120(銅及び銅合金铸件)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G5501(ねずみ鉄品)のFC150、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯))によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.2 ポンプ本体</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>ケーシング材質</td><td>JIS G 5501(ねずみ鉄品)のFC200以上、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13</td></tr><tr><td>3.3 羽根車</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>羽根車の形式 羽根車の材質 (揚水ポンプ)</td><td>クローズド形 JIS H 5120(銅及び銅合金铸件)のCAC406(鉛除去表面処理されたもの)若しくはCAC901、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13 (CAC406の場合) 鉛除去表面処理方法:飲料用ポンプの接液部から鉛が流出しない表面処理とする</td></tr><tr><td>3.5 主軸</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>主軸の材質</td><td>JIS G 4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS403、SUS420J2又はスリーブ使用の場合はJIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」のS30C以上</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	3.2 ポンプ本体				ケーシング材質	JIS G 5501(ねずみ鉄品)のFC200以上、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13	3.3 羽根車				羽根車の形式 羽根車の材質 (揚水ポンプ)	クローズド形 JIS H 5120(銅及び銅合金铸件)のCAC406(鉛除去表面処理されたもの)若しくはCAC901、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13 (CAC406の場合) 鉛除去表面処理方法:飲料用ポンプの接液部から鉛が流出しない表面処理とする	3.5 主軸				主軸の材質	JIS G 4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS403、SUS420J2又はスリーブ使用の場合はJIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」のS30C以上
項 目	単位等	評価基準																																													
3.2 ポンプ本体																																															
	ケーシング材質	JIS G 5501(ねずみ鉄品)、又はJIS G 5502「球状黒鉛鉄品」 JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」のSUS304 又はJIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼品」のSCS13																																													
3.3 羽根車																																															
	羽根車の形式 羽根車の材質	クローズド形 JIS H 5120(銅及び銅合金铸件)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯)又は、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)による、ニッケル含有量が8%を下回らないもの																																													
3.5 主軸																																															
	主軸の材質	JIS G 4303(ステンレス鋼棒)、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」又は、JIS G4053「機械構造用合金鋼鋼材」によるもの。 軸の接液部に、スリーブに使用の場合 JIS H 5120(銅及び銅合金铸件)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G5501(ねずみ鉄品)のFC150、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯))によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。																																													
項 目	単位等	評価基準																																													
3.2 ポンプ本体																																															
	ケーシング材質	JIS G 5501(ねずみ鉄品)のFC200以上、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13																																													
3.3 羽根車																																															
	羽根車の形式 羽根車の材質 (揚水ポンプ)	クローズド形 JIS H 5120(銅及び銅合金铸件)のCAC406(鉛除去表面処理されたもの)若しくはCAC901、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13 (CAC406の場合) 鉛除去表面処理方法:飲料用ポンプの接液部から鉛が流出しない表面処理とする																																													
3.5 主軸																																															
	主軸の材質	JIS G 4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS403、SUS420J2又はスリーブ使用の場合はJIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」のS30C以上																																													
①横方遠心ポンプ （空調用、ボイラー給水用、揚水用） （共通事項）	1.12.1 空調用ポンプ	(7) 電動機は、次のいずれかによる。 (ア) JIS C 4203「一般用単相誘導電動機」 (イ) JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」 (ウ) JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW未満に限る。) (エ) JIS C 4210「一般用低圧三相かご形誘導電動機」(0.75kW未満に限る。) (8) 電動機の保護方式は、JIS C 4034-5「回転電気機械－第5部：外被構造による保護方式の分類」によるIP 44「全閉防まつ形」又はIP 22「防滴保護形」とする。	(7) 電動機は、第2編1.2.1「電動機」による。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>5. 電動機</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5.1 電動機の規格</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>名 称 規格番号</td><td>単相、三相誘導電動機 JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210(一般用低圧三相かご形誘導電動機)0.75kW未満に限る、JISC4212(高効率低相三相かご形誘導電動機)0.75kW未満に限る、JISC4213(低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ)、JEM規格品400Vは製造者標準</td></tr><tr><td>5.2 保護方式</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>屋 外 屋 内(多湿箇所) 屋 内(その他)</td><td>JIS C 4034-5 IP44(全閉防まつ形) JIS C 4034-5 IP44(全閉防まつ形) JIS C 4034-5 IP22(防滴保護形)</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	5. 電動機			5.1 電動機の規格				名 称 規格番号	単相、三相誘導電動機 JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210(一般用低圧三相かご形誘導電動機)0.75kW未満に限る、JISC4212(高効率低相三相かご形誘導電動機)0.75kW未満に限る、JISC4213(低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ)、JEM規格品400Vは製造者標準	5.2 保護方式				屋 外 屋 内(多湿箇所) 屋 内(その他)	JIS C 4034-5 IP44(全閉防まつ形) JIS C 4034-5 IP44(全閉防まつ形) JIS C 4034-5 IP22(防滴保護形)	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>5.1 電動機の規格</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>名 称 規格番号</td><td>単相、三相誘導電動機 JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210(一般用低圧三相かご形誘導電動機)、JISC4212(高効率低相三相かご形誘導電動機)、JISC4213(低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ)、JEM規格品400Vは製造者標準</td></tr><tr><td>5.2 保護方式</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>屋 外 屋 内(多湿箇所) 屋 内(その他)</td><td>JIS C 4034-5(全閉防まつ形) JIS C 4034-5(全閉防まつ形) JIS C 4034-5(防滴保護形)</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	5.1 電動機の規格				名 称 規格番号	単相、三相誘導電動機 JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210(一般用低圧三相かご形誘導電動機)、JISC4212(高効率低相三相かご形誘導電動機)、JISC4213(低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ)、JEM規格品400Vは製造者標準	5.2 保護方式				屋 外 屋 内(多湿箇所) 屋 内(その他)	JIS C 4034-5(全閉防まつ形) JIS C 4034-5(全閉防まつ形) JIS C 4034-5(防滴保護形)									
項 目	単位等	評価基準																																													
5. 電動機																																															
5.1 電動機の規格																																															
	名 称 規格番号	単相、三相誘導電動機 JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210(一般用低圧三相かご形誘導電動機)0.75kW未満に限る、JISC4212(高効率低相三相かご形誘導電動機)0.75kW未満に限る、JISC4213(低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ)、JEM規格品400Vは製造者標準																																													
5.2 保護方式																																															
	屋 外 屋 内(多湿箇所) 屋 内(その他)	JIS C 4034-5 IP44(全閉防まつ形) JIS C 4034-5 IP44(全閉防まつ形) JIS C 4034-5 IP22(防滴保護形)																																													
項 目	単位等	評価基準																																													
5.1 電動機の規格																																															
	名 称 規格番号	単相、三相誘導電動機 JISC4203(一般用単相誘導電動機)、JISC4210(一般用低圧三相かご形誘導電動機)、JISC4212(高効率低相三相かご形誘導電動機)、JISC4213(低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ)、JEM規格品400Vは製造者標準																																													
5.2 保護方式																																															
	屋 外 屋 内(多湿箇所) 屋 内(その他)	JIS C 4034-5(全閉防まつ形) JIS C 4034-5(全閉防まつ形) JIS C 4034-5(防滴保護形)																																													

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 新旧対照表			評価基準 新旧対照表																																																																																																												
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																																																																																											
①横方遠心ポンプ （揚水用） ③立形遠心ポンプ （揚水用） （共通事項）	第2節 ポンプ 1.2.1 揚水用ポンプ （横形）	(2) 接液部の材質は、その主要成分に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとし、適用は特記による。特記がなければ、主要成分に鉛を含まないものとする。		<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.1.1 接液部の材質</td><td></td><td>主要成分に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとし、適用は特記による。特記がなければ、主要成分に鉛を含まないものとする。</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	3.1.1 接液部の材質		主要成分に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとし、適用は特記による。特記がなければ、主要成分に鉛を含まないものとする。																																																																																																						
項 目	単位等	評価基準																																																																																																														
3.1.1 接液部の材質		主要成分に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとし、適用は特記による。特記がなければ、主要成分に鉛を含まないものとする。																																																																																																														
①横方遠心ポンプ （揚水用） ③立形遠心ポンプ （揚水用） （共通事項）	1.2.1 揚水用ポンプ （横形）	(4) ケーシングの材質は、次のいずれかによる。 なお、運転状態において運転が円滑であって、流体に油類の混入しない構造とする。 (7) JIS G 5501「ねずみ鉄鉄品」又はJIS G 5502「球状黒鉛鉄鉄品」によるものとし、接液部にナイロンコーティングを施したものとする。 (4) JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 又は JIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼品」の SCS13 によるもの。 (5) 羽根車の材質は、次のいずれかによる。 (7) JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」による、亜鉛含有量が8%を超えないもの。 (4) JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」又は JIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼品」によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。 (6) 主軸の材質は、次のいずれかによる。 (7) JIS G 4303「ステンレス鋼棒」によるもの。 (4) JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」又は、JIS G4053「機械構造用合金鋼鋼材」によるもの。 なお、軸の接液部に、スリーブ(5)の材質によるもの)を設けたものとする。	(3) ケーシングの材質は、JIS G 5501「ねずみ鉄鉄品」の FC200 以上、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 又は JIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼品」の SCS13 によるものとする。 ただし、鉄鉄製の場合は、接液部にナイロンコーティングを施したものとする。また、運転状態において運転が円滑であって、流体に油類の混入しない構造とする。 (4) 羽根車の材質は、JIS H 5120「銅及び銅合金鋳物」の CAC406（鉛除去表面処理されたもの）若しくは CAC901、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」の SUS304 又は JIS G 5121「ステンレス鋼鉄鋼品」の SCS13 によるものとする。 (5) 主軸の材質は、JIS G 4303「ステンレス鋼棒」の SUS304、SUS403 若しくは SUS420J2 又はスリーブ使用のものに限り JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」の S30C 以上によるものとする。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.2 ポンプ本体</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ケーシング材質</td><td></td><td>JIS G 5501(ねずみ鉄鉄品)、JIS G 5502(球状黒鉛鉄鉄品)、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13</td></tr><tr><td>3.3 羽根車</td><td></td><td></td></tr><tr><td>羽根車の形式</td><td></td><td>クローズド形</td></tr><tr><td>羽根車の材質 （揚水ポンプ）</td><td></td><td>JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯)、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。</td></tr><tr><td>3.4 案内羽根</td><td></td><td></td></tr><tr><td>案内羽根の材質</td><td></td><td>JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G5501(ねずみ鉄鉄品)のFC150、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯))によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。</td></tr><tr><td>3.5 主軸</td><td></td><td></td></tr><tr><td>主軸の材質</td><td></td><td>JIS G 4303(ステンレス鋼棒)、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」、JIS G4053「機械構造用合金鋼鋼材」</td></tr><tr><td></td><td></td><td>軸の接液部に、スリーブに使用の場合 JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) JIS G5121(ステンレス鋼鉄鋼品)によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	3.2 ポンプ本体			ケーシング材質		JIS G 5501(ねずみ鉄鉄品)、JIS G 5502(球状黒鉛鉄鉄品)、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13	3.3 羽根車			羽根車の形式		クローズド形	羽根車の材質 （揚水ポンプ）		JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯)、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。	3.4 案内羽根			案内羽根の材質		JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G5501(ねずみ鉄鉄品)のFC150、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯))によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。	3.5 主軸			主軸の材質		JIS G 4303(ステンレス鋼棒)、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」、JIS G4053「機械構造用合金鋼鋼材」			軸の接液部に、スリーブに使用の場合 JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) JIS G5121(ステンレス鋼鉄鋼品)によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>3.2 ポンプ本体</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ケーシング材質</td><td></td><td>JIS G 5501(ねずみ鉄鉄品)のFC200以上、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13</td></tr><tr><td>3.4 案内羽根</td><td></td><td></td></tr><tr><td>案内羽根の材質</td><td></td><td>JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)のCAC406、JIS G5501(ねずみ鉄鉄品)のFC150、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304</td></tr><tr><td>3.3 羽根車</td><td></td><td></td></tr><tr><td>羽根車の形式</td><td></td><td>クローズド形</td></tr><tr><td>羽根車の材質 （揚水ポンプ）</td><td></td><td>JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)のCAC406(鉛除去表面処理されたもの)若しくはCAC901、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13（CAC406の場合） 鉛除去表面処理方法：飲料用ポンプの接液部から鉛が流出しない表面処理とする</td></tr><tr><td>3.5 主軸</td><td></td><td></td></tr><tr><td>主軸の材質</td><td></td><td>JIS G 4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS403、SUS420J2又はスリーブ使用の場合はJIS G 4051(機械構造用炭素鋼鋼材)のS30C以上</td></tr></table>	項 目	単位等	評価基準	3.2 ポンプ本体			ケーシング材質		JIS G 5501(ねずみ鉄鉄品)のFC200以上、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13	3.4 案内羽根			案内羽根の材質		JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)のCAC406、JIS G5501(ねずみ鉄鉄品)のFC150、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304	3.3 羽根車			羽根車の形式		クローズド形	羽根車の材質 （揚水ポンプ）		JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)のCAC406(鉛除去表面処理されたもの)若しくはCAC901、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13（CAC406の場合） 鉛除去表面処理方法：飲料用ポンプの接液部から鉛が流出しない表面処理とする	3.5 主軸			主軸の材質		JIS G 4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS403、SUS420J2又はスリーブ使用の場合はJIS G 4051(機械構造用炭素鋼鋼材)のS30C以上																																												
項 目	単位等	評価基準																																																																																																														
3.2 ポンプ本体																																																																																																																
ケーシング材質		JIS G 5501(ねずみ鉄鉄品)、JIS G 5502(球状黒鉛鉄鉄品)、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13																																																																																																														
3.3 羽根車																																																																																																																
羽根車の形式		クローズド形																																																																																																														
羽根車の材質 （揚水ポンプ）		JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯)、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。																																																																																																														
3.4 案内羽根																																																																																																																
案内羽根の材質		JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G5501(ねずみ鉄鉄品)のFC150、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯))によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。																																																																																																														
3.5 主軸																																																																																																																
主軸の材質		JIS G 4303(ステンレス鋼棒)、JIS G 4051「機械構造用炭素鋼鋼材」、JIS G4053「機械構造用合金鋼鋼材」																																																																																																														
		軸の接液部に、スリーブに使用の場合 JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)による、亜鉛含有量が8%を超えないもの、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) JIS G5121(ステンレス鋼鉄鋼品)によるもので、ニッケル含有量が8%を下回らないもの。																																																																																																														
項 目	単位等	評価基準																																																																																																														
3.2 ポンプ本体																																																																																																																
ケーシング材質		JIS G 5501(ねずみ鉄鉄品)のFC200以上、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13																																																																																																														
3.4 案内羽根																																																																																																																
案内羽根の材質		JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)のCAC406、JIS G5501(ねずみ鉄鉄品)のFC150、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)のSUS304																																																																																																														
3.3 羽根車																																																																																																																
羽根車の形式		クローズド形																																																																																																														
羽根車の材質 （揚水ポンプ）		JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)のCAC406(鉛除去表面処理されたもの)若しくはCAC901、JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板又は鋼帯)のSUS304、JIS G 5121(ステンレス鋼鉄鋼品)のSCS13（CAC406の場合） 鉛除去表面処理方法：飲料用ポンプの接液部から鉛が流出しない表面処理とする																																																																																																														
3.5 主軸																																																																																																																
主軸の材質		JIS G 4303(ステンレス鋼棒)のSUS304、SUS403、SUS420J2又はスリーブ使用の場合はJIS G 4051(機械構造用炭素鋼鋼材)のS30C以上																																																																																																														
③立形遠心ポンプ （揚水用） （共通事項）	1.2.2 揚水用ポンプ （立形）	(8) 電動機は、製造者の標準仕様とする。 なお、インバータ制御装置を含む場合の高調波対策は、第2編1.2.2「機器附属盤」(5)による。	(7) 電動機は、製造者の標準仕様とする。	高周波対策は、他機材と同様																																																																																																												
自動制御 自動制御システム	第4編 自動制御設備 工事 第1章 機材 第2節 自動制御機器 1.2.2 調節部 1.2.2.1 一般事項	(1) 調節機構は、次による。 (7) デジタル式は、ダイレクトデジタルコントローラ（DDC）等によるものとし、中央監視制御装置との通信機能を備えたものとする。 (4) 電子式は、デジタル指示調節器等によるものとし、設定値を確認・変更するためのデジタル表示の指示機能並びに制御信号による遠方からの操作及び演算値等の外部への出力機能を備えたものとする。 (9) 電気式は、スプリングレバーアセンブリー、マイクロスイッチ及びポテンシオメーターによるものとする。 (2) 温度・湿度目標値の設定方法、動作隙間及び比例帯の範囲は、表4.1.1による。 (3) 圧力目標値の設定は、電気式においては機器本体で、デジタル式及び電子式においては機器本体又は遠方から行うものとし、システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有するものとする。	(1) 調節機構は、次による。 (7) 電気式は、スプリングレバーアセンブリー、マイクロスイッチ及びポテンシオメーターによるものとする。 (4) 電子式は、デジタル指示調節器によるものとする。 (9) デジタル式は、ダイレクトデジタルコントローラ（DDC）によるものとし、複数の制御が行えるものとする。 なお、中央監視制御装置との通信機能は特記による。 (2) 温度・湿度目標値の設定方法、動作隙間及び比例帯の範囲は、表4.1.1による。 (3) 圧力目標値の設定は、機器本体で行うものとし、システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有するものとする。	<table><tr><th colspan="3">項 目</th><th colspan="3">評 価 基 準</th></tr><tr><td>3-2-1デジタル式、電子式、電気式</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">(1)調節機構</td><td>①デジタル式</td><td>1)機構</td><td rowspan="2">ダイレクトデジタルコントローラ(DDC)等 中央監視制御装置との通信機能を備えたもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②電子式</td><td>1)機構</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>デジタル指示調節器 設定値を確認・変更するためのデジタル表示の指示機能並びに制御信号による遠方からの操作及び演算値等の外部への出力機能を備えたもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>③電気式</td><td>1)機構</td><td>スプリングレバーアセンブリー、マイクロスイッチ及びポテンシオメーター</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>2)制御範囲</td><td>複数の制御が行えるもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(2)温度、湿度の設定方法等</td><td>温度、湿度目標値の設定方法、動作隙間及び比例帯の範囲</td><td></td><td>標準仕様書表4.1.1による</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">(3)圧力制御</td><td>デジタル式、電子式</td><td>目標値の設定方法 動作隙間及び比例帯</td><td>機器本体又は遠方から行う システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有したもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>電気式</td><td>目標値の設定方法 動作隙間及び比例帯</td><td>機器本体で行う システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有したもの</td><td></td><td></td></tr></table>	項 目			評 価 基 準			3-2-1デジタル式、電子式、電気式						(1)調節機構	①デジタル式	1)機構	ダイレクトデジタルコントローラ(DDC)等 中央監視制御装置との通信機能を備えたもの			②電子式	1)機構					デジタル指示調節器 設定値を確認・変更するためのデジタル表示の指示機能並びに制御信号による遠方からの操作及び演算値等の外部への出力機能を備えたもの				③電気式	1)機構	スプリングレバーアセンブリー、マイクロスイッチ及びポテンシオメーター					2)制御範囲	複数の制御が行えるもの			(2)温度、湿度の設定方法等	温度、湿度目標値の設定方法、動作隙間及び比例帯の範囲		標準仕様書表4.1.1による			(3)圧力制御	デジタル式、電子式	目標値の設定方法 動作隙間及び比例帯	機器本体又は遠方から行う システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有したもの			電気式	目標値の設定方法 動作隙間及び比例帯	機器本体で行う システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有したもの			<table><tr><th colspan="3">項 目</th><th colspan="3">評 価 基 準</th></tr><tr><td>3-2-1電気式、電子式、デジタル式</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">(1)調節機構</td><td>①電気式</td><td>1)機構</td><td rowspan="2">スプリングレバーアセンブリー、マイクロスイッチ及びポテンシオメーター</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②電子式</td><td>1)機構</td><td></td><td></td></tr><tr><td>③デジタル式</td><td>1)機構</td><td>ダイレクトデジタルコントローラ(DDC)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>2)制御範囲</td><td>複数の制御が行えるもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>3)通信機能</td><td>特記により中央監視制御装置との通信機能を設けるもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(2)温度、湿度の設定方法等</td><td>温度、湿度目標値の設定方法、動作隙間及び比例帯の範囲</td><td></td><td>標準仕様書表4.1.1による</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(3)圧力制御</td><td>目標値の設定方法 動作隙間及び比例帯</td><td></td><td>機器本体で行う システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有したもの</td><td></td><td></td></tr></table>	項 目			評 価 基 準			3-2-1電気式、電子式、デジタル式						(1)調節機構	①電気式	1)機構	スプリングレバーアセンブリー、マイクロスイッチ及びポテンシオメーター			②電子式	1)機構			③デジタル式	1)機構	ダイレクトデジタルコントローラ(DDC)					2)制御範囲	複数の制御が行えるもの					3)通信機能	特記により中央監視制御装置との通信機能を設けるもの			(2)温度、湿度の設定方法等	温度、湿度目標値の設定方法、動作隙間及び比例帯の範囲		標準仕様書表4.1.1による			(3)圧力制御	目標値の設定方法 動作隙間及び比例帯		機器本体で行う システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有したもの		
項 目			評 価 基 準																																																																																																													
3-2-1デジタル式、電子式、電気式																																																																																																																
(1)調節機構	①デジタル式	1)機構	ダイレクトデジタルコントローラ(DDC)等 中央監視制御装置との通信機能を備えたもの																																																																																																													
	②電子式	1)機構																																																																																																														
			デジタル指示調節器 設定値を確認・変更するためのデジタル表示の指示機能並びに制御信号による遠方からの操作及び演算値等の外部への出力機能を備えたもの																																																																																																													
	③電気式	1)機構	スプリングレバーアセンブリー、マイクロスイッチ及びポテンシオメーター																																																																																																													
		2)制御範囲	複数の制御が行えるもの																																																																																																													
(2)温度、湿度の設定方法等	温度、湿度目標値の設定方法、動作隙間及び比例帯の範囲		標準仕様書表4.1.1による																																																																																																													
(3)圧力制御	デジタル式、電子式	目標値の設定方法 動作隙間及び比例帯	機器本体又は遠方から行う システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有したもの																																																																																																													
	電気式	目標値の設定方法 動作隙間及び比例帯	機器本体で行う システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有したもの																																																																																																													
項 目			評 価 基 準																																																																																																													
3-2-1電気式、電子式、デジタル式																																																																																																																
(1)調節機構	①電気式	1)機構	スプリングレバーアセンブリー、マイクロスイッチ及びポテンシオメーター																																																																																																													
	②電子式	1)機構																																																																																																														
	③デジタル式	1)機構	ダイレクトデジタルコントローラ(DDC)																																																																																																													
		2)制御範囲	複数の制御が行えるもの																																																																																																													
		3)通信機能	特記により中央監視制御装置との通信機能を設けるもの																																																																																																													
(2)温度、湿度の設定方法等	温度、湿度目標値の設定方法、動作隙間及び比例帯の範囲		標準仕様書表4.1.1による																																																																																																													
(3)圧力制御	目標値の設定方法 動作隙間及び比例帯		機器本体で行う システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有したもの																																																																																																													

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 新旧対照表			評価基準 新旧対照表			
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版		令和6年版	
自動制御 自動制御システム	第3節 自動制御盤 1.3.4 装置及び機器類	(1) 装置及び機器類は、次による。 (オ) 表示の光源は、原則として、 LED とする。	装置及び機器類は、次による。 (オ) 表示の光源は、原則として、 発光ダイオード とする。	項目		項目	
				4～4 装置・機器類	記録用遮断器 適用するJIS 表示灯の光源	評価基準 JIS C 8201-2-1(低圧開閉装置及び制御装置－第2～1部 回路遮断器) 原則として LED	4～4 装置・機器類 配線用遮断器 適用するJIS 表示灯の光源
自動制御 自動制御システム	第3節 自動制御盤 1.3.5 盤内配線等	(1) 盤内の電線及びケーブルの 種別 は、 製造者標準仕様とし 、盤内配線の最小線径と被覆色は、表4.1.2による。 なお、本項は、機器類及びユニット等の内部配線には適用しない。	(1) 盤内電線、ケーブルの 規格 は、 1.5.1「電気計装用機材」によるほか 、JIS C 3316「電気機器用ビニル絶縁電線」に規定されたものとし、盤内配線の最小線径と被覆色は、表4.1.2による。 なお、本項は、機器類及びユニット等の内部配線には適用しない。	項目		項目	
				4～5 制御回路等の配線	盤内電線、ケーブルの 種別は、製造者標準仕様 標準仕様書の電気計装用機材による。なお、計器等に付属する電線及びケーブルは製造者標準仕様でもよい	評価基準 標準仕様書の電気計装用機材によるほか、JIS C 3316(電気機器用ビニル絶縁電線)に規定されたもの	4～5 制御回路等の配線 盤内電線、ケーブルの規格(標準仕様書1.5.1「電気計装用機材」以外に適用するJIS)
自動制御 自動制御システム	第4節 中央監視制御装置 1.4.1 一般事項	(2) 周囲条件は、次による。 (ア) 中央監視盤 温度 10～35℃ 湿度 30～80％RH (イ) 端末装置 温度 5～40℃ 湿度 30～80％RH (3) 各装置の電源は、JIS C 61000-3-2「電磁両立性 第3-2部:限度値 高調波電流発生限度値(1相当たりの入力電流が20A以下の機器)」による。	(2) 周囲条件は、次による。 (ア) 中央監視盤、 周辺装置 温度 10～35℃ 湿度 30～80％RH (イ) 印字装置 温度 10～30℃ 湿度 30～80％RH (ウ) 端末装置 温度 5～40℃ 湿度 30～80％RH (3) 電源装置及びこれを内蔵するものを除く各装置の電源条件は、次による。 電圧 定格電圧 ±10％(連続) 周波数 定格周波数 ±5％ 波形ひずみ率 10％以下 電源の瞬断 1ms以下	項目		項目	
				5～2 一般事項	システム構成 システム構成、機能の特記への対応 周囲条件 中央監視盤、周辺装置 端末装置 各装置の電源	評価基準 中央監視盤、周辺装置及び端末装置の組合せとされていること システム構成、機能は特記に対応可能であること 10℃～35℃ 30％～80％RH 5℃～40℃ 30％～80％RH JIS C 61000-3-2(電磁両立性－第3-2部:限度値－高調波電流発生限度値(1相当たりの入力電流が20A以下の機器))によること	5～2 一般事項 システム構成 システム構成、機能の特記への対応 周囲条件 中央監視盤、周辺装置 印字装置 端末装置 電源装置及びこれを内蔵するものを除く各装置の電源条件
自動制御 自動制御システム	1.4.2.4 表示装置	(2) 表示装置の形式は、表4.1.4によるデスクトップ形、壁掛形又は簡易壁掛形とし、適用は特記による。 表4.1.4 表示装置機能	(イ) 表示装置の形式は、表4.1.4によるデスクトップ形、壁掛形、 壁掛分離形 とし、適用は特記による。 表4.1.4 表示装置機能	項目		項目	
				5～3～4 表示装置	表示装置画面 (1)デスクトップ形 操作方式 画面サイズ 表示色数 表示内容 画面解像度 画面表示 (2)壁掛形 操作方式 画面サイズ 表示色数 表示内容 画面解像度 画面表示 (3)簡易壁掛 操作方式 画面サイズ 表示色数 表示内容 画面解像度	評価基準 液晶ディスプレイ キーボード及びマウス 27型以上 色数 英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 ドットサイズ 2画面以上の表示が可能 色数 15型以上 32色以上 英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 ドットサイズ タッチパネル 5型以上 色数 英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 ドット	5～3～4 表示装置 表示装置画面 (1)デスクトップ形 操作方式 画面サイズ 表示色数 表示内容 画面解像度 画面表示 (2)壁掛形 操作方式 画面サイズ 表示色数 表示内容 画面解像度 画面表示 (3)壁掛分離形 操作方式 画面サイズ 表示色数 表示内容 画面解像度
自動制御 自動制御システム	1.4.2.5 副表示装置	(5) 副表示装置をグラフィックパネルとする場合は、次による。 (エ) 表示部は、 LED によるものとし、次による。	(オ) 副表示装置をグラフィックパネルとする場合は、次による。 (d) 表示部は、 発光ダイオード によるものとし、次による。	項目		項目	
				5～3～5 副表示装置	機能 表示部 光源種別	評価基準 中央監視盤の操作をせずに、直接、機器の運転・停止、状態表示等が行えるもの LED	5～3～5 副表示装置 機能 表示部 光源種別

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 新旧対照表			評価基準 新旧対照表																																																																							
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版	令和6年版																																																																						
自動制御 自動制御システム	1.4.2.7 操作卓		(イ) パスワード等の操作者識別入力により、監視と操作のレベル分けが可能な機能を有するものとする。	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">5-3-6 操作器</td><td>機能</td><td>表示装置の表示画面を操作し、表示内容の切換、機器の運転・停止、設定値の変更等が行える</td></tr><tr><td>緊急遮断弁の操作、遮断器の投入等の重要な機器の操作</td><td>2拳動操作により、誤操作を防止したもの</td></tr></table>	項 目		評 価 基 準	5-3-6 操作器	機能	表示装置の表示画面を操作し、表示内容の切換、機器の運転・停止、設定値の変更等が行える	緊急遮断弁の操作、遮断器の投入等の重要な機器の操作	2拳動操作により、誤操作を防止したもの	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">5-3-6 操作器</td><td>機能</td><td>表示装置の表示画面を操作し、表示内容の切換、機器の運転・停止、設定値の変更等が行える</td></tr><tr><td>緊急遮断弁の操作、遮断器の投入等の重要な機器の操作</td><td>2拳動操作により、誤操作を防止したもの</td></tr><tr><td></td><td>監視と操作のレベル分けが可能な機能</td><td>パスワード等の操作者識別入力により、監視と操作のレベル分けが可能な機能を有すること</td></tr></table>	項 目		評 価 基 準	5-3-6 操作器	機能	表示装置の表示画面を操作し、表示内容の切換、機器の運転・停止、設定値の変更等が行える	緊急遮断弁の操作、遮断器の投入等の重要な機器の操作	2拳動操作により、誤操作を防止したもの		監視と操作のレベル分けが可能な機能	パスワード等の操作者識別入力により、監視と操作のレベル分けが可能な機能を有すること																																																			
項 目		評 価 基 準																																																																									
5-3-6 操作器	機能	表示装置の表示画面を操作し、表示内容の切換、機器の運転・停止、設定値の変更等が行える																																																																									
	緊急遮断弁の操作、遮断器の投入等の重要な機器の操作	2拳動操作により、誤操作を防止したもの																																																																									
項 目		評 価 基 準																																																																									
5-3-6 操作器	機能	表示装置の表示画面を操作し、表示内容の切換、機器の運転・停止、設定値の変更等が行える																																																																									
	緊急遮断弁の操作、遮断器の投入等の重要な機器の操作	2拳動操作により、誤操作を防止したもの																																																																									
	監視と操作のレベル分けが可能な機能	パスワード等の操作者識別入力により、監視と操作のレベル分けが可能な機能を有すること																																																																									
自動制御 自動制御システム	1.4.2.7 操作卓	(1) 操作卓(椅子を含む。)は、卓上機器（表示装置、記録（印字）装置等）を置くためのもので、卓上機器は、転倒防止用の措置を講じたものとする。 なお、寸法は特記による。	操作卓(椅子を含む。)は、卓上機器（表示装置、印字装置等）を置くためのもので、本体を床又は壁にアンカーボルトで固定できるように固定金具を備えたものとし、卓上機器は、転倒防止用の措置を講じたものとする。 なお、寸法は特記による。	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">5-3-7 操作卓</td><td>機能</td><td>卓上機器(表示装置、印字装置等)を置くためのもの</td></tr><tr><td>床又は壁への固定方法</td><td>アンカーボルト等で固定できるよう固定金具を備えている</td></tr><tr><td></td><td>卓上機器の設置方法</td><td>転倒防止用の措置を講じる</td></tr></table>	項 目		評 価 基 準	5-3-7 操作卓	機能	卓上機器(表示装置、印字装置等)を置くためのもの	床又は壁への固定方法	アンカーボルト等で固定できるよう固定金具を備えている		卓上機器の設置方法	転倒防止用の措置を講じる	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">5-3-7 操作卓</td><td>機能</td><td>卓上機器(表示装置、印字装置等)を置くためのもの</td></tr><tr><td>床又は壁への固定方法</td><td>アンカーボルト等で固定できるよう固定金具を備えている</td></tr><tr><td></td><td>卓上機器の設置方法</td><td>転倒防止用の措置を講じる</td></tr></table>	項 目		評 価 基 準	5-3-7 操作卓	機能	卓上機器(表示装置、印字装置等)を置くためのもの	床又は壁への固定方法	アンカーボルト等で固定できるよう固定金具を備えている		卓上機器の設置方法	転倒防止用の措置を講じる																																																
項 目		評 価 基 準																																																																									
5-3-7 操作卓	機能	卓上機器(表示装置、印字装置等)を置くためのもの																																																																									
	床又は壁への固定方法	アンカーボルト等で固定できるよう固定金具を備えている																																																																									
	卓上機器の設置方法	転倒防止用の措置を講じる																																																																									
項 目		評 価 基 準																																																																									
5-3-7 操作卓	機能	卓上機器(表示装置、印字装置等)を置くためのもの																																																																									
	床又は壁への固定方法	アンカーボルト等で固定できるよう固定金具を備えている																																																																									
	卓上機器の設置方法	転倒防止用の措置を講じる																																																																									
自動制御 自動制御システム	1.4.2.8 伝送制御装置	(2) 伝送方式は、直列伝送方式とし、符号検定機能を備えたものとする。	(イ) 伝送方式は、直列伝送方式とし、符号検定機能を備えたものとする。 なお、通信プロトコルは、製造者の標準仕様によるものとする。	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">5-3-8 伝送制御装置</td><td>機能</td><td>端末装置との入出力信号の送受信を制御し、中央処理装置との入出力信号の送受信を円滑に行う</td></tr><tr><td>伝送方式</td><td>直列伝送で符号検定機能を持つもの</td></tr><tr><td></td><td>通信プロトコル</td><td>製造者の標準仕様</td></tr></table>	項 目		評 価 基 準	5-3-8 伝送制御装置	機能	端末装置との入出力信号の送受信を制御し、中央処理装置との入出力信号の送受信を円滑に行う	伝送方式	直列伝送で符号検定機能を持つもの		通信プロトコル	製造者の標準仕様	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">5-3-8 伝送制御装置</td><td>機能</td><td>端末装置との入出力信号の送受信を制御し、中央処理装置との入出力信号の送受信を円滑に行う</td></tr><tr><td>伝送方式</td><td>直列伝送で符号検定機能を持つもの</td></tr><tr><td></td><td>通信プロトコル</td><td>製造者の標準仕様</td></tr></table>	項 目		評 価 基 準	5-3-8 伝送制御装置	機能	端末装置との入出力信号の送受信を制御し、中央処理装置との入出力信号の送受信を円滑に行う	伝送方式	直列伝送で符号検定機能を持つもの		通信プロトコル	製造者の標準仕様																																																
項 目		評 価 基 準																																																																									
5-3-8 伝送制御装置	機能	端末装置との入出力信号の送受信を制御し、中央処理装置との入出力信号の送受信を円滑に行う																																																																									
	伝送方式	直列伝送で符号検定機能を持つもの																																																																									
	通信プロトコル	製造者の標準仕様																																																																									
項 目		評 価 基 準																																																																									
5-3-8 伝送制御装置	機能	端末装置との入出力信号の送受信を制御し、中央処理装置との入出力信号の送受信を円滑に行う																																																																									
	伝送方式	直列伝送で符号検定機能を持つもの																																																																									
	通信プロトコル	製造者の標準仕様																																																																									
自動制御 自動制御システム	1.4.3 周辺装置 1.4.3.1 記録（印字）装置	(1) 記録（印字）装置の設置は、特記による。 (2) 壁掛形で本体内蔵のものは、製造者の標準仕様とする。 (3) (2)を除く、記録（印字）装置は、中央監視盤からの操作により、作表印字、メッセージ印字等を行うものとするほか、A4判以上の単票に英字、数字、かな、記号、漢字、図形、表等をカラーで印刷できるものとする。なお、印字方式は特記による。 (ア) インクジェット方式は、インクのカートリッジを色ごとに交換可能なものとし、インクがなくなった場合は、自動的にメッセージ等により表示できるものとする。 (イ) 電子写真方式は、レーザー方式又はLED方式とし、用紙カセットにより自動給紙が可能なものとする。	記録（印字）装置は、中央監視盤からの操作により、作表印字、メッセージ印字等を行うものとし、表4.1.6によるインクジェット方式又はレーザー方式とする。 なお、印字方式は特記による。 <table><tr><th colspan="3">表4.1.6 記録(印字)装置</th></tr><tr><th>印字方式</th><th>インクジェット方式</th><th>レーザー方式</th></tr><tr><td>文字種類</td><td>英字、数字、カナ文字、漢字 (JIS第1、第2水準)、記号及び図形</td><td>英字、数字、カナ文字、漢字 (JIS第1、第2水準)、記号及び図形</td></tr><tr><td>印字色数</td><td>32色以上</td><td>32色以上</td></tr><tr><td>用紙幅</td><td>A4サイズ以上</td><td>A4サイズ以上</td></tr><tr><td>印字速度</td><td>1分間にA4×2枚以上</td><td>1分間にA4×3枚以上</td></tr></table> 注 1. 壁掛形で本体内蔵のものは、製造者の標準仕様とする。 2. インクジェット方式のインクは、色別交換可能なものとする。	表4.1.6 記録(印字)装置			印字方式	インクジェット方式	レーザー方式	文字種類	英字、数字、カナ文字、漢字 (JIS第1、第2水準)、記号及び図形	英字、数字、カナ文字、漢字 (JIS第1、第2水準)、記号及び図形	印字色数	32色以上	32色以上	用紙幅	A4サイズ以上	A4サイズ以上	印字速度	1分間にA4×2枚以上	1分間にA4×3枚以上	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">5-4 周辺装置 5-4-1 記録(印字)装置</td><td>機能</td><td>記録(印字)装置は中央監視盤からの操作により、作表印字、メッセージ印字等を行う (壁掛形で本体内蔵のものは除く)</td></tr><tr><td>印字方式</td><td>インクジェット方式、電子写真方式</td></tr><tr><td></td><td>(1)インクジェット方式</td><td>文字種類 英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 印字色数 A4サイズ以上 用紙幅 A4サイズ以上 印字速度 1分間にA4×何枚以上 インク 色別交換可能 自動メッセージ</td></tr><tr><td></td><td>自動メッセージ</td><td>インクが無くなった場合は、自動的にメッセージを表示</td></tr><tr><td></td><td>(2)電子写真方式</td><td>方式の種別 レーザー方式又はLED方式</td></tr><tr><td></td><td>文字種類</td><td>英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形</td></tr><tr><td></td><td>印字色数</td><td>色数</td></tr><tr><td></td><td>用紙幅</td><td>A4サイズ以上</td></tr><tr><td></td><td>印字速度</td><td>1分間にA4×何枚以上</td></tr><tr><td></td><td>自動給紙</td><td>用紙カセットにより自動給紙が可能なものと</td></tr><tr><td></td><td>壁掛形で本体内蔵のもの</td><td>製造者の標準仕様</td></tr></table>	項 目		評 価 基 準	5-4 周辺装置 5-4-1 記録(印字)装置	機能	記録(印字)装置は中央監視盤からの操作により、作表印字、メッセージ印字等を行う (壁掛形で本体内蔵のものは除く)	印字方式	インクジェット方式、電子写真方式		(1)インクジェット方式	文字種類 英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 印字色数 A4サイズ以上 用紙幅 A4サイズ以上 印字速度 1分間にA4×何枚以上 インク 色別交換可能 自動メッセージ		自動メッセージ	インクが無くなった場合は、自動的にメッセージを表示		(2)電子写真方式	方式の種別 レーザー方式又はLED方式		文字種類	英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形		印字色数	色数		用紙幅	A4サイズ以上		印字速度	1分間にA4×何枚以上		自動給紙	用紙カセットにより自動給紙が可能なものと		壁掛形で本体内蔵のもの	製造者の標準仕様	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">5-4 周辺装置 5-4-1 記録(印字)装置</td><td>機能</td><td>記録(印字)装置は中央監視盤からの操作により、作表印字、メッセージ印字等を行う</td></tr><tr><td>印字方式</td><td>インクジェット方式、レーザー方式</td></tr><tr><td></td><td>(1)インクジェット方式</td><td>文字種類 英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 印字色数 32色以上 用紙幅 A4サイズ以上 印字速度 1分間にA4×2枚以上 インク 色別交換可能</td></tr><tr><td></td><td>(2)レーザー方式</td><td>文字種類 英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 印字色数 32色以上 用紙幅 A4サイズ以上 印字速度 1分間にA4×3枚以上</td></tr><tr><td></td><td>壁掛形で本体内蔵のもの</td><td>製造者の標準仕様</td></tr></table>	項 目		評 価 基 準	5-4 周辺装置 5-4-1 記録(印字)装置	機能	記録(印字)装置は中央監視盤からの操作により、作表印字、メッセージ印字等を行う	印字方式	インクジェット方式、レーザー方式		(1)インクジェット方式	文字種類 英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 印字色数 32色以上 用紙幅 A4サイズ以上 印字速度 1分間にA4×2枚以上 インク 色別交換可能		(2)レーザー方式	文字種類 英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 印字色数 32色以上 用紙幅 A4サイズ以上 印字速度 1分間にA4×3枚以上		壁掛形で本体内蔵のもの	製造者の標準仕様
表4.1.6 記録(印字)装置																																																																											
印字方式	インクジェット方式	レーザー方式																																																																									
文字種類	英字、数字、カナ文字、漢字 (JIS第1、第2水準)、記号及び図形	英字、数字、カナ文字、漢字 (JIS第1、第2水準)、記号及び図形																																																																									
印字色数	32色以上	32色以上																																																																									
用紙幅	A4サイズ以上	A4サイズ以上																																																																									
印字速度	1分間にA4×2枚以上	1分間にA4×3枚以上																																																																									
項 目		評 価 基 準																																																																									
5-4 周辺装置 5-4-1 記録(印字)装置	機能	記録(印字)装置は中央監視盤からの操作により、作表印字、メッセージ印字等を行う (壁掛形で本体内蔵のものは除く)																																																																									
	印字方式	インクジェット方式、電子写真方式																																																																									
	(1)インクジェット方式	文字種類 英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 印字色数 A4サイズ以上 用紙幅 A4サイズ以上 印字速度 1分間にA4×何枚以上 インク 色別交換可能 自動メッセージ																																																																									
	自動メッセージ	インクが無くなった場合は、自動的にメッセージを表示																																																																									
	(2)電子写真方式	方式の種別 レーザー方式又はLED方式																																																																									
	文字種類	英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形																																																																									
	印字色数	色数																																																																									
	用紙幅	A4サイズ以上																																																																									
	印字速度	1分間にA4×何枚以上																																																																									
	自動給紙	用紙カセットにより自動給紙が可能なものと																																																																									
	壁掛形で本体内蔵のもの	製造者の標準仕様																																																																									
項 目		評 価 基 準																																																																									
5-4 周辺装置 5-4-1 記録(印字)装置	機能	記録(印字)装置は中央監視盤からの操作により、作表印字、メッセージ印字等を行う																																																																									
	印字方式	インクジェット方式、レーザー方式																																																																									
	(1)インクジェット方式	文字種類 英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 印字色数 32色以上 用紙幅 A4サイズ以上 印字速度 1分間にA4×2枚以上 インク 色別交換可能																																																																									
	(2)レーザー方式	文字種類 英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形 印字色数 32色以上 用紙幅 A4サイズ以上 印字速度 1分間にA4×3枚以上																																																																									
	壁掛形で本体内蔵のもの	製造者の標準仕様																																																																									
自動制御 自動制御システム	第5節 計装用機材 1.5.1 電気計装用機材	(1) 電気計装に使用する機材は、次による。 (ア) 電線及びケーブルは、表4.1.11による。なお、計器等に附属する電線及びケーブルは製造者の標準仕様としてもよい。	電気計装に使用する機材は、次による。 (ア) 電線及びケーブルは、表4.1.11によるほか、製造者の標準仕様によるものとする。	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">6. 計装用機材</td><td>電線及びケーブルの規格</td><td>標準仕様書表4.1.11による</td></tr><tr><td>(1)電線及びケーブル</td><td>計器等に附属する電線及びケーブルは製造者の標準仕様によもよい</td></tr></table>	項 目		評 価 基 準	6. 計装用機材	電線及びケーブルの規格	標準仕様書表4.1.11による	(1)電線及びケーブル	計器等に附属する電線及びケーブルは製造者の標準仕様によもよい	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">6. 計装用機材</td><td>電線及びケーブルの規格</td><td>標準仕様書表4.1.11によるほか、製造者の標準仕様による</td></tr><tr><td>(1)電線及びケーブル</td><td>電線及びケーブルの規格</td></tr></table>	項 目		評 価 基 準	6. 計装用機材	電線及びケーブルの規格	標準仕様書表4.1.11によるほか、製造者の標準仕様による	(1)電線及びケーブル	電線及びケーブルの規格																																																						
項 目		評 価 基 準																																																																									
6. 計装用機材	電線及びケーブルの規格	標準仕様書表4.1.11による																																																																									
	(1)電線及びケーブル	計器等に附属する電線及びケーブルは製造者の標準仕様によもよい																																																																									
項 目		評 価 基 準																																																																									
6. 計装用機材	電線及びケーブルの規格	標準仕様書表4.1.11によるほか、製造者の標準仕様による																																																																									
	(1)電線及びケーブル	電線及びケーブルの規格																																																																									
衛生器具ユニット	第5編 給排水衛生設備工事 第1章 機材 1.1.3 衛生器具ユニット 1.1.3.1 大便器ユニット	(2) 配管材は特記による。特記がない場合は、給水管は水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管、排水管及び通気管は、塩ビ管とする。 なお、排水管及び通気管の継手にはゴム製等を使用してもよい。 (3) 給水管及び排水管には保温を施し、保温材は不燃性又は難燃性の材料とする。 なお、保温仕様は製造者の標準仕様とする。ただし、排水管に塩ビ管を使用した場合は、保温を不要とする。	(イ) 配管材は特記によるほか、次による。 (a) 排水管及び通気管の継手にはゴム製等を使用してもよい。 (b) 給水管及び排水管には保温を施し、保温材は不燃性又は難燃性の材料とする。 なお、保温仕様は製造者の標準仕様とする。ただし、排水管にビニル管を使用した場合は、保温を不要とする。	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">6. 保温</td><td>(1)保温材</td><td>給水管及び排水管には保温を施し、保温材は不燃性又は難燃性の材料とする。保温仕様は製造者の標準仕様とする。ただし、排水管に塩ビ管を使用した場合は、保温を不要とする</td></tr><tr><td>(2)保温施工する管種・用途</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(3)塩ビ管使用時の特例</td><td></td></tr></table>	項 目		評 価 基 準	6. 保温	(1)保温材	給水管及び排水管には保温を施し、保温材は不燃性又は難燃性の材料とする。保温仕様は製造者の標準仕様とする。ただし、排水管に塩ビ管を使用した場合は、保温を不要とする	(2)保温施工する管種・用途			(3)塩ビ管使用時の特例		<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">6. 保温</td><td>(1)保温材</td><td>給水管及び排水管には保温を施し、保温材は不燃性又は難燃性の材料とする。保温仕様は製造者の標準仕様とする。ただし、排水管にビニル管を使用した場合は、保温を不要とする</td></tr><tr><td>(2)保温施工する管種・用途</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(3)塩ビ管使用時の特例</td><td></td></tr></table>	項 目		評 価 基 準	6. 保温	(1)保温材	給水管及び排水管には保温を施し、保温材は不燃性又は難燃性の材料とする。保温仕様は製造者の標準仕様とする。ただし、排水管にビニル管を使用した場合は、保温を不要とする	(2)保温施工する管種・用途			(3)塩ビ管使用時の特例																																																	
項 目		評 価 基 準																																																																									
6. 保温	(1)保温材	給水管及び排水管には保温を施し、保温材は不燃性又は難燃性の材料とする。保温仕様は製造者の標準仕様とする。ただし、排水管に塩ビ管を使用した場合は、保温を不要とする																																																																									
	(2)保温施工する管種・用途																																																																										
	(3)塩ビ管使用時の特例																																																																										
項 目		評 価 基 準																																																																									
6. 保温	(1)保温材	給水管及び排水管には保温を施し、保温材は不燃性又は難燃性の材料とする。保温仕様は製造者の標準仕様とする。ただし、排水管にビニル管を使用した場合は、保温を不要とする																																																																									
	(2)保温施工する管種・用途																																																																										
	(3)塩ビ管使用時の特例																																																																										

品 目	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 新旧対照表			評価基準 新旧対照表																												
	章・節	令和7年版	令和4年版	令和7年版			令和6年版																									
タンク ①FRP製パネルタンク ④ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形） ⑤ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形） （共通事項）	第4節 タンク 1.4.2 タンク 1.4.2.2 FRP製パネルタンク 1.4.2.4 ステンレス鋼板製パネルタンク（溶接組立形） 1.4.2.5 ステンレス鋼板製パネルタンク（ボルト組立形）	(6) 附属品は、次による。 (7) はしご（タンク内は合成樹脂製。タンク外は鋼製（第2編3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」によるHDZT49を施したもの。） 又はステンレス鋼製。なお、安全ガード付きの場合は特記とする。）	(カ) 附属品は、次による。 (c) はしご（タンク内は合成樹脂製、タンク外は鋼製（第2編3.2.2.4「溶融亜鉛めっき」による2種35を施したもの。） 又はステンレス鋼製）	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>7. 附属品</td><td>・接続口および取付座</td><td>揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設けること</td></tr><tr><td></td><td>・はしご</td><td>タンク内部 合成樹脂製</td></tr><tr><td></td><td></td><td>タンク外部 鋼製(溶融亜鉛めっき(HDZT49))、ステンレス鋼製又はFRP製 安全ガード付きの場合は特記対応</td></tr></table>			項 目		評価基準	7. 附属品	・接続口および取付座	揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設けること		・はしご	タンク内部 合成樹脂製			タンク外部 鋼製(溶融亜鉛めっき(HDZT49))、ステンレス鋼製又はFRP製 安全ガード付きの場合は特記対応	<table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>7. 附属品</td><td>・接続口および取付座</td><td>揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設けること</td></tr><tr><td></td><td>・はしご</td><td>タンク内部 合成樹脂製</td></tr><tr><td></td><td></td><td>タンク外部 鋼製(溶融亜鉛めっき(HDZT49))、ステンレス鋼製又はFRP製</td></tr></table>		項 目		評価基準	7. 附属品	・接続口および取付座	揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設けること		・はしご	タンク内部 合成樹脂製			タンク外部 鋼製(溶融亜鉛めっき(HDZT49))、ステンレス鋼製又はFRP製
項 目		評価基準																														
7. 附属品	・接続口および取付座	揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設けること																														
	・はしご	タンク内部 合成樹脂製																														
		タンク外部 鋼製(溶融亜鉛めっき(HDZT49))、ステンレス鋼製又はFRP製 安全ガード付きの場合は特記対応																														
項 目		評価基準																														
7. 附属品	・接続口および取付座	揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設けること																														
	・はしご	タンク内部 合成樹脂製																														
		タンク外部 鋼製(溶融亜鉛めっき(HDZT49))、ステンレス鋼製又はFRP製																														

機械設備機材等評価基準（令和7年度）の改定について（標準仕様書の改定以外のもの）

*主な改定内容を抜粋しています。
「赤字」は、改定箇所を示しています。

品 目	令和7年版			令和6年版			改正理由																																		
冷凍機 ①空機熱源ヒートポンプユニット 及び水冷チリングユニット ②吸収冷温水機 ③吸収冷温水機ユニット ④遠心冷凍機 空気調和機 ④パッケージ形空気調和機 ⑤マルチパッケージ形空気調和機 ⑥ガスエンジンヒートポンプ式空 気調和機 (共通事項)	<table><tr><th>項目</th><th>単位等</th><th>評価基準</th></tr><tr><td>2. 性 能</td><td></td><td>性能等の申請書類に対する有効性を保証する品質管理者のサインの入った自己宣言書を添付する。</td></tr></table>			項目	単位等	評価基準	2. 性 能		性能等の申請書類に対する有効性を保証する品質管理者のサインの入った自己宣言書を添付する。				熱源機器に対する追加事項																												
項目	単位等	評価基準																																							
2. 性 能		性能等の申請書類に対する有効性を保証する品質管理者のサインの入った自己宣言書を添付する。																																							
空気調和機 ⑤マルチパッケージ形空気調和機 ⑥ガスエンジンヒートポンプ式空 気調和機 (共通事項)	<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td>2.1 試験成績データ</td><td></td><td rowspan="6">試験成績書を提出し、代表機種はデータシート3に記入 冷暖同時の形式は、屋内機全てが同じモードで運転したときの能力を確認する。</td></tr><tr><td>冷暖房能力試験及び性能曲線</td><td></td></tr><tr><td>送風機試験及び性能曲線(風量、機外静圧、軸動力)</td><td></td></tr><tr><td>気密、耐圧試験(圧縮機、冷却器、凝縮器等主要部)</td><td></td></tr><tr><td>騒音・振動試験</td><td></td></tr><tr><td>冷媒配管距離による能力減少率</td><td></td></tr></table>			項 目	単位等	評 価 基 準	2.1 試験成績データ		試験成績書を提出し、代表機種はデータシート3に記入 冷暖同時の形式は、屋内機全てが同じモードで運転したときの能力を確認する。	冷暖房能力試験及び性能曲線		送風機試験及び性能曲線(風量、機外静圧、軸動力)		気密、耐圧試験(圧縮機、冷却器、凝縮器等主要部)		騒音・振動試験		冷媒配管距離による能力減少率		<table><tr><th>項 目</th><th>単位等</th><th>評 価 基 準</th></tr><tr><td>2.1 試験成績データ</td><td></td><td rowspan="6">試験成績書を提出し、代表機種はデータシート3に記入</td></tr><tr><td>冷暖房能力試験及び性能曲線</td><td></td></tr><tr><td>送風機試験及び性能曲線(風量、機外静圧、軸動力)</td><td></td></tr><tr><td>気密、耐圧試験(圧縮機、冷却器、凝縮器等主要部)</td><td></td></tr><tr><td>騒音・振動試験</td><td></td></tr><tr><td>冷媒配管距離による能力減少率</td><td></td></tr></table>			項 目	単位等	評 価 基 準	2.1 試験成績データ		試験成績書を提出し、代表機種はデータシート3に記入	冷暖房能力試験及び性能曲線		送風機試験及び性能曲線(風量、機外静圧、軸動力)		気密、耐圧試験(圧縮機、冷却器、凝縮器等主要部)		騒音・振動試験		冷媒配管距離による能力減少率		内容の見直し		
項 目	単位等	評 価 基 準																																							
2.1 試験成績データ		試験成績書を提出し、代表機種はデータシート3に記入 冷暖同時の形式は、屋内機全てが同じモードで運転したときの能力を確認する。																																							
冷暖房能力試験及び性能曲線																																									
送風機試験及び性能曲線(風量、機外静圧、軸動力)																																									
気密、耐圧試験(圧縮機、冷却器、凝縮器等主要部)																																									
騒音・振動試験																																									
冷媒配管距離による能力減少率																																									
項 目	単位等	評 価 基 準																																							
2.1 試験成績データ		試験成績書を提出し、代表機種はデータシート3に記入																																							
冷暖房能力試験及び性能曲線																																									
送風機試験及び性能曲線(風量、機外静圧、軸動力)																																									
気密、耐圧試験(圧縮機、冷却器、凝縮器等主要部)																																									
騒音・振動試験																																									
冷媒配管距離による能力減少率																																									